

令和三年

第5回大津町議会定例会会議録

開会 令和三年九月六日

閉会 令和三年九月十七日

大津町議会

## 令和3年第5回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9月 6日	月	午前10時	本会議	開会、提案理由説明 議案審議、委員会付託	
9月 7日	火	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月 8日	水	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月 9日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月10日	金	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月11日	土		休会	議案等整理	
9月12日	日		休会	議案等整理	
9月13日	月	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月14日	火		休会	議案等整理	
9月15日	水	午前10時	本会議	一般質問	
9月16日	木	午前10時	本会議	一般質問	
9月17日	金	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				12 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更について
- 議長行事報告
- 専決事項の報告（1件）
- 陳情書（1件）
- 要望書（1件）
- 健全化判断比率報告書
- 令和3年度財政援助団体等監査の結果報告書
- 資金不足比率報告書
- 令和3年6月例月出納検査の結果について
- 令和3年7月例月出納検査の結果について
- 令和3年8月例月出納検査の結果について

# 令和3年第5回大津町議会定例会会議録

令和3年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

令和3年9月6日(月曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎      2番 田代 元気      3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢      5番 大塚 益雄      6番 三宮 美香 7番 山部 良二      8番 山本 富二夫      9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二      11番 大塚 龍一郎      12番 坂本 典光 13番 永田 和彦      14番 津田 桂伸      15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄																																								
欠席議員																																									
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴																																								
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>金田 英樹</td> <td>会計管理者</td> <td>元田 正剛</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>佐方 美紀</td> <td>兼会計課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>藤本 聖二</td> <td>総務部総務課主幹兼行政係長兼法制執務係長</td> <td>吉良 元子</td> </tr> <tr> <td>住民生活部長</td> <td>坂本 光成</td> <td>総務部財政課課長補佐兼財政係長</td> <td>大塚 昌憲</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長</td> <td>矢野 好一</td> <td>教育 長</td> <td>吉良 智恵美</td> </tr> <tr> <td>産業振興部長併任工業用水道課長</td> <td>田上 克也</td> <td>教育 部長</td> <td>羽熊 幸治</td> </tr> <tr> <td>都市整備部長</td> <td>村山 龍一</td> <td>教育 部次長</td> <td>平岡 馨</td> </tr> <tr> <td>総務部次長兼総務課長選挙管理委員会書記長</td> <td>白石 浩範</td> <td>農業委員会事務局長</td> <td>高橋 和秀</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>大津町代表監査委員</td> <td>今村 昭彦</td> </tr> <tr> <td>総務部財政課長</td> <td>清水 和己</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	金田 英樹	会計管理者	元田 正剛	副町長	佐方 美紀	兼会計課長		総務部長	藤本 聖二	総務部総務課主幹兼行政係長兼法制執務係長	吉良 元子	住民生活部長	坂本 光成	総務部財政課課長補佐兼財政係長	大塚 昌憲	健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長	矢野 好一	教育 長	吉良 智恵美	産業振興部長併任工業用水道課長	田上 克也	教育 部長	羽熊 幸治	都市整備部長	村山 龍一	教育 部次長	平岡 馨	総務部次長兼総務課長選挙管理委員会書記長	白石 浩範	農業委員会事務局長	高橋 和秀			大津町代表監査委員	今村 昭彦	総務部財政課長	清水 和己		
町 長	金田 英樹	会計管理者	元田 正剛																																						
副町長	佐方 美紀	兼会計課長																																							
総務部長	藤本 聖二	総務部総務課主幹兼行政係長兼法制執務係長	吉良 元子																																						
住民生活部長	坂本 光成	総務部財政課課長補佐兼財政係長	大塚 昌憲																																						
健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長	矢野 好一	教育 長	吉良 智恵美																																						
産業振興部長併任工業用水道課長	田上 克也	教育 部長	羽熊 幸治																																						
都市整備部長	村山 龍一	教育 部次長	平岡 馨																																						
総務部次長兼総務課長選挙管理委員会書記長	白石 浩範	農業委員会事務局長	高橋 和秀																																						
		大津町代表監査委員	今村 昭彦																																						
総務部財政課長	清水 和己																																								

## 会 議 に 付 し た 事 件

発委第 3号	大津町議会会議規則の一部を改正する規則について
議案第41号	特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第42号	令和3年度大津町一般会計補正予算（第5号）について
議案第43号	令和3年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第44号	令和3年度大津町外4ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）について
議案第45号	令和3年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第46号	令和3年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
議案第47号	令和3年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第48号	令和3年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第49号	令和3年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について
認定第1号	令和2年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号	令和2年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号	令和2年度大津町外4ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号	令和2年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第5号	令和2年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号	令和2年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
認定第7号	令和2年度大津町公共下水道事業会計決算の認定について
認定第8号	令和2年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定について

## 令和3年第5回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
令和3年 6月18日 陳 情 第 号	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	沖縄県那覇市おもろまち4丁目17番11号1階 「新しい提案」実行委員会 責任者 安里 長従  東京都新宿区四谷二丁目8番地岡本ビル5階 全国青年司法書士協議会 会長 阿部 健太郎	配付のみ
令和3年 7月21日 要 望 書 第 号	超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望について	公益社団法人大津町シルバー人材センター 理事長 佐方 美紀	配付のみ

議 事 日 程 (第 1 号)      令和 3 年 9 月 6 日 (月)    午前 1 0 時    開会  
開議

- 日程第 1   会議録署名議員の指名
- 日程第 2   会期の決定
- 日程第 3   諸般の報告
- 日程第 4   発委第 3 号   大津町議会会議規則の一部を改正する規則について  
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 5   議案第 4 1 号   特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6   議案第 4 2 号   令和 3 年度大津町一般会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 7   議案第 4 3 号   令和 3 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 8   議案第 4 4 号   令和 3 年度大津町外 4 ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 9   議案第 4 5 号   令和 3 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 0   議案第 4 6 号   令和 3 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 1   議案第 4 7 号   令和 3 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 2   議案第 4 8 号   令和 3 年度大津町公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 3   議案第 4 9 号   令和 3 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 4   認定第 1 号   令和 2 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5   認定第 2 号   令和 2 年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6   認定第 3 号   令和 2 年度大津町外 4 ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7   認定第 4 号   令和 2 年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8   認定第 5 号   令和 2 年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9   認定第 6 号   令和 2 年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第 2 0 認定第 7 号 令和 2 年度大津町公共下水道事業会計決算の認定について

日程第 2 1 認定第 8 号 令和 2 年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定について

日程第 2 2 議案質疑

議案第 4 1 号 質 疑

議案第 4 2 号 質 疑

議案第 4 3 号 質 疑

議案第 4 4 号から議案第 4 6 号まで 一 括 質 疑

議案第 4 7 号から議案第 4 9 号まで 一 括 質 疑

認定第 1 号 質 疑

認定第 2 号 質 疑

認定第 3 号から認定第 5 号まで 一 括 質 疑

認定第 6 号から認定第 8 号まで 一 括 質 疑

日程第 2 3 委員会付託

議案第 4 1 号から議案第 4 9 号まで

認定第 1 号から認定第 8 号まで

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

○議 長（桐原則雄君） 皆様、おはようございます。ただいまから、令和 3 年第 5 回大津町議会定例会を開会します。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長（桐原則雄君） 本日の会議を開きます。日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定によって、9 番豊瀬和久議員、1 0 番佐藤真二議員を指名します。

#### 日程第 2 会期の決定

○議 長（桐原則雄君） 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会津田委員長。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸君） おはようございます。議会運営委員会における審議の経過と結果について報告します。

当委員会は、8 月 2 7 日 1 0 時から役場委員会室において、桐原議長にも出席を願い、令和 3 年

第5回大津町議会定例会について、審議いたしました。

まず、町長提出議案の9件について、執行部からの説明を求め協議をいたしました。また、議事日程、会議日程、その他議会運営全般について協議いたしました。

認定1号、令和2年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定8号、令和2年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定についてまでの8件の決算関係については、本日の議会で、町長提出理由の説明のみとし、所管部長の説明は省略することといたしました。

なお、一般質問については、11名ですので、1日目は通告の1番から6番まで、2日目が7番から11番までの順で行うことになりました。

また、新型コロナウイルス感染予防対策のため、今回は各30分の持ち時間の中で10分程度の換気の休憩を入れることといたしました。

会期日程については、議席に配付のとおりです。本日から9月17日までの12日間といたしました。

なお、今回もマスクの着用や室内の換気など新型コロナウイルス感染予防のための措置を行うことを申し合わせました。

以上、桐原議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会委員会の報告を終わります。

議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から9月17日までの12日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月17日までの12日間に決定しました。

### 日程第3 諸般の報告

○議長（桐原則雄君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

### 日程第4 発委第3号 大津町議会会議規則の一部を改正する規則について 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第4 発委第3号、大津町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

発委第3号提出者、議会運営委員会委員長、津田委員長。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸君） 改めまして、おはようございます。発委第3号、大津町議会会議規則の一部を改正する規則について趣旨を説明します。

別紙のとおり地方自治体第111条及び大津町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出者は議会運営委員会となっております。

提案理由は、新しい議場に移行したことに伴い、議席のマイク及び電子採決システムを活用するための会議規則の一部を改正しようとするものです。

第50条中第2項を第3項とし、第1項但書を削り同項の次に次の1項を加える。

2前項の規定に関わらず次の各号にあげる場合、議員は議席で発言することができる。議案の質疑1、2その他議長に許可をしたとき。第81条の次に次の1項を加える。電子採決システムによる表決第81条の2、前項の規定に関わらず議長は電子採決システムによる表決をすることができる。電子採決システムによる表決を行う場合は問題を可とするものは賛成のボタンを、問題を否とするものは、反対のボタンを押さなければならない。

3電子採決システムによる表決において議長が表決を終了する直言をした時点で、出席議員が賛成のボタンと反対のボタンのいずれも押していないときは出席議員は棄権としたものとみなす。

なお、附則この規則は令和3年9月6日から施行することといたします。

以上で、趣旨説明は終わります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（桐原則雄君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第3号、大津町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。この採決は起立によって行います。発委第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

ただいまの可決により、本日の議案質疑から議案質疑が議席からできるようになります。また、採決を電子採決でできるようになりましたので、併せてよろしくお願いを申し上げます。

日程第5 議案第41号から日程第21号 認定第8号まで一括上程、提案理由の説明、

## 質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第5 議案第41号、「特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第21 認定第8号、「令和2年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定について」までの17件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。金田町長。

○町 長（金田英樹君） 皆様、おはようございます

それでは、今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号「特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、大津町公立保育園等再編検討委員会の設置に伴い、条例の一部を改正しようとするものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めらるるものでございます。

次に、議案第42号「令和3年度大津町一般会計補正予算（第5号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11億3千915万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、168億2千382万9千円とするものです。

歳入では、地方交付税1億7千433万4千円、国庫支出金5千616万2千円、県支出金3千604万8千円、財産収入2万5千円、繰入金1千411万1千円、繰越金5億2千183万2千円、諸収入1億6千332万5千円、町債1億7千331万6千円を、それぞれ増額するものです。

歳出では、議会費31万2千円、総務費8億1千559万7千円、民生費6千169万7千円、衛生費152万6千円、農林水産業費1千482万2千円、商工費7千317万5千円、土木費2千996万1千円、消防費1千570万円、教育費5千901万3千円、災害復旧費211万8千円、予備費6千523万2千円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議案第43号「令和3年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7千982万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、29億5千501万4千円とするものです。

歳入で、繰越金7千982万6千円を増額し、歳出で、予備費7千982万6千円を増額するものでございます。

次に、議案第44号「令和3年度大津町外4ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ315万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、4千845万9千円とするものです。

歳入で、繰越金315万7千円を減額し、歳出で、予備費354万8千円を減額するものでございます。

次に、議案第45号「令和3年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」でござ

ございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6千488万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、29億1千64万1千円とするものです。

歳入で、国庫支出金6万円、支払基金交付金357万7千円、県支出金74万3千円、繰入金401万円、繰越金1億5千649万2千円をそれぞれ増額し、歳出で、総務費14万3千円、地域支援事業費123万9千円、基金積立金8千万円、諸支出金5千543万6千円、予備費2千806万4千円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議案第46号「令和3年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ222万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、3億6千768万2千円とするものです。

歳入で、繰越金222万4千円を増額し、歳出で、予備費222万4千円を増額するものでございます。

次に、議案第47号「令和3年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について」でございますが、今回の補正は、収益的支出の営業費用を79万9千円減額するものです。

次に、議案第48号「令和3年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」でございますが、今回の補正は、収益的収入の営業収益を2万5千円増額し、営業外収益を35万1千円減額、収益的支出の営業費用を32万6千円減額し、資本的収入の企業債120万円、補助金295万円、負担金及び分担金112万3千円、資本的支出の建設改良費527万3千円を、それぞれ増額するものでございます。

次に、議案第49号「令和3年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について」でございますが、今回の補正は、収益的収入の営業収益を11万7千円、営業外収益を128万3千円、収益的支出の営業費用を140万円、それぞれ増額するものでございます。

議案第42号から議案第49号までの、8議案につきましては、「令和3年度、一般会計及び、各特別会計等の補正予算について」ですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、認定第1号から認定第8号までの案件は、「令和2年度一般会計、各特別会計及び事業会計に係る歳入歳出、決算の認定について」でございますが、各会計の決算内容につきましては、各常任委員会で、御審議いただくこととなっております。

一般会計では、歳入総額229億5千201万円、歳出総額218億7千53万1千円、歳入歳出差引額、10億8千147万9千円、ここから、翌年度に繰り越すべき財源、継続費通次繰越分、2億2千805万9千円、繰越明許費2億3千158万7千円、実質収支額6億2千183万3千円となっております。

「大津町国民健康保険特別会計外各特別会計」におきましては、歳入総額63億4千259万7千円、歳出総額59億3千488万8千円でございます。

また、事業会計では、「大津町工業用水道事業会計」が、収入の決算額6千874万1千円、支出の決算額9千167万3千円、「大津町公共下水道事業会計」が、収入の決算額12億164

万8千円、支出の決算額16億2千440万9千円、「大津町農業集落排水事業会計」が、収入の決算額1億9千563万円、支出の決算額2億3千520万4千円となっております。

決算の認定につきまして、認定第1号から認定第8号までは、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

また、「監査委員の審査意見書、決算資料及び主要な施策の成果」を配布しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、ここで大津町の令和2年度の決算状況について簡単に、御説明を申し上げます。

まずは歳入でございますが、大津町の収入の約23.5%は、町民の皆さんや企業から納められた町税によるものです。

町税総額は、54億1千500万円で、昨年より2.2%増、1億1千300万円の増額となっております。

内訳は、個人町民税は、2.3%の増、3千600万円の増額となっております。

法人町民税は、17.5%減、7千800万円の減額、固定資産税は6.1%増、1億7千万円の増額となっております。

また、自主財源は、歳入全体の38.9%、89億4千200万円で、前年度比5.7%の増となっております。要因としましては、町税の増、繰越金の増に加え、寄附金であるふるさと納税が6億600万円増と大幅に増えたことが影響しております。

依存財源は、前年度比43.2%、42億3千900万円の増額で、総額140億5千900万円となっております。特別定額給付金事業等の新型コロナウイルス感染症対策関連事業により、国庫支出金が136.7%、額でいうと42億7千400万円の増となったことが影響しています。

次に歳出でございますが、目的別では、総務費が、新型コロナウイルス感染症対策事業として特別定額給付金事業の35億4千300万円の増のほか、ふるさと寄附金の増加に伴うふるさと寄附業務委託料の増などにより、210%の増となっております。

民生費は、大津小学校校区学童保育施設建設事業の完了により減額となったものの、幼児教育保育無償化による保育給付費の増、新型コロナウイルス感染症対策関連事業が影響し、10.3%の増、また、衛生費は、菊池環境保全組合負担金の増により、9.1%の増額となりました。

農林水産業費はつきましては、総合交流ターミナル施設等解体撤去工事の完了による減額が影響し、10.1%の減となっております。

商工費につきましては、大津町工場等振興奨励補助金の増、新型コロナウイルス感染症対策関連事業が影響し、128.9%の増となっております。

土木費は、災害公営住宅建設事業の完了などが影響し、41.7%の減額となっております。消防費については、瀬田地区避難所建設事業が完了したものの、菊池広域連合消防本部負担金の増に加え、防災行政無線移設及び防災情報システム設置工事や消防倉庫建設工事を行ったことなどにより、0.6%の増となっております。

教育費は、大津小学校及び大津北中学校増築工事、GIGAスクール構想に伴う児童生徒端末

配置、ネットワーク環境整備などが影響し、86.5%の大幅な増額となっております。

災害復旧費は、宅地耐震化推進事業補助金の増があったものの新庁舎建設事業に係る工事請負費の減などにより、1.1%の減額となっております。

公債費は平成30年度に借入れを行った災害復旧事業債などに係る元金償還が開始されたことにより、8.3%の増となっております。

次に性質別の歳出ですが、義務的経費は、年々、増加傾向にあり、全体で76億3千300万円、8.5%の増となっております。

町債の残高につきましては、令和2年度末で175億6千600万円、前年度比5億7千600万円の増額となっております。これは、熊本地震関連事業の新庁舎建設事業や、小中学校の増築に係る地方債の借入れなどが大きな要因となっております。

基金につきましては、令和2年度末の総額、48億8千800万円で、前年度比2億1千600万円の減額となっております。

財政状況につきましては、全国の類似団体と比較しても、健全財政を堅持しており、財政健全化法に基づく、指標につきましても、国が示す早期健全化基準を超えるものではございませんでした。

しかしながら、熊本地震からの復興が進む中、新型コロナウイルス感染症の蔓延は、今後の財政運営においても、大きな不安要素となっております。先の見えない状況ではございますが、引き続き、健全な財政運営に努め、この難局を乗り越えなければならいと考えております。

以上、簡単ではございますが、町の財政状況の御説明とともに、提案理由の御説明を申し上げましたが、御審議の上、御議決、御認定を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、各会計の決算の認定以外の議案につきましては、各所管部長より、詳細説明をさせますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄君） 町長の説明が終わりました。

次に各部長の説明を求めます。

まず最初に、議案第41号の説明を求めます。

矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） おはようございます。私のほうから、議案第41号、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案集1ページから2ページ、説明資料集1ページから2ページを御参照願います。

今回の改正は、就学前児童の教育・保育等提供体制の維持に向けまして、公立保育等の在り方を見直し、公立保育園及び幼稚園の再編方針を検討するための、大津町公立保育等再編検討委員会の設置にあたり、委員の報酬及び費用弁償を、新たに別表に追加するものです。

説明資料集1ページをお願いいたします。

大津町公立保育等再編検討委員会委員の報酬を3千700円、費用弁償を2千200円とする

ものです。

説明資料集 2 ページをお願いいたします。

委員会の設置目的、検討する事項、委員構成、今後のスケジュールについてお示しをしておりますので、御参照いただければと思います。

議案集 2 ページをお願いします。

附則で、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 次に、議案第 4 2 号から議案第 4 9 号までの説明を求めます。

藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。

議案第 4 2 号の令和 3 年度大津町一般会計補正予算（第 5 号）について御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものにつきましては、4 月の人事異動に伴います人件費の補正に加えまして、令和 2 年度の決算に係る繰越金及び財政調整基金積立金の補正、それから令和 3 年度の普通交付税や臨時財政対策債発行可能額の確定などに係る補正などになります。

また、新型コロナウイルス関連では、県の新型コロナウイルス感染症対策総合交付金の対象事業となります学校施設等の感染症対策のための物品等の購入や修学旅行のキャンセル手数料等計上いたしております。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。合わせて別紙補正予算の概要を御参照をお願いいたします。

第 1 条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 億 3 千 9 1 5 万 3 千円を追加し、予算の総額を 1 6 8 億 2 千 3 8 2 万 9 千円とするものです。第 2 条で地方債の追加及び変更を第 2 表地方債補正のとおりとしております。

7 ページをお願いいたします。第 2 表地方債の補正でございます。追加の 1 6 農業用施設災害復旧事業につきましては、7 月の豪雨による災害復旧事業に係るものになります。

次に変更ですけれども、1 の臨時財政対策債は令和 3 年度の普通交付税算定における借入額の確定に伴います増額になります。

次の 1 0 の町道整備事業はあけぼの橋の補修の増額に伴う変更になります。

それでは、歳出から主なものについて御説明を申し上げます。

1 7 ページをお願いいたします。

款 2、項 1、目 1 3 財政調整等基金費は令和 2 年度の繰越額確定に伴います財政調整基金へ積み立て、それから今後の公共施設更新等の財源としまして公共施設整備へ積み立てるものでございます。

1 8 ページをお願いいたします。

項 3、目 1 戸籍住民基本台帳費、節 1 2 委託料は戸籍事務への番号制度導入に伴うシステム改修が主なものでございます。

20ページをお願いいたします。

款3、項1、目1 社会福祉総務費、節2 7 操出金の介護保険特別会計操出金につきましては、介護保険低所得者保険料軽減負担金それから職員給与費等の操出金になります。

目2 障害者福祉費、節1 2 委託料の障害者虐待対応業務支援業務につきましては、対応困難な障害者虐待案件が増加する中、弁護士等専門職チームからのアドバイスに基づき適切な対応につなげるための委託料になります。

22ページをお願いいたします。

項2、目1 児童福祉総務費の節1 報酬の公立保育等再編検討委員報酬、節8 旅費につきましては、公立園の再編等の検討委員会の設置に伴うものになります。節1 8 補助金の2 保育所等整備事業補助金は、町内幼稚園が認定こども園に移行するための整備費の設計変更に伴う増額になります。7の予備保育士雇上げ補助金につきましては、県の補助制度創設に伴う増額になります。

23ページのほうに移りまして、8の放課後児童クラブ利用サポート事業補助金につきましては、多子多胎世帯の経済的負担軽減のため兄弟姉妹が放課後児童クラブを同時利用している世帯の第3子以降の子供の利用料の一部を補助するものでございます。

24ページをお願いいたします。

款4、項1、目9 新型コロナウイルス感染症対策費、節3 職員手当等の時間外勤務手当は、集団接種や関連事務等の増加に伴う補正になります。

25ページをお願いいたします。

款6、項1、目3 農業振興費、節1 8 補助金の1 3 環境保全型農業直接支払交付金につきましては、交付対象面積の増加による補正になります。

26ページに移りまして、1 4 経営継承・発展支援事業補助金につきましては、担い手の経営を継承し発展させる取組を支援する事業でございます。1 5の産地生産基盤パワーアップ事業補助金は生産基盤の強化を図るため、高性能な機械の導入を行う事業主体に対し補助を行う事業でございます。

続きまして、目9 農業集落排水費、節1 8 補助金の農業集落排水事業補助金につきましては、農業集落排水事業の職員人件費の増加に係るものでございます。

27ページをお願いいたします。

項2、目2 林業振興費、節1 8 補助金、3の熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金は、猿による農作物被害の軽減のため捕獲者に対し補助を行うものでございます。

目3の林道新設改良費の節1 2 委託料林道管理委託につきましては、菊池人吉線古城線の個別施設計画の策定業務委託になります。

28ページをお願いいたします。

款7、項1、目3 観光費、節の1 報酬、それから節3 職員手当等、節8 旅費、節1 8 補助金の3の地域おこし協力隊助成金につきましては、地域おこし協力隊1名の雇用に係るものになります。節1 2 委託料の観光振興事業委託は肥後大津観光協会の委託内容の見直しによる増額になります。

節 1 8 負担金の 4 地域活性化企業人負担金は地域活性化企業人 1 名の雇用に係るものでございます。

続きまして目 4 企業誘致推進費、節 2 4 積立金は立地協定に伴います町内進出企業への補助金支出を見込みまして、大津町工場等振興奨励金へ積立てを行うものです。

3 0 ページをお願いいたします。

款 8、項 2、目 2 道路維持費、節 1 4 工事請負費は吹田団地それから南部能面道路にあります調整池の浚渫工事になります。それから目 3 道路新設改良費、節 1 4 工事請負費はあけぼの橋の改修の橋梁下部工部分の造棟に関わる補正になります。

3 1 ページをお願いいたします。

項 3、目 3 公共下水道費、節 1 8 補助金の公共下水道補助金につきましては、公共下水道事業の職員人件費の増額に係るものになります。

3 2 ページをお願いいたします。

項 4、目 2 住宅維持費、節 1 0 需用費は町営住宅の老朽化に伴う修繕に関わる増額補正になります。款 9、項 1、目 3 消防施設費、節 1 2 委託料の消火栓設置委託は下陣内区内の消火栓の移設、それから楽善区内の消火栓の新設に伴うものになります。目 4 水防費、節 3 職員手当等は 8 月の台風、それから大雨によります水防犯で出動した職員に対する管理職への特別勤務手当と時間外勤務手当の補正になります。

3 3 ページをお願いいたします

款 1 0、項 1、目 2 事務局費、節 1 7 備品購入費の児童生徒用端末等は児童生徒等の増加及び故障による代替機確保のためのタブレットパソコン、それから児童生徒へのプリンターを購入するものでございます。目 4 新型コロナウイルス感染症対策費 3 3 ページから 3 4 ページまたがりませんが、節 1 0 需用費及び節 1 7 備品購入費はそれぞれ各町立の小中学校、教育支援センターの感染症対策に係ります衛生用品それから備品等の購入費用になります。

3 3 ページに戻りまして、節 1 1 役務費の修学旅行キャンセル手数料は予定されております小中学校の修学旅行が直前で中止となる判断も想定されることから今回計上するものでございます。

3 4 ページをお願いいたします。

項 2、目 1 学校管理費、節 1 0 需用費の修繕料は教育用タブレットパソコン等の修繕、それから黒板の修繕に係るものになります。

続いて節 1 4 工事請負費の小学校施設改修工事は大津小学校の北校舎の屋根の補修、それから室小のフェンスの改修等になります。目 2 の教育振興費、節 1 9 扶助費の要保護及び準要保護児童援助費は申請数の増加見込みによる援助費の増になります。

3 5 ページをお願いいたします。

項 3、目 1 学校管理費、節 1 0 需用費の修繕料は教育用タブレットパソコン等の修繕料に係るものになります。節 1 2 委託料大津北中環境整備設計業務委託は、駐輪場整備の設計の業務になります。また中学校校務支援システム改修業務委託は、校務システムの成績処理の段階評価の改修に伴うものでございます。

続きまして、節14 工事請負費の中学校施設改修工事は大津中体育館の照明の改修、それから大津北校舎のベランダタイルの修繕が主なものになります。目2 教育振興費、節19 扶助費の要保護及び準用保護児童扶助費は申請数の増加見込みによる援助費の増になります。

37ページをお願いいたします。

項5、目9 新型コロナウイルス感染症対策費、節17 備品購入費は感染症対策のため図書館にタブレット型サーマルカメラを購入するものでございます。

39ページをお願いいたします。

目4 新型コロナウイルス感染症対策費、節10 需用費、節17 備品購入費は感染症対策のため学校給食センターにサーキュレーター及び加湿空気清浄機を購入するものでございます。款11、項1、目1 農業用施設災害復旧費、節14 工事請負費は令和3年7月発生の豪雨災害に係ります災害復旧工事でございます。仮宿地区の農道災害復旧の工事費になります。

40ページをお願いいたします。

款13 予備費で財源の調整をしております。

次に歳入について主なものについて御説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。

款11、項1、目1 地方交付税です。普通交付税は交付額の確定に伴う増額になります。次に款15、項2、目1 民生費国庫補助金、節1 児童福祉費補助金の保育所等整備交付金は歳出で御説明いたしました町内幼稚園が認定こども園へ移行するための整備費の国庫補助金の増になります。目2 衛生費国庫補助金、節2 衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金は、ワクチン接種に伴う事務費等の国庫補助になります。

次に、目3 土木費国庫補助金、節1 道路橋梁費補助金につきましては、社会資本整備総合交付金事業の地方道路交付金事業のあけぼの橋改修分の増額補正になります。

12ページをお願いいたします。目5 総務費国庫補助金、節1 総務費補助金の社会保障税番号制度システム整備費補助金は戸籍法一部改正に伴います戸籍情報システム改修に係る補助金になります。

次に項2、目1 総務費県補助金、節1 総務費補助金は新型コロナウイルス感染症対策総合交付金でございます。新型コロナウイルス感染拡大防止及び地域経済と県民の生活回復と適正なバランスを確保することを目的とした県の交付金で、今回計上しております各新型コロナウイルス感染症対策事業に充当をいたしております。目2 民生費県補助金、節3 児童福祉費補助金の予備保育士確保促進事業補助金は、予備保育士雇上げ補助金の県補助分でございます。

次の多子多胎世帯子育て支援総合補助金は放課後児童クラブ利用サポート事業補助金の県補助金になります。次に目4 農林水産業費県補助金、節2 農業振興費補助金の農業次世代人材投資事業補助金それから環境保全型農業直接支払交付金、産地生産基盤パワーアップ事業補助金は歳出で御説明いたしました事業の県の補助金になります。

13ページをお願いいたします。

節4 林業費補助金の熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金につきましても歳出で御説明いたしました猿による農作物被害の軽減のための有害鳥獣被害対策事業に係る県の補助金になります。その下目8 災害復旧費県補助金、節1 農業用施設災害費復旧補助金は7月豪雨災害の農業用施設災害復旧事業に係る補助金になります。

次に款19、項1、目1 介護保険特別会計繰入金は令和2年度決算に伴う繰り入れになります。14ページをお願いいたします。

目2 大津町他4ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計繰入金は町有林保育事業等委託のため特別会計から繰り入れるものです。

続いて款20、項1、目1 繰越金は令和2年度決算に伴う繰越金の補正でございます。款21、項5、目2 雑入の公有建物災害見舞金は熊本地震被災に伴うもので役場庁舎等に係るものでございます。

15ページをお願いいたします。

款22 町債は地方債補正で説明したとおりでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。10時50分より再開します。換気のほうよろしくをお願いします。

午前10時43分 休憩

△

午前10時50分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 私のほうからは議案第43号、議案第45号、議案第46号につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第43号、令和3年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、令和2年度大津町国民健康保険特別会計の歳入歳出の額の確定に伴います前年の繰越金でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。概要書は11ページになります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千982万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5千501万4千円とするものです。

歳入について御説明いたします。

予算書の8ページをお願いします。

款7、項1、目1 繰越金、節1 前年度繰越金、7千982万6千円の増額は、令和2年度大津町国民健康保険特別会計の歳入歳出の額の確定に伴い、前年度繰越金を増額するものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。

予算書の9ページをお願いいたします。

款10、項1、目1の予備費で財源の調整を行っております。

議案第43号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第45号、令和3年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

介護保険特別会計の補正予算書、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ1億6千488万2千円を追加し、歳入歳出予算総額を、それぞれ29億1千64万1千円とするものです。

それでは、歳出のほうから説明いたします。

補正予算書の10ページをお願いいたします。概要は12ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費です。これは、介護報酬改定等システム改修事業の1つが完了し、事業費の確定を伴い、国からもらえる補助基準額も確定したため、当初予算との差額を介護特会の一般財源に組み替えたものです。

款1、項3、目1介護認定審査会費です。節12委託料で14万3千円を増額しております。介護認定支援システムの改修費となっております。

款3、項3、目1包括的支援事業費です。節3職員手当等で123万9千円を増額をお願いしております。高齢者虐待案件等が発生した場合の対応や、認知症に伴う行方不明が発生した時の安否確認対応など、命にかかわる突発的対応を要する案件の増加に伴います、時間外勤務手当の増額をお願いしているところです。

補正予算書の11ページをお願いいたします。

款4、項1、目1介護給付費準備基金積立金です。節24積立金で8千万円をお願いしております。令和2年度の精算に伴います前年度繰越金のうち、償還金や一般会計繰出金を除いた剰余金から、基金に積み立てるものです。

款5、項1、目2償還金です。節22償還金、利子及び割引料4千171万5千円は、令和2年度の介護給付費等の精算による、国・県への返還金になります。

予算書の12ページをお願いいたします。

款5、項2、目1一般会計繰出金です。節27繰出金で1千372万1千円となっております。令和2年度の介護給付費、事務費等の精算による、町の一般会計への返還金になります。

款6、項1、目1予備費です。2千806万4千円は、今回の補正に伴う財源調整となります。介護保険特別会計の説明は以上になります。歳出については、以上になります。

続きまして、歳入のほう御説明をいたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。概要書は11ページになります。

款3、項2、目4介護保険事業費補助金です。節1介護保険事業費補助金6万円は、各種システム改修に伴う国補助金の増減になります。

款4、項1、目1介護給付費交付金は、節2過年度分で357万7千円。令和2年度の介護給

付費等の実績報告による、社会保険診療報酬支払基金からの追加交付になっております。

款5、項1、目1介護給付費負担金は、節2過年度分74万3千円。令和2年度の実績報告による、県からの追加交付になっております。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

款6、項1、目3低所得者保険料軽減負担金繰入金、節1現年度分186万8千円は、現年度の見込額、節2の過年度分の84万9千円で、令和2年度の実績報告に伴い、町負担分を一般会計から繰り出し、介護の特別会計のほうに繰り入れるものです。

予算書の12ページをお願いいたします。

款6、項1、目4その他一般会計繰入金は節1で職員給与費等繰入金123万9千円で、歳出のほうで御説明しました、高齢者虐待案件や高齢者安否等確認といった業務に伴う時間外勤務手当を、一般会計から繰り出し介護保険特別会計のほうに繰り入れるものです。

節2事務費繰入金5万4千円は、介護認定支援システムの改修業務に伴う、町負担分になります。

款8、項1、目2繰越金、節1繰越金の1億5千649万2千円は、令和2年度の繰越金確定に伴うものです。

介護保険特別会計補正予算の説明は以上になります。

最後に、議案第46号、令和3年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。概要書は12ページになります。

今回の補正は、令和2年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出の額の確定に伴い、繰越金を増額するものでございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6千768万2千円とするものです。

まず、歳入について御説明いたします。

予算書の7ページをお願いいたします。

款5、項1、目1繰越金は、令和2年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の額の確定に伴い、前年度繰越金222万4千円を増額計上したものです。

続きまして、歳出のほう御説明いたします。

予算書の8ページをお願いいたします。

款5、項1、目1予備費の222万4千円を増額は、財源を予備費で調整するものになります。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） おはようございます。私のほうからは、議案第44号、47号について御説明を申し上げます。

議案第44号、令和3年度大津町外4ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算

(第1号)について御説明いたします。

議案集は5ページ、補正予算の概要は11ページをお願いいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ315万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4千845万9千円といたします。

歳入から御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

款4、項1、目1、節1前年度繰越金でございます。前年度繰越金の確定に伴い、315万7千円を減額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1、節27繰出金につきましては、一般会計の「町有林保育事業等委託」で施業を行った共有財産植栽のうち、平成30年度分が活着不良により枯損、枯れてしまいましたので、この枯損の補植を実施するものでございます。

款2、項1、目1予備費につきましては、補正に伴う財源調整となっております。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第47号、令和3年度大津町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について御説明をいたします。

補正の概要は、13ページ、補正予算書につきましては、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条で予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、支出を79万9千円減額するものです。

2ページをお願いいたします。

第3条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正として、職員給与費を79万9千円減額するものでございます。

説明書により、詳細を御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

収益的支出、款1、項1、目3総係費を人事異動に伴い、79万9千円減額するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長(桐原則雄君) 村山都市整備部長。

○都市整備部長(村山龍一君) こんにちは。私のほうからは、議案第48号と議案第49号について御説明を申し上げます。

議案第48号、令和3年度大津町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について御説明いた

します。

補正の概要は13ページ、補正予算書につきましては、1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、上の表、収入の第1項営業収益を下水道使用料の収入実績見込みにより増額し、収入の第2項営業外収益を、4月の人事異動に伴い補助金を減額し、また、下の表の支出の第1項営業費用を同じく人事異動に伴い減額するものです。

2ページをお願いいたします。

第3条で、予算に定めた資本的収入及び支出の予定額について、上の表、収入の第1項企業債は、大津町浄化センター改築工事業委託の変更に伴い増額、第3項補助金は、大津町浄化センター改築工事業委託の変更及び4月の人事異動に伴い増額、第4項負担金及び分担金は、受益者負担金の収入実績見込みに伴い増額するものです。また、下の表の支出の第1項建設改良費は、浄化センター汚泥処理施設改築事業の変更に伴う増額と4月の人事異動に伴い増額するものです。

第4条、債務負担行為については、令和2年度に定めました大津町浄化センター改築工事業委託の変更に伴い限度額を改めるものです。

予算書の3ページをお願いします。

第5条、企業債については、大津町浄化センター改築工事業委託の変更に伴い企業債の限度額を増額するものです。

第6条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、職員給与費を4月の人事異動等に伴い増額するものです。

第7条、他会計からの補助金の補正は、4月の人事異動に伴い人件費分を補正するため、予算書第10条中の数値を改めるものでございます。

次の説明書により、詳細を御説明いたします。

説の1ページをお願いいたします。

上の表、収益的収入、款1、項1、目1下水道使用料を収入実績見込みに伴い2万5千円増額し、款1、項2、目2補助金を収益的収支対象職員の人事異動に伴い35万1千円減額するものです。

下の表、収益的支出、款1、項1、目4総係費は、4月の人事異動等に伴い32万6千円減額するものです。

説2ページをお願いいたします。

上の表、資本的収入、款1、項1、目1企業債は、大津町浄化センター改築工事業委託の変更に伴い120万円増額、款1、項3、目1国庫補助金は大津町浄化センター改築工事業委託の変更に伴い165万円増額、款1、項3、目2他会計補助金は資本的収支対象職員の人事異動に伴い130万円増額をするものです。また、款1、項4、目1受益者負担金及び分担金は、収入の実績見込みに伴い112万3千円増額するものです。

下の表、資本的支出、款1、項1、目1建設改良費は、4月の人事異動に伴い資本的収支対象

職員の給料等を227万3千円増額し、大津町浄化センター改築工事業委託において重力式濃縮槽の覆盖施設等が、当初の想定より腐食が進んでおり、その対応のために委託料を300万円増額するものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

続きまして、議案第49号、令和3年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正の概要は、14ページ、補正予算書については、1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、上の表、収入の第1項営業収益を農業集落排水事業費使用料の収入実績見込みにより増額し、収入の第2項営業外収益を4月の人事異動に伴い補助金を増額し、また、下の表、支出の第1項営業費用を同じく4月の人事異動に伴い増額するものです。

予算書の2ページをお願いします。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、職員給与費等を4月の人事異動等に伴い増額するものです。

第4条、他会計からの補助金の補正は、4月の人事異動に伴い人件費分を補正するため、予算書第8条中の数値を改めるものでございます。

次の説明書により、詳細を御説明いたします。

説の1ページをお願いいたします。

上の表、収益的収入、款1、項1、目1農業集落排水事業費使用料を、収入実績見込みに伴い11万7千円増額し、款1、項2、目2補助金を収益的収支対象職員の4月の人事異動に伴い128万3千円増額するものです。

下の表、収益的支出、款1、項1、目4総係費は、4月の人事異動等に伴い140万円増額するものです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 次に決算認定について、監査委員から審査意見書が町長に提出されていますので、その説明を求めます。

今村代表監査委員。

○代表監査委員（今村昭彦君） お疲れさまでございます。監査委員の今村でございます。令和2年度の一般会計、特別会計、公営企業会計、関連します財政健全化リストにつきまして、自薦の監査委員の佐藤議員と共々7月14日から8月11日までの11日間決算審査を行った結果につきまして、地方自治法並びに地方公営企業法に基づき、御報告を申し上げたいと思います。

なお、先ほど町長のほうから令和2年度の決算状況につきまして、概要として御説明がっておりますので、その重なる部分につきましては割愛させていただきたいと思います。

どうぞ、よろしくお願いをいたします。

まず大津町一般会計特別会計決算及び各基金の運用状況審査意見書をお開きいただきたいと思います。

ます。

1 ページでございます。先ほど申しましたように7月14日から11日間の日程で決算を審査させていただきました。部長、担当課長並びに担当職員の方聞き取り、あるいは帳票等を審査したところでございます。

主な審査の着眼点といたしましては、5に書いております1から5までを主な着眼点として決算審査を行ったところでございます。

資料の2ページでございます。

決算関係の総括的な意見でございますけれども、審査した範囲内においては予算の趣旨にあつてなされているか、あるいは証票あるいは証拠書類等の照合した結果、審査した範囲内においては令和2年度の決算につきましては特に指摘するような事項はございませんし、誤りも認められませんでした。

続きまして、3ページでございますが、歳入、歳出関係について御報告を申し上げます。

先ほど町長のほうから説明されましたとおり歳入歳出の決算状況につきましては、歳入が220億円余ということで、熊本地震後の平成29年を上回る大規模な歳入歳出予算となっております。形式収支から繰越額等を引きました実質収支額は6億2千100万円余の黒字の決算となっております。

4ページでございますけれども、先ほど町長からお話ありましたように自主財源と依存財源の比率はそこにお示ししておりますとおり自主財源が38.8%、依存財源が61.2%でございますけれども、これにつきましては令和2年度は地方臨時交付金等が大幅に40億円余を超えるような交付金がなされておまして、この関係で若干令和元年度に比べまして8ポイントほど自主財源比率が落ちておりますけれども、実質的な大津町の財政抑止数としては、特に令和3年度予算あたりみますと自主財源が47.9%、あるいは依存財源が52.1%と極めて自主財源の高い内容になっております。ちなみに45市町村における自主財源比率というのは、大体33%程度でございますので財政的には非常に柔軟な財政構造になっているかと思えます。

5ページの歳出の状況につきましては、主に増えているところにつきましては、地方創生臨時交付金が増額された関係でそれぞれ総務費、民生費、商工費等増加しているところでございます。

続きまして、6ページでございますけれども、歳入関係の中身につきましては、地方税につきましてこれは3年連続で50億円を超えるような非常に高い財源になっておまして、歳入に占める構成割合としては、大体35%、よく頑張られておられるかと思っております。

7ページでございますけれども、税別の推移につきましては、町民税と固定資産税が合わせて54億円の町税のうち49億円余ということで、全体の91%は町民税と固定資産税で占めているというような状況になっております。特に大津町の特徴としては、隣接市町に比べて非常に歳入としての固定資産税が非常に高いという傾向が見てとれております。

次、8ページでございます。(2)の町税以外の収入ということで書いておりますけれども、これにつきましては国庫支出金が前年度に比べますと42億円ほど増加しておりますけれども、こ

れにつきましては、先ほどコロナ関係の交付金の増額に伴うものでございます。それと交付税が若干2億9千600万円ほど減額されておりますけれども、これにつきましては、町の地方税の増額によって基本財政収入額が増えたために減額されたという内容になっております。

9ページでございます。収入未済額の状況でございますけれども、一般会計収入未済額が全体としては14億9千800万円ほど増えておりますけれどもこれにつきましては、繰越明許費、継続費、あるいは債務負担ということでこれが14億円程度ございますので、内容的には令和元年度とそう増えたという感じにはなっていないかと思えます。ただ、町税等につきましては、1千200万円余、例年度よりも収入未済額が増えておりますけれども、これは新型コロナウイルス感染症に伴う支払猶予等が措置されたという関係で若干増えております。

続きまして、10ページでございますけれども、不納欠損額の状況ということで、これにつきましては、前年度に比べますと一般会計の不納欠損総額につきましては、500万円余減額となっております。通常、交付上の債権が5年でございますが、税務総務部関係のほうで時効中断督促状あるいは分納、臨戸そういう努力をされた結果、不納欠損額が減少しているところでございます。

次に、目的別は先ほど町長の御説明のとおりでございますけれども、性質別歳出決算状況について御説明を申し上げます。

11ページでございます。性質別、歳出決算につきましては、通常義務的経費、投資的経費、その他の経費という3つに分類されるところでございます。その中で人件費、扶助費、公債費というのが義務的経費と言われますけれども、非常に硬直性の高い費用でございます、なかなか削られないということで、そういう内容があるかと思えます。

人件費につきまして御説明を申し上げます。令和2年度は前年度に比べますと1億5千400万円余増えております。率にして8.2%でございますけれども、内容的には人件費として正規職員の給料等が増えたということではなくて、これにつきましては、令和2年4月1日から地方公務員法と地方自治法の一部改正に伴いまして会計年度任用職員これが新たに創設されておまして、職員に匹敵するほど200名ほどの方が働いておられますけれども、この方々がやはりフルタイムの方につきましては、給料あるいはボーナスが支給されるというそういう結果人件費が前年度に比べて8.2%ほど増えているという結果になっております。職員さんにつきましては、国を100とした場合にラスパイレス指数だったら96.4%ということで大体県下平均の市町村の率ぐらいに落ち着くところでございます。

次、義務的経費の2番目が12ページでございますけれども、扶助費でございます。これにつきましては、少子高齢化に伴いまして児童手当、あるいは保育給付等の金額が増えた内容になっておまして、高齢化、特に団塊世代が75歳になる令和8年程度ですか、高齢化率が4千名ぐらい超えるような感じになってきますので、そういう点につきましては、今後扶助費の増大が進むことが懸念されるところでございます。

13ページが公債費でございます。公債費のこれは17億7千万円余でございますけれども、これにつきましては今まで国あるいは民間のほうからお金を借りて政策的な費用に充てた部分につ

きましては17億7千万円余ということで、前年度に比べて1億3千500万円ほど増加しております。

14ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましては、先ほどの地方債の借金、払う分でございますが、これにつきましては、地方債の今まで借りた分がどれくらいあるかという内容でございます。令和2年度末で175億6千500万円余が地方債としての残高でございます。特に臨時財政対策債が63億円、災害復旧が57億円、公共等事業債が18億円ということでこの3つで大体80%を占めている内容になるかと思っております。これにつきましては、財政当局のほうでしっかり利率等を勘案した中で地方債の借入れ等なされておることが見てとれたところでございます。

次、15ページ物件費でございますけれども、これは第3分類としてその他の経費にございましてこの金額23億2千500万円余でございますけれども、これにつきましては、町が業務を遂行する上で必要となる消費的な経費ということで、旅費、あるいは光熱水費、消耗品費等が含まれるところでございまして、グラフを見ていただくとわかりますように28、29が熊本地震のとき非常に高くなっておりますけれども、令和2年度は比較的安定した物件費の数字かなというふうに見てとれたところでございます。

補助費等でございます。資料の16ページでございますけれども、補助費につきましては57億円余ということで非常に増えておりますけれども、これにつきましては、説明で書いておりますとおりに特別定額給付金35億2千500万円余が影響した内容によるものでございます。下の表の中で今後よく注視していく必要があるというのが、やはり一組菊池環境保全組合と広域消防本部の関係もございまして、これにつきましては、やはり一般会計のほうから操出金として9億円近く払い出してございます。特に菊池環境保全組合につきましては、令和2年度は新たな新工場建設費として142億円、今年度令和3年度は最終処分場建設で33億円程度係るかと思っております。4市町で大津町の負担割としては面積とか利用率を含めて一番低い20.44%が負担するようになりつつあるかと思っております。

操出金でございますけれども、17ページ、18ページをお開きいただきたいと思っております。17ページで操出金の総額は11億円余になっております。

18ページに内訳が書いてありますとおりに、特別3会計国保、介護、後期高齢者のほうでトータルで7億円余、公営企業関係で2つで3億3千100万円余ということで大体特別会計のほうで7割、公営企業のほうで3割ということで一般会計から繰り出されております。財政指標につきましては、そこに書いてありますとおりに先ほど言いました基金残高が48億、地方債残高が今まで借りた債権でございますが175億、そのうち令和2年度の公債費としての決算額が17億円でございます。経常収支率が88.7ということでこれにつきましては、この比率が低いほど財政構造が弾力性が富んでいるといわれておまして、国のほうの指導では70から80が非常に妥当だよということでございますが、県内45市町村ではそれは70%台というのはゼロでございまして、88.7というのは非常に成績としては経常収支比率としては、非常にある程度好ましい状況かと

思っております。財政力指数3か年平均も0.775ということで、これにつきましては1に近いほどいいわけでございますけれども、これにつきましては菊陽町が0.98ぐらいだと思います。大津町が45市町村の中で財政力指数は菊陽町に次いで2番目に非常に財政力指数の高い町になっております。

以上が、一般会計についての説明でございまして、次特別会計の審査結果について御説明を申し上げます。

資料の22ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、国民健康保険特別会計の決算でございます。これにつきましては、令和2年度は収入済みが5億9千200万円余、一般会計からの操出金が2億1千900万円余になっております。右側23ページの保険給付費等加入者数の状況でございますけれども、これにつきましては、医療費が22億6千700万円、非常にこの医療費を負担するために、あるいは保険給付費19億4千万円を負担することによって、負担することが収入済額と一般会計繰入額、それに国、県からの負担金でもって調整するということになっておりまして、今後負担が増えてくることが予想されております。なお、収納率につきましては、94.32%ということで一応前年を若干ではございますけれども、コロナ環境の中で増えておりますけれども94%自体につきましては、非常に高い数値にはなっておりますけれども、県下平均よりも少し低いような状況になっておりますので、より今後の徴収努力をお願いするところでございます。

24ページでございますが、国保会計の実質収支の状況につきましては、そこに書いておるますとおりに、歳入歳出差し引きますと1億7千982万6千円の黒字になっております。基金残高はそこに書いておりますとおりに、3月末で3千540万円余になっております。

次、25ページでございますけれども、大津町他4ヶ町村共有財産関係につきましては、特に大きな動きはございませんし、歳入につきましても市町村の負担金あるいは繰越金等で6千24万円9千円になっております。歳出関係につきましては、1千200万円ということで、大規模林道の財源賦課金等が主な内容になっております。

次、26ページでございます。大津町介護保険特別会計決算でございます。これにつきましては、下の26ページのグラフを見ていただきますとわかりますように、右肩上がりが一番上のほうが要介護認定者数でございます。その次高いところが三角の黒で上がっているのが居宅受給者数でございます。この2つが大体右肩上がりになっておりますけれども、これにつきましては、現在令和2年度もですが、第7期の介護保険事業計画の中で介護事業計画の方向性に沿った内容になっているかと思っております。これにつきましては費用負担関係でございますけれども、27ページに介護保険料が6億円、保険給付費が23億7千万円余ということで、あと一般会計から4億円、介護保険料と足しまして10億円程度でございますけれども、残り13億円余は国庫あるいは県支払基金から歳入等調達してから賄っているというところでございます。今後少子高齢化の中で非常にこら辺につきましましては、一般会計からの操出金が増えてくることが予想されております。対策としてはそこに書いておりますとおりに、やはり健康寿命を延ばすということが非常に大事になってくるかと思

います。平均寿命と健康寿命の差というのが男性で8年、女性で12年その差がございますのでその差をいかに縮めていくかが、今後の介護保険を少なくしていくと言いますか、一応減らす要素になってくるかと思えます。

次、29ページでございます。大津町後期高齢者医療特別会計決算でございます。現在令和2年度末では3千870人ということで、今後高齢化の伸展にとまって増加傾向特に団塊世代が75歳過ぎた段階になると、一応4千2、3百人ぐらいになるかと思えますので、今後やはり特別会計決算としては注視していく必要があるのではないかと考えております。

次31ページでございます。各基金の運用状況に関する内容でございます。これにつきましては、地方自治法の241条5項において基金の運用状況を報告するようになっております。内容につきましては、先ほど言いましたように基金全体としては48億8千500万円余、内訳としては財政調整基金が27億3千900万円余、減債基金が3億4千万円余になっております。特に財政調整基金につきましては、突発的な災害あるいは急性を要するようなときに使えるお金ということになっておりますので、先ほど冒頭言いましたように実質収支が多いときは多く財調基金に積み立てる、実質収支が少なくなるとそれを取り崩して歳入に持ってくる。そういう年度間調整的な役割が財政調整基金にはありますので、県下市町村ほとんど財政調整基金のほうが多うございます。減債基金につきましては、町債の償還財源の確保、財政の健全な運営に資するための基金でございますので、今後公債費等の償還が増えてまいりますので、減債基金の積立額というのは、これは町のほうで減債基金条例というのがございますので、実質収支の中から増えた分につきましては、財調基金あるいは減債基金への積立てが今後必要になるのではないかと考えております。

32ページでございますけれども、意見としては基金関係につきましては、特に適切に例月出納検査でも確認の検査を基金台帳、預金通帳等審査しておりまして、特に問題になるように適切に管理しておられたところを確認できたところでございます。なお、そこに書いてありますとおりに、社会福祉振興基金あたりは2億円ほどありますけれども、今後特に必要当面使う基金ではございませんので、そういう基金につきましては、やはり基金運用型の運用も今後検討する必要があるのではないかと考えております。

最後になりますが、33ページが審査の総括的な審査の意見でございます。冒頭申しましたように、内容的には今年度令和2年度の決算におきましては、予算の周知に沿いおおむね適切、かつ正確に処理されたということを確認いたしました。

また、財政指標等につきましてもいずれも指標を下回っておりまして、健全な状態にあることが認められたところでございます。

なお、中段以降に書いてありますとおりに、今後政策を運営する中でやはり自前の基本的な収入で政策を進めていくというためには、やはり基礎的な財政収支プライマリーバランスが必要になってくるかと思えます。これも現時点では8億2千万円余の赤字になっておりますので、今後黒字化の目標年次を立てながら借金に頼らない町政の財政運用を期待するところでございます。国においてもやはりプライマリーバランスの黒字化を進めているところでございますので、よろしく御検

討お願いをしたいと思います。

次2でございますが、組織マネジメントについてでございますが、1つは会計年度職員の在り方でございます。これは先ほど申しましたように地公法あるいは地方自治法の改正によりまして令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員従前臨時職員、嘱託職員と呼んでおりましたけれども一応制度が格差是正の改革として進められておりますけれども、これにつきましては、人件費等が高くなってきて事務的経費が高くなっておりますけれども、会計年度任用職員の方の働き、内容業務がどういう内容か、正規職員とどう違うのかそこをしっかりと踏まえた中でしっかり御検討をさせていただきたくております。そこに書いてありますとおりに総務部を中心として令和3年度から4年度にかけまして実施される業務量調査等を踏まえ人員不足であるところは職場に正規職員を採用するとか、あるいは職場の措置風土の情勢、管理職がそれぞれの立場でリーダーシップをとっていくような体制の構築を期待するところでございます。

2番目でございますが、内部統制制度の導入ということで、これにつきましては昨年の監査の中でも意見として挙がっておりますけれども、昨今9月に入りましたけれども、例えば9月は宇城市のほうで国保税の判定ミスで誤徴収があった。あるいは9月3日には高森町の元職員の公用車無断使用、あるいは県のほうでも県立農業大学校のほうから個人情報漏えいしたと。そういう不祥事等がっておりますのでやはりそういう内容についてなくすためにも内部統制制度の導入というのはぜひ必要になってくるかと思えます。今回の決算審査におきましても決算プロセスにおいてそこに書いてありますように、意思決定の根拠が不明瞭なもの、あるいは決算検査によるチェックが不十分と思われるものが散見されました。

やはり説明責任を果たすためには、判断の基準と経過を記録することが求められるのではないかと思います。やはり基準が曖昧であればルール化するかそういう点も必要になってくるかと思えます。これは令和元年度と令和2年度に全国的な内部統制制度の導入の調査があっているようでございます。国においては都道府県あるいは政令市は法上の義務付け他の市町村につきましては努力義務ということでございますけれども、内部統制制度の導入につきましては、部局を挙げてぜひ検討をしていただきたいと思っております。

3点目が職員の健康管理でございます。これにつきましては、熊本地震、新型コロナウイルス感染症の対応など職員さんにつきまして非常に長時間労働が増えているかと思えます。やはりメンタルヘルスへの不調の増加が懸念されるところでございます。今日の新聞でも総務省のほうで都道府県と全市町村につきまして心の健康調査をするという新聞記事も出ておりましたので、是非職員の健康管理につきましては、町長以下職員の健康管理ぜひ十分な対策をお願いをしたいと思えます。人はコストではありませんけれども、町の財産でもありますので、正規職員、会計年度任用職員含め職員の健康管理の徹底をよろしくお願いをしたいと思えます。

以上が一般会計、特別会計の内容でございます。

次に公営企業会計決算審査につきまして、御報告を申し上げたいと思えます。

今回の決算につきましては、1ページに書いてありますとおりに、地方公営企業法に基づいた

決算審査を7月7日実施したところでございます。

審査の着眼点、審査の結果につきましては、そこに書いていますとおりでございます。

詳細を今から説明をしていきたいと思っております。

まず、1番目が2ページでございますけれども、工業用水事業会計これは県内4市町村、熊本市、合志市、大津町、西原村のほうが実施されておりますけれども、平成2年10月から中核工業団地の企業に給水を開始して30年が経過しております。現在、4つの水源から1日あたり4千700立方メートルを排水しているところでございます。事業実績としてはそこに表でお示ししたとおりでございます。

予算の執行状況でございます。今後、公共下水道あるいは農地法につきましては、収益的収入あるいは資本的収入及び支出なる言葉が出てくると思っておりますけれども、収益的収支というのは現在のために使うお金ということでよろしいかと思っております。内容的には維持管理費、減価償却費、下水処理のための使用料収入等でございますし、資本的収支というのは将来のために使うお金ということで、やはり下水管とか処理場施設の整備改良、施設整備のために借りた企業債の返還等に充てる内容でございます。工業用水事業会計につきましては、収益的収入が6千874万円に対しまして収益的支出が6千200万円余になっておりまして、630万円の黒字になっております。資本的収支につきましては、令和2年度は建設改良等がございませんでしたので、資本的収入はゼロでございます。建設改良費に資本的支出につきましては、建設改良費が2千893万円、資本的収入につきましては補助金等がなくてゼロでございまして、資本的支出が建設改良費が2千893万円、第4水源地の整備事業にポンプ、備品購入費を計上されているところでございます。なお、この2千924万円の不足額につきましては、減債積立金あるいは損益勘定利用金等で補填をされておりました、おおむね適正な管理がされているところを確認したところでございます。

5ページが総収益と総評でございますが、そこに書いておりますとおり、総収益から総費用を引いた当年度の純利益はそこに中段に書いておりますが367万7千円余の黒字となっております。

次6ページでございますけれども、総収支比率、営業収支比率、経常収支比率という形で記載して表グラフを作っておりますが、これにつきましては経営の健全性を見る指標でございまして、特に経常収支比率、全て100を超えておりますので、100を超えた場合は一応黒字経営ということでございますので、健全な経営がなされていることが確認されたところでございます。剰余金等はそこに記載のとおりでございます。

次7ページでございますけれども、②の供給単価と給水単価ということでこれは経営の効率性を見る指標でございますけれども、給水原価が54円に対して供給単価が55円70銭という形になっておりまして、料金回収率も100%を超えているところでございます。非常に経営としては健全性の高い内容になっております。

また、財政状態でございますが、資産、負債、資本につきましては、13ページのほうに記載をしておりますので、後ほど確認できればと思っております。

11ページをお開きいただきたいと思います。工業用水に係る審査意見でございますけれども、現状では非常に安定した経営がなされておりますけれども、先ほど言いましたように整備後30年を経過した施設で老朽化しております。有形固定資産の減価償却率が84.9%ということで100%に近づいておりますので、今後は優先順位をつけながら長寿命化対策が必要になってくるかと思っております。なお、工業用水の充実というのは、やはり今後企業誘致する場合に大津町としての非常に大きな魅力になってくるかと思っておりますので、最大限の活用されることを期待しているところでございます。

次14ページが公共下水道会計でございます。県下19市町村で事業としては実施されております。今回そこに書いておりますとおり、令和2年4月1日に地方公営企業法の一部適用ということで、今回令和2年度につきましては公営企業会計に移行したところでございます。公営企業会計のメリットとしては発生主義、一般会計が現金収でございますけれども、企業公営会計につきましては、発生主義ということで民間企業と同様の制度の高い財務諸表、それによってやはり経営の健全性がはっきり資産と正確に把握することが可能になってくるかと思っております。

1番(1)に書いておりますとおり公共下水道事業も平成元年度に供用開始しまして、これも供用開始後31年を経過しております。事業の実績としては下の表に書いておりますとおり、処理区域面積が722ヘクタール、処理区域人口2万6千人でございます。進捗率88.3%、水洗化率、有収率これが効率性の指標でございますけれども、95.2と100という形になっているところでございます。

収益的収入及び支出、15ページでございますけれども、これは先ほど申しましたように収益的収支というのは現在のために使うお金ということで、現在収益的収入は7億5千800万円余になっております。これは営業使用料とか含めたところでございます。収益的支出につきましては、8億1千100万円余ということで差し引きますと5千328万円の赤字になっております。企業会計の場合は収益的収支と資本的収支は、黒字でも赤字でも1年間で要するに財布の中身を完了する。そして、赤字の場合は財布に不足が生じた場合につきましては、内部留保金であるとか積立金で補填していくという対応になっておりますので、赤字につきましてはそういう内部留保金で対応するという形になるかと思っております。資本的収支でございますけれども、収入のほうが企業債が1億3千700万円、出資金これは一般会計からの投資及び出資金でございます。補助金につきましては、公共下水道補助金あるいは町の一般会計補助金でございます。資本的支出につきましては、建設改良費が2億5千100万円と翌年度の繰越しということで1億8千400万円計上されておりますけれども、合わせてこれは繰越明許されまして、合計で建設改良費は4億3千580万円余なるかと思っております。これにつきましては、資本的収支につきましては、1億4千799万7千円不足することになりますけれども、これにつきましては先ほど申しましたように損益勘定留保金で補填されておまして、おおむね適正に処理がなされることが確認できたところでございます。

続きまして、18ページをお開きいただきたいと思います。経営の安定度を見るということで一番下の表に総収支比率、経常収支比率ということで書いておまして、いずれも100%を下回

っております赤字のために総収支比率が91.7%、経常収支比率が92.3%になっております。

続きまして、20ページをお開きいただきたいと思います。

これにつきましては、収益性の指標として使用料単価に対して汚水処理原価が幾らかというやつを見る内容でございます。これにつきましては、使用料単価が116円に対して、下水を処理する原価というのが215円かかっております。これにつきましては、資本費これが非常に高い値になっておりまして、その結果経費の回収率が54%ということで、これにつきましては、汚水処理に係る費用を使用料自体では賄えないということで補助金であるとか、一般会計からの繰出金で対応しているという形になっておりまして、経営的には少し課題がある点が見てとれたところでございます。

4の財政状態、資産、負債、資本につきましては、26ページに貸借対照表を付けておりますので、参考に御覧いただければと思います。

なお、21ページの負債のところでございますけれども、負債の中でも一応企業債の残高がどの程度あるかということでございますけれども、建設改良費、準建設改良費分で合わせて2年度末の負債の総額としては負債企業債の残高としては、35億630万円余になっております。1人あたりの地方債残高が13万円という形になっております。

25ページでございますけれども、審査意見としては非常に大津町の場合は区域が広くて面積が広い。そのために下水管が延長が長い、維持管理に係る。非常に条件としては厳しい内容になっているかと思っております。また、19市町村においてもなかなか公共下水道につきましては、健全な経営と公共の福祉というその両立がなかなか厳しいところがございますけれども、先ほど申しましたように一番の問題点としては、経費回収率が54%ということで5割近くの費用が使用料以外の収入で賄われていることが一番問題になってくるかと思っております。非常に一般会計からの繰り出しが多くなると、やはり将来的には積み重ねていけば非常に財政の硬直性が高まってくるというのが懸念されるところでございます。今後高コスト体質、処理コストの抑制等に努力をしていただきたいと思っております。なお、令和2年度に策定されました経営戦略におきましては、令和6年と10年度の2回にわたって各15%の使用料の値上げが予定されているところでございますが、十分な住民に対する説明が必要かと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

また、今後老朽化施設、30年経過しておりますので、今後も施設の更新費用等が年間4億6千万円ほどかかるというのが令和2年度の策定された経営戦略の中では書かれておりますので、併せて最適な維持管理ストックマネジメントを点検調査及び修繕改築が必要になってくるかと思っております。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩をしたいと思います。午後1時から再開します。

午前11時55分 休憩

△

午後 0時59分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今村代表監査委員。

○代表監査委員（今村昭彦君） それでは、大津町公営企業会計決算審査報告を引き続き説明をした  
いと思います。

資料の27ページをお開きいただきたいと思います。農業集落排水事業会計でございます。地方  
公営企業法の一部適用によりまして、農業下水道公共下水道事業と同様に企業会計方式に変更され  
たところでございます。事業自体としては平成17年度に供用を開始されまして、供用開始後17  
年を経過しているところでございます。

事業実績としては、下の表に書いておりますとおりに普及状況、有収水量は記載のとおりでござ  
います。

次、28ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収支、支出並びに資本的収入、支出でございます。まず、収益的収入につきましては、  
そこに記載しておりますとおりに、1億2千万円余に対しまして、事業費用としては1億5千99  
2万円余で最終的に3千933万円余の赤字になっております。赤字につきましては、公共下水道  
事業のとき言いましたように、最終的には内部留保金等で補填されるという構成になっております。  
資本的収入及び支出でございますけれども、資本的収入が6千992万5千円に対しまして、支出  
としては6千988万8千円になっております。差し引き87万9千円の黒字になっております。

30ページが経営状況でございます。経営成績でございますけれども、総収益に対し総費用引き  
ますと3千933万円余の登記準損失が経常をされております。

31ページが経営指標の内容でございますが、諸収支比率74.9%、経常収支比率が75.  
3%ということで、赤字のために100%未満となっております。剰余金の内容につきましては、  
表に記載のとおりでございます。最終的に資本合計が表の一番右下でございますが2億7千83  
9万8千円余でございます。増加しておりますけれども、これにつきましては、中段のところ  
で当年度変動額繰入資本金の発生ということで6千986万5千円が計上されておりますけれども、  
これが一般会計から繰り入れたために最終的には増加した内容になっているところでござ  
います。

続きまして、33ページをお開きいただきたいと思います。使用料単価と汚水処理原価を記載  
した表でございますけれども、使用料単価が106円に対しまして汚水処理原価が556円とい  
うことで、これも公共下水道同様非常、資本費の比率が443%ということで、高くなって  
おります。やはり汚水処理に係る費用が使用料収入の約5倍になっていることが見てとれた  
ところでござ  
います。

財政状態でございますが、33ページから35ページでございますけれども、資産、負債、資  
本につきましては後見資料添付の39ページに記載したところでございます。

34ページに一部企業債の残高につきましては、農業集落排水事業につきましては、当年度末  
残高で12億8千800万円余になっております。

37ページでございますけれども、(6)の一般会計からの繰入金状況ということで、基準外  
繰入金これは一般会計繰入金1億917万4千円ということで、一致しておりますが、これにつ  
き

ましては、当初及び出資金として6千900万円負担金補助として3千900万円が一般会計から繰り出されるところでございます。この内容につきましては、維持管理費等に要する経費、負担する部分でございます。

38ページでございます。農業集落排水事業につきます決算関係の審査意見でございます。

これにつきましては、令和2年度から地方公営企業法の適用になりまして、公営企業会計へ移行しその財務諸表自体が明確化し、将来的には経営の透明性が確保される形になるかと思えます。ただし、決算状況につきましては、公共下水道以上に非常に内容的には厳しい経営状況になっているところでございます。

令和2年度の経営戦略、先般、午前中申しましたように、公共下水道同様令和6年と10年には各16%の使用料が値上げされる予定になっておりますけれども、やはりこの内容につきましても住民に対する説明、必要とともに今後公共下水道の接続、これにつきましては、中心部は公共下水道、郡部のほうは農業集排、家のまばらのところは個別処理、合併浄化槽そういう内容を明確にしながらやはり経営の透明性を高めていただきたいと考えております。

以上が、審査意見でございます。

続きまして、最後になりますけれども、大津町の財政健全化判断比率の審査結果でございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

健全化判断比率につきましては、そこに書いてありますとおりに、財政健全化法に基づいて3条のほうで、一般会計の4項目22条のほうで、公営企業の資金不足比率が規定されているところでございます。法律の制定自体は平成19年6月に法自体が制定されております。これは皆さん方御承知のとおり、平成19年に北海道の夕張市が財政再建団体になりまして、それを受けてこの法律が出来上がってきた経緯がございます。

資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

健全化法で示す算定対象会計を表にしたところでございますけれども、まず実質赤字比率につきましては、一般会計と特別会計、これが通常普通会計と言われる内容でございますけれども、それが対象になります。それと連結実質赤字比率というのは、普通会計と公営事業会計を合わせたところでございます。実質公債費比率将来負担比率につきましては、以上の会計のほか一部事務組合広域連合大津町はございませんが、地方公社とか三セクこういうのが財政健全化の対象になるところでございます。

公営企業につきましては、そこに書いてありますとおりに、資金不足比率の1項目を対象にされているところでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

財政健全化比率につきましては、先ほど申しましたように4項目実質赤字比率から将来負担比率4項目でございますが、大津町の財政内容については、いずれもこの指標の範囲内でございます。健全な状態が維持されているところでございます。

また、資金不足比率につきましては、公営企業関係でございますけれども、これも財政健全化

基準は20%でございますけれども、特に該当するような指標ではございませんでした。

最後に、13ページをお開きいただきたいと思います。

審査意見でございますけれども、令和2年度決算における財政健全化判断比率につきましては、全ての指標におきまして健全化判断の範囲内でございます。

ただ、財政健全化法に基づく内容につきましては、これは全てが基準内とあってもあくまでも財政状況が健全かどうかを裏付ける資料ではございません。やはり夕張市、随分前は福岡の赤池町というのがございましたけど、そういうことにやはり財政状態の悪化が懸念される状態をあぶり出すというのが法律の趣旨でございますので、引き続きやはりこれに対しましては、健全化に対しましては、議会の行政に対する監視、あるいはチェック機能というのも大事になってくるかと思っておりますので、よろしく願いをして私からの決算報告については、説明を終わらせていただきたいと思っております。

以上でございます。

## 日程第22 議案質疑

○議長（桐原則雄君） 日程第22 議案質疑を行います。

まず、議案第41号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号を議題とします。質疑ありませんか。

豊瀬議員。

○9番（豊瀬和久君） 一般会計補正予算につきまして、2点質疑をいたします。

1点目は補正予算の概要5ページ観光振興事業委託費についてお伺いいたします。

委託内容見直しによる増額についてですが、費用対効果の観点から今回の増額でどのような取組が行われて、その取組によってどのような効果が見込まれるのかをお伺いをいたします。

2点目は補正予算概要の6ページの住宅維持費についてお伺いをいたします。

町営住宅の修繕費に関してですが、現在の各町営住宅ごとの空いてる戸数と修繕が必要な戸数は何部屋、何戸あるのか。また今回の予算で修繕をする戸数をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） 豊瀬議員の質疑に対しまして、御説明申し上げます。

質疑に関連し検証と必要性についても重要になると考えられますので、合わせて少々長くなりますが、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、これまでの検証についてです。これまでの経過につきましては、議会全員協議会のほうで御説明させていただいたとおりでございます。熊本地震、コロナ禍、事務局長、事務局員の退職と

十分な機能が果たせなかった状況はございました。実施事業としましては、既存の情報発信ですとか、日曜朝市の開催、それからコロナ禍におきまして宿泊事業の委託、テイクアウトの支援、新たな事業としまして新阿蘇大橋活性化協議会などのPR、高森町と南阿蘇と連携しました観光PR等々、一定の成果はあったものと考えております。

しかし、組織としてのマネジメント、マーケティング等の視点が弱く一過性のイベント的な取組になった面もございました。コロナ禍の委託事業につきましては、簡易だけでなく町全体に効果がありました、よかばいキャンペーンですとか、クーポン事業などでこのような取組から町内の経済循環、要するに町にお金が落ちて回る仕組み作り及び事務局体制の改革が最重要であるという検証に至っております。

次に、先ほど御質問がありました、費用対効果の観点を踏まえ、今後の取組と期待される効果、主なものについて御説明いたします。

1つ目が大会誘致の強化ということでございます。サッカーですとか、モータースポーツ等各種大会を積極的に誘致し、宿泊者増につなげ事業者への経済効果に結び付けたいと考えております。令和2年の運動公園関連施設で、県の試算としまして、2億6千万円の経済事業効果があったとなされております。非常に単価が高いものでして、仮に半分の単価としました場合も約1億3千万円これについて今申しましたように大会誘致を含めて数字を上げていきたいと考えております。

2つ目が体験型商品の開発でございます。大津町の地域資源を生かしてスポーツ観戦のパックですとか、SDGs視点の教育旅行の誘致、また空港の地の利を生かしたゴルフパック、平日の学生合宿の誘致等とまだまだ取り組める余地があると思いますので、新たな商品の開発を考えていきたいと考えております。

それから3つ目がふるさと納税の取組ということで、観光業界の独自の取組として全協でも御説明申し上げましたが、企業人事業のノウハウ活用によりまして目標額を設定し、取り組みたいと考えております。返礼品事業者収益はもちろんですが、町の寄附の増加にも寄与するものと考えております。合わせて町の認知の向上にもつながるものと考えております。

最後に、観光協会の必要性和成果の期限ということになりますが、大津町の場合、空港ですとか国道JR、この交通の利便性、また阿蘇の玄関口、ビジネスホテル群、スポーツの森、モータースポーツ施設との連携が点となっております、線となっていないため経済の循環が起りにくい状況でございます。これまで議会からも何回か御指摘がございましたが、町には大きなポテンシャル潜在能力がございます。これを生かしお金の循環を生むためには組織としてのマネジメント、マーケティングのマネジメント、これに基づく観光協会の運営が必要だと考えております。そのために必要最小限の組織、財源も必要だと考えております。また収益事業の柱を確立するために交付税措置のあります事業活用し民間視点と手法を取り入れた事業を展開する必要がございます。

特にマーケティングにつきましては、先ほど申しました点を線とするため、横串を刺すために民間の副業クラウドというアドバイザー制度の派遣ですとか、先日も新聞に載っておりましたが県の地域プロジェクトマネージャー制度等を活用し、専門官の投与ですとか、アドバイスにより実現

可能な組織とする必要があると考えております。

最後に期限についてですが、観光協会としましては仮に予算を議決いただいた場合でもこれまでの経過を踏まえ、成果をしっかりと出す必要があるということは組織として共通認識しておるところでございます。町からもおおむね3年でしっかりした資本に基づく成果を出す必要があると申しておりますので、同じような形でしっかり取り組んでいきたいと考えているところがございます。

よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） 豊瀬議員の質疑にお答えいたします。

町営住宅の空き件数と修繕が必要な件数と9月補正で修繕する件数について御説明いたします。

町営住宅は現在20団地あり、7月末の町営住宅の空き戸数は146戸で、内訳は曙団地が104戸、西岳団地が14戸で、残り12団地で28戸が空き戸数になっております。146戸のうち今回補正分、大規模改修や老朽化や災害などで政策的に空けている住宅が38戸ありますので、実質104戸になっております。修繕が必要な戸数は78戸ですが、曙団地の大規模改修待ちの64件も含めておりますので残りは北出口、立石団地などになっております。9月補正で修繕する件数は現在住民が居住されている住宅が50戸。新たに募集する住宅が4戸となっております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 再度質疑をいたします。

まず観光振興事業費委託についてですけれども、今言われたような効果が上がるように私もしっかりと応援をしていきたいと思っております。

次に、住宅維持管理費についてですけれども、私の知り合いに北出口団地に住んでいる方がいらっしゃるしまして、あそこが長い間10軒ほど空き家になっていて、入居したい人がいるにも関わらず入居ができないという状況にあるとともに、その空き家があそこは庭がありますので、草が伸びてきたりする中で、草刈り等の管理を北出口の住民の方がされているような状況にあるということです。入居したい人や地域住民の方にも今現在、御迷惑をおかけしているような状態にありますので、残りの修繕が必要な部屋に関しまして、早急な修繕をしてきちっと入居ができるような体制をとるべきだと思うんですけれども、今後それに関してどのような計画があるのかをお伺いしたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） 豊瀬議員の再質疑に対して、御説明申し上げます。

今言われました北出口団地については7軒ございます。こちらについては、通常の修繕に比べ費用が非常に係るということで、今回長寿命化対策の中でどのような対策をすべきかを検討しながら修繕するのか検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 他に質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 1点、質疑いたします。

33ページ、教育総務費の中の目4新型コロナウイルス感染症対策費として節11役務費におきまして修学旅行キャンセル手数料というのがあがっております。先が見通せない中、ぎりぎりまで待たれるのかなと感じますが、契約の在り方ですね。例えば修学旅行としますれば、これだけの多い小中学校というのを考えますれば、相当な綿密なる計算の上に成り立っているのは感じます。

しかしながら、1千700万円相当のお金が必要になってくる。これもほぼ一般財源だと思えますけれども、こういったところの契約の在り方ということと、キャンセルを判断する時期というのが例えばひと月前だったならばキャンセル料はもっと安くなりますよとか、ふた月前だったならばとかいう想定ができますので、この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） ただいま、永田議員からの質問にお答えしたいと思います。

この修学旅行キャンセル手数料でございますけれども、昨年度もコロナ禍の中で計画予定をす中で、その時の状況がどうであったかというところで、キャンセルが発生する場合があるということで、その際にキャンセルを保護者の方の負担を軽減するというで費用を計上させていただきました。

今回も今年度がまた計画をしていきますけれども、昨年同様に同じようなコロナ禍の状況が先行き見通せませんので、今回予算化するものでございます。

契約の方針としましては、各学校単位で業者との契約となっております。業者によって、そのキャンセルのタイミングとキャンセル料の料金の%が異なっておりますので一旦小学校、中学校の児童生徒が、今回今年度の対象者が805人おりますので、その805人で旅行費用が一応小学校が2万5千円、中学校のほうが6万5千円ほど予定されておりますので、その半額を予算としてはお願いしたいと考えておるところでございます。

一応、県の交付金の対象となりますので、2分の1の補助があるものでございます。ちなみに昨年度の実績ですけれども、中学校のほうキャンセル手数料のほうが発生をいたしております。両校合わせて17万8千円ほどのキャンセル手数料ということで、あとタイミング的にどのタイミングでやるかということなんですけれども、できるだけキャンセル料が発生しない状況の中では、できるだけ判断を各学校にはお願いしております。ただ、子供たちの一番楽しみにしている授業でもございますので、できる限りその辺は可能性を引っ張っていくとするとあれですけれども、ある程度のところまで判断をさせていただければと思っております。また感染拡大状況を注視しながら学校のほうと連携していきたいと思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

各学校において判断されると、旅行社も各学校で違うということでありました。それはそれで競争の観点からしていいのかなと思う部分はありますが、先ほど代表監査人から監査報告がありました。その中で看過できない一言がありまして、内部統制制度の導入についてということを代表監査人がおっしゃいました。ここで決済のプロセスにおいて意思決定の根拠が不明瞭なものや決済権者によるチェックが不十分と思われるものが多くみられたということをおっしゃったんです。これは看過できないことですよ。多く見られたんですよ。ということは、こういった各学校における旅行社あたりの契約の在り方そういったものも見直して、今後例えばキャンセル料が発生するのはいつから始まって、どこまでが全額になってしまうよというような、そういった内部で共有しなければならない。ばらばらだからしょうがないですねというのでは、税の公平性は保てないということですね。それはやり方が悪いというふうにはおっしゃいません。

ですから、そういったところを統制して統治ガバナンスと言ったらいかんのですかね。こういったところが非常に重要なんですよ。幾ら県の交付金が2分の1対象だということですが、我々は県税も払っています。ですから、そういったところで税の公平性を追求しなければならないわけですから、この点について、はっきりした日程というのが各旅行社において、各学校について違うということですから、これはまとめるのが非常に大変だと思います。

ですから、こういったところというのは改善の余地があるのかお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） 永田議員の御質問にお答えいたします。

先ほども御説明しましたように、各学校と各業者のほうでキャンセルの発生するタイミング、それからキャンセル料の割合が異なります。例えば30日前から10%キャンセル料が発生する場合と、20日前から20%が発生するというような異なった業者の場合もございます。当日に近づけば、だんだんキャンセル料も高くなってまいりますので、ある程度、町内の学校、校長会あたりでもそういった計画とキャンセル料の発生するタイミング、キャンセル料の割合そういったところを共有しながらどのタイミングでやるのか。あと感染状況を注視しながら、教育委員会のほうも中に入って調整していければと思っております。

よろしくお祈りいたします。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 予算書のほうの款民生費、項児童福祉費、目児童福祉費総務費ですね、の節1 公立保育等再編成検討委員の報酬について質疑をいたします。

まず、2点質疑をいたしますが、1点目はそういった委員さんの選定をされると。これは公立保育施設、幼稚園、保育園において定数を割り込んでいっていると。待機児童も少なくなってきた。そういうところで公立の保育施設のありようというのを再検討しようということをおっしゃっているわけで、そういった委員、どのような有識者とか、どのような方をお呼びするのかということ。区長さんとか有識者とかお話を伺っていますが、どのような形でされるのか。

あるいは2点目なんですけれども、これは委員を招集して町の骨太の方針をぜひお聞きしたいのは、要は公立保育施設は縮小する子供たちの身の丈の数に合わせて施設は統廃合するんだ。あるいは、定数は今下がっている状態ではあるけれども、人口流入や新しい雇用の創出等で町外から移り住んでくる方のために、今の段階では定数を割り込んでいるけれど保持をしていきたいという方向性でいかれるのか。のどちらかをお尋ねいたします。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 時松議員の質疑にお答えさせていただきます。

公立保育園の今後の検討のあり方を検討する委員会を立ち上げるということで、町では子ども・子育て会議が常委員会としてありますので、基本的にはそちらのほうで全体的な意見を集約させていただきたいと思いますが、公立3園につきまして、その子ども・子育て会議にはまず当事者が含まれていないというところがありますので、当事者の保護者の方、それと有識者として大学の先生も含めたところで検討委員会を立ち上げていきたいと思います。

その中では認定保育園の私立の会長さんとか、町内の園長先生、こども園の代表、教育委員の代表、有識者と区長さんと民生委員さんという形で入って、まずは当事者間で意見を出し合って、町内3園の将来を検討するという形で考えております。

方向性につきましては、単純に閉園するとか、統合するとか、廃止するとか、民間移譲するとかいうことではなくて、公立園のあるべき姿をそこで見つめさせていただきまして、今後、幼児教育の中核となす公立園がどうあるべきかを具体的にイメージしながら、子ども・子育て会議のほうにつなぎまして、来年度以降の事業につなげていきたいと考えているところです。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 再質疑をいたします。

私の記憶で知る限りは、公立幼稚園の定数において190という数を持っている園は熊本県内有数であると認識をしております。恐らくはほかに例を見ない結構大きな施設であると。さらに歴史もございます。そういったところの園の維持運営というのを例えば、1年や2年あるいはもっと短いスパンでの収支の状況とかそういうところで判断をしてほしくないというふうに思います。これから20年、30年先の町の育成とかそういったところを見据えたときに、こういった歴史のある学びやというのをしっかり残していく方向性というのを、しっかり御検討いただきたいと思いません。

また、そういった保育が必要な方々というのは、別に町内の人たちだけではなくて、例えば町外からこの大津町に通勤をしてこられる方、通勤経路に当たっている方という受入れという受皿も検討していただけないかと思えます。現在の制度ではどうかと思えますが、要は通勤経路上にある、自分たちが仕事に行く途中にそういった保育施設があるということのメリットというのはあると思えますね。

そういったことも踏まえて検討していただけるかどうか質疑をいたします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 時松議員の再質疑のほうにお答えさせていただきます。

当然、公立園というのは、大津町でそもそも就学前教育を最初に担った施設であります。その歴史と伝統というのはきっちり残して行って、次世代につなげていかなければならないと思っております。

また、制度が難しいからどうですかというような言葉もお付けいただきましたが、通勤経路上での保育という形で企業指導型保育所などはそういった形で運用されております。本町においてもそのような形での施設を整備できればしていきたいし、現在もありますけれども、今後も整備していきたいし、制度の改正等あれば町内の保育所等でお預かりするような機会を設けるようなことも検討していきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 質疑いたします。

予算書では、概要の3ページですね。児童福祉総務費の中にございます、保育所等の整備事業の補助金、これについて町内幼稚園が認定こども園に移行するための整備費ということで設計変更に伴う増額ということになってます。

まず最初に設計変更の事業費ですね、当初のときと現在とどれだけ違うのかを教えてくださいんですけども。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 認定こども園に移行するための整備費として、今回増額させていただいております。当初予算の積算での工事見積額は5千370万円、今回の工事見積額で算出した積算額につきましては、1億780万円というふうになっております。

○議 長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 数字を見ると、この歳出より歳入のほうの額が大きくなっているので、恐らくこれは補助の負担割合が変わっていると思うんですよ。それはそれでいいんですけども、ただこの事業費が倍になるというのは、これはほんと設計変更なのかと。そもそも最初の計画がちゃんと十分なものだという確認があったのかどうかですね。先ほどもありましたように、補助金を出す以上はその事業の計画性もきちんとしているのかということも確認しなければいけないんですけども、変更で倍になるというのはちょっと普通ではないなと思うんです。

その辺については、どういう内容だったのかを教えてください。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 設計の変更というよりも設計をやり直されまして、構造的な部分で木造を鉄骨造に作り替えられております。

その理由としましては、木造での園舎部分が既存の施設と合わせまして1千平米を超えるものですから、延焼ラインを確保するためには既存の施設の改修費が出てくるということで、鉄骨造に変更したいということでした。既存の施設が築30年を超えており既存施設の改修にはメリットが見当たらないことや自費での負担が増えるということで、今回鉄骨造に変更設計を変えたいという申出がっております。また面積のほうを当初173平米だったのを290平米と45平米拡張されております。このことと居室を3部屋から4部屋という形で増やされた部分におきまして、対象年齢を0歳から3歳を0歳から4歳人数を30人から50人ということで定数を増やされております。そのようなことで今回の設計の見直しという形でなっております。

それと今申し上げられたとおり、本来は国の負担は2分の1なんですけれども、今回は3分の2という形で補助率のかさ上げがっております。これにつきましては、町が子ども子育て安心プランの実施計画の策定を受けており、積極的に町が待機児童の解消などに努めているということでこのかさ上げが認められているということになっております。そのため町の負担は当初の4分の1から12分の1というふうに減っております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） やはりお話を聞きますと、4月の最初の段階での設備では駄目だったということですよ。そこはきちんとその段階でこれでは駄目でしょという話をするべきだったなと思います。

それともう1つは子ども子育て支援事業計画の中で確か70人のキャパを作るという話だったと思うんですけれども、そういう計画との整合性についてはどうだったのかということについて最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 計画の整合性につきましてはこちらで資料を持ち合わせておりませんので、また委員会の中で御説明させていただければと思います。

申し訳ありません。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第44号から議案第46号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第47号から議案第49号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、認定第1号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 認定第1号、令和2年度の一般会計の決算についてお尋ねを、代表監査委員の方にお尋ねをしたいと思います。

令和2年度の一般会計の中で決算書で言えば、62ページですけど不動産売払収入、款17、項2、目1の不動産売払収入で普通財産売払収入が計上されております。これは所管の委員会ですから内容を聞くことではありませんが、監査委員さんのほうから今回の決算について大変わかりやすく丁寧な説明がございましたが、残念ながらこの普通財産売払収入については、報告書の中ではちょっと見当たらないということです。

それで、監査意見書の1ページで審査の着眼点及び主な実施内容ということが触れられております。審査にあたって次の諸点に重点をおいたということで、この5番目です。財産の取得、管理及び処分は適切に行われているかということ審査の観点として述べられているわけですが、これ昨年度いわゆる光進園関係ですかね、社会福祉法人に貸付けていた町有地が社会福祉法人ではなくて第三者の不動産業者に売却をされた。果たしてこれが町の町民の財産が適正に処分をされたかどうかと、それを問うに値するものだと思うわけですけど、普通財産売払収入、光進園関係についての監査が対象にならなかったのかなど。もし対象になったのであれば何らかの御意見が述べられているのではないかと期待をしていたのですが、それがどちらに該当するか、該当したのであれば御意見を伺いたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 今村代表監査委員。

○代表監査委員（今村昭彦君） ただいま荒木議員の質疑にお答えいたします。

私ども監査委員といたしましては、ここに書いております着眼点につきましては、確かに5番目に財産の取得、管理及び処分は適切に行われているかという観点から監査委員としての監査としては、それ自体が予算の金額内容等につきましては、当然令和2年度の6月議会、9月、12月議会で審議されて承認をされておりますので、私どもの監査としては、それ自体が地方自治法96条の議決事件になっているか。そういう観点で予算の趣旨にあっているか、それに対して負担行為がどうか、仮契約をしてから正式契約を結んであるか。そういう点から監査をするわけでございますので、これにつきましては財産の取得、管理、処分は適切に行われているかという感じにつきましては、最終的には法の趣旨に則って、決算としては議会の議決あるいは負担行為出命令が適切になされているという観点から監査結果としては、特に支障となる線はないという内容でございます。

ただ金額が妥当かどうかというのは私の権限の範囲内ではございませんので、お答えすること

ができないかと思っておりますので、以上で私代表監査委員としての見解は以上でございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。認定第1号です。

山部良二議員。

○7番（山部良二君） 決算書の一般の228ページ。

○議長（桐原則雄君） 立ってください。

○7番（山部良二君） 教職員のストレスチェック業務委託に関する質疑をさせていただきます。

ストレスチェックを今始めて、ずっと毎年やっておるとは思いますけど、コロナ禍でストレスの在り方というのが。違った。

○議長（桐原則雄君） ちょっとページが。何ページですか。

○7番（山部良二君） 228ページ。

○議長（桐原則雄君） はい。

○7番（山部良二君） ストレスチェックの在り方が今までと一緒に大丈夫なのだろうかというのが1つと。そのストレスチェックをされて引っかけた教職員に対するその後のアフターフォローというか、対応はどのようにされているのかをお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） 山部議員の御質問にお答えしたいと思います。

教職員のストレスチェック業務委託ということで毎年行っているものでございます。今回コロナ感染対応でというところで御質問ですけれども、内容的には公立学校の共済組合に委託を出して行っている心のセルフチェックというものでございます。職業性ストレスの簡易調査が57項目、それから10項目程度のアンケートで構成されているところです。

特にコロナウイルス感染症に特化した質問は特段ないとお聞きしております。ただ、ストレスとかそういった部分で、通常の部分ではある程度健康状態がこういった状況にあるのかそういったところを図る資料にはなるかと思っております。

それから、高ストレスがかかっておられる方も確かにおられます。約教職員が254名おられますけれども、8%ほどの方々が高ストレスがかかっているということで結果が出ております。ただ、その中で高ストレスの方につきましては面談を御案内いたしますけれども、昨年度は一応面談を希望される先生はなかったという状況でございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） 今の状況下では、もちろん教員もそうなんですけど、生徒もストレスなんかで不登校とか精神疾患とか自殺とか増えてきている状況で、教職員がストレスマネジメントを自分で理解できないような状況では、教育に非常にマイナスになると思うんですよね。今8%の方に高ストレスが出ているということで、その方たちに自分のストレスをマネジメントできるような方策というか、そういうのを学んでもらう必要があると思うんですよね。それを全く誰も受けないということなので、その辺は今後どう対応していくんですかね。まだ今の状況ではコロナが終息するとはとても思えないので、ストレスを抱えた教師から教育を受けるというのは、子供たちにとっては

かわいそうなことだろうと思うんです。

もう1点そこをお願いします。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） 再質問にお答えしたいと思います。

調査の結果の中では、高ストレスはあるものの上司の支援があるかどうかというそういった診断もございまして、ある程度業務が偏らないような上司の支援あたりは、数値的には全国平均よりもいいような数字は出ているようです。

ですので、ある程度各学校でも管理職あたりからの支援あたりはその辺は数字的に見ますと、そういったところはできているのかなというところがあるかと思えます。

また、今後も特に学校関係、先生方につきましては、働き方改革であるとか、そういったところでもいろいろ改善を一緒にやっているところがございますので、精神的なそういった心のサポートも一緒にできていければなと思っております。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後2時より再開します。1時間手前になりますのでよろしくをお願いします。

午後1時53分 休憩

△

午後2時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

1枚目の総括表決算状況を見ておりますが、寄附金ふるさと納税ですね。6億2千500万円あがっております。この点についてでありますけど、これに係る諸経費ですね。委託料やいろんな品物。それにより純粋なる利益と申しますか、歳入というのがはっきりとした値段というものが出てくると思うんですよ。それが例えばうちは財政力指数が0.77ということで、結局交付団体なんですよ。交付団体ということは、結局財政が足りないで国県が調整するわけですよ。

ですから、このふるさと納税が6億数千万円あったとしても、結局はいろんな形で国県のそういった補填をしてもらうというのが形ですので、ですから果たして効果というものが、どこで計ったらいのかなと考えてしまいます。例えば、それで地元の産品がたくさん出荷できて、いろんな町民のそういった町として効果がありましたというふるさと納税の趣旨の1つというのが高まりましたというものか、それとも財政に及ぼす状況からして、かなりのうれしい寄附になっているんですよというような、そういったわかるものって何かありますか。

この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） ふるさと納税についてのお尋ねですけども、まずは大津町に対して納

税をしていただくということで、非常にありがたいということですが、これは6億円ぐらい入ってきますけれども、実際実入りが大体4割ぐらいがそのうちの必要経費を除いて4割ぐらいが残るとというのが試算になっております。

この目的というのは2つぐらいありまして、当然今のコロナ禍、なおかつ税収が落ち込む中で当然国からの支援交付税あたりもありますけれども、国のほうも全体的な財政計画の中で厳しい状況で臨時財政対策債といういわゆる借金を組まなければならないという、そういうような状況もあるものですから、できるだけ実財源をどう確保するかということが一番大事だと思っています。

そういった点ではこのふるさと納税というのは、非常に有効な手段でありますのでこれからもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

それからもう1点は、いろんな産品あたりを返礼品として町内産品も含めて出しておりますけれども、聞くところによるとサイトを見られて、さらにリピーターとして、新たな商品を例えばからいもの後に、次はお茶を買われたりとかいろんな産品まで広がっているということで、今回もサイトを広げていろんな形で広げていったことによる効果が非常に大きかったのかなと思っております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度、質疑いたします。

実際4割ぐらいが実に入ってくるだろうということでありました。ただもう1つ心配する点が、これをふるさと納税を町おこしのためにやっていくという姿勢は否定するものではありませんが、ただこれによって職員のそういった仕事が増えてしまう、言うならば全体に町の仕事として煩雑になってしまうというような、それも1つ考えて実際的には4割ぐらいが実見入りでしょう。というのは非常にいい効果だろうと。ふるさと納税はいろんな考え方がありまして、先日、税務職員と2人と話したことがあるんですけども、ふるさと納税って国民のためになっていると思いませんかとの問いに、ふるさと納税は使い方次第ですとしかお答えできませんんですよ。だからみんなが得とは限らないということです。

ですから、そういうふうな言い方を国税庁の職員が言うんですよ。ということは、これって本当にいいことかなというのが、行政がやることかなというのがいつも引っかかっています。私はふるさと納税したことはありませんので、何かの目的に寄附をするというのはえらく違うんですよ、これは。欲も重なってきますので、職員の事務的にそういったものが負担になるようなこと、そういったものはないのか、その点について最後にお聞きしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） ふるさと納税についての金額が大きくなれば業務負荷に係るのではないかとお尋ねだと思います。当然、今民間でいろいろできるものについては民間のほうにお願いをしているような発送業務だったりとか、いろんな営業活動だったりとか、いろんなこともやっております。当然町で担う分については、町のほうでやりますけれども、事務的な煩雑な部分もありますので、それについては民間でできるものにシフトをある程度したところがあります。

それと後使い道についても、これはある意味ひも付きではございませんので、ある程度まちづくりのためにしっかりとお金を使えるという形では有意義なのかなとは思っております。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、認定第2号を議題とします。質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） それでは、下水道事業と農業集落排水事業会計について代表監査委員の方にお尋ねをいたします。第2号、失礼しました。

○議 長（桐原則雄君） いいですか、ほかに質疑ありませんか。第2号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ないですかね。

これで質疑を終わります。

次に、認定第3号から認定第5号までの3件を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、認定第6号から認定第8号までの3件を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 先ほどは失礼をいたしました。改めて、下水道事業会計と農業集落排水事業会計について代表監査委員のほうにお尋ねをいたします。

まず、3月の議会のときに私が質問を、予算を見ながらさせていただいたときに、この公営企業会計というのを下水道の会計や農業集落排水の会計に持ち込むことに、ちょっと僕違和感がありますというようなお尋ねを確かさせていただいたと思います。御記憶がある方はおられると思うんですが、こうした形で今度決算になりまして、こういう文書を見させていただいたときに、やっぱりこういう切り取り方されるんだよなということを思ったわけです。

要は、下水道と農業集落排水が用は事業としては赤字になると。農業集落排水ははっきり言って50%ぐらいの収益が減で、とてもじゃないけどというような話になっていくんですよ。そのときに公共下水道と農業集落排水というのは、どういった位置付けで事業を目的をしているというふうに解釈をされているか、代表監査委員にお尋ねをします。

○議 長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） 時松議員の質疑にお答えします。

公営企業会計、公共下水道事業会計と農業集落排水会計については、昨年度より公営企業会計になっております。公営企業会計については、一般会計については単式簿記ということで金銭的なもので経営を考えておりますが、公共下水道、農業集落排水については財産も含めたところでどういった経営を進めるかということで相対的に経営をするということで、今回企業会計に移行しております。今後実際投資も含めまして、どういった投資をすればどういった資産を運用すると、資産を持ちながらどういった収益を上げていけば経営がうまくいくかという中で、全体的な中で企業会計ということで進めておりますので、今後もそういったことで、お金の流れだけじゃなくて財産や借金も含めたところで、経営をやっていききたいということで企業会計に移行したところでございます。以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 今は所掌の課のほうから部課室からの御意見だと思うんですね。私が審査委員さんのほうに伺いたかったのは、審査意見の中で公共下水道事業と農業集落排水事業が収益をもってそれを判断するという仕組みなのか、もう1個ありますよ。これ出てくるの産業廃棄物が出てくるわけですね。産業廃棄物はどのようにして処理をするのかというのが廃掃法という法律の中で決まっていて、適正処理をすることが第一義で、収支の状況を好転させることというのが難しい事業なのではないかということをお尋ねしたかったわけでありまして。

要は、ごみを処理をするというのはとても経費に係ることですよね。もうかるということは、非常に難しい。下水道会社なんてないんですよ。下水道って公共下水道しかないの、そういった形での収支で赤字が発生するということは、これはほぼあり得る話なんですね。この審査意見の中でコストダウンを図るとかいろいろ意見が出ておりますが、基本的には排出を適正にすることに対して、町がしっかりその財源を見ていけますという、そしてその事業を継続する中で削れるものは削れるようにという解釈であれば私も腑に落ちるわけです。

だから、こういった公営企業会計に移ったときに、一般の人から見れば赤字に見えるということなんですよ。でも再資源化する道が少ない。要するにコストを下げることができなければ、それを売却して益を得ることもできないという事業形態になっていることについて、もう少しちょっと赤字で好転できないというニュアンスから、引き続き適正な排出処理を行っていきますということにはならないものかなと思いますので、その点についてお尋ねします。

○議 長（桐原則雄君） 今村代表監査委員。

○代表監査委員（今村昭彦君） 端的な御指摘をいただきました。一応一言言うならば、公営企業会計というのは第3条の中で、やはり経営としての健全性、それと一方では公共の福祉を両立させなさいというような規定がございますので、今時松議員がおっしゃったようにやはり収益だけが目的ではない。公共財として公共の福祉にも力を注ぐ、両立させる必要がありますので、現時点では少し一般財源の投入が多うございますので、もうちょっと努力をしていただいて公営企業法3条に基づくやはり公共の福祉、きれいにする、環境を良くする。そういうインフラ整備というのは非常に大事でございますので、この両方を成立するためにもうちょっと頑張っていたきたいというのが

今回の公営企業の決算の言いたかったのは、そこにやはり公共の福祉もあるというのを私言いませんでしたけど、やはり両立させるといところで、もうちょっと収益のほう頑張っていたきたい。ただ、一般会計からの繰入れというのは、例えば資本的収支、あるいは支出については現時点でも一般会計から繰り出されておりますので、その点につきましては、21市町村についても大体経営自体としては似たり寄ったりでございますので、今後町御当局としてはバランスをもうちょっと取っていただければと思っております。私のほうから監査委員としてのお答えは、公営企業法3条に基づきもうちょっと公共の福祉に非常に貢献できるという点においては、舌足らずの点があったかと思えますけれども、気持ちとしてはそういうことをバランスを取るような対応が必要になってくるかと思えます。

お答えになっているかどうかはわかりませんが、監査委員としては以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 再度質疑をいたします。

今監査委員のほうから御指摘があったとおりで、赤字で運営されてしまうこと、どうしても事業体質上しょうがないと。廃棄物を適正に処理するためにやっていただくということに異存はないということで、回答をいただいたと思います。

再度質疑をさせていただくのは、またこういった形でほかにも事業があるんですね。例えば菊池環境保全組合のごみ処理施設に大量にお金が投じられるとかいう点について全部そうなんですよ。インフラで使っているものというのは、どうしても最初に費用対効果があって、最小限のもので建設をします。人間も最小限でやります。代替性がありません。BCPだってとてもできませんという仕組みでぎりぎりで行っている。やっているというところも評価の対象に入れていただくというのはやっぱり事業をされているそれぞれの所掌の皆さん、しっかり頑張ってそれを処理されているわけですから、その辺りのところも、次回で結構ですので、監査委員から御指摘の中には、その役場の職員やそういった廃棄物の行政に関わっている人間への頑張りというのを一つ認めていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

### 日程第23 委員会付託

○議長（桐原則雄君） 日程第23 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第41号から議案第49号まで、認定第1号から認定第8号までを、お手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後2時18分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 令和3年第5回大津町議会定例会会議録

令和3年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

令和3年9月15日(水曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎      2番 田代 元気      3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢      5番 大塚 益雄      6番 三宮 美香 7番 山部 良二      8番 山本 富二夫      9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二      11番 大塚 龍一郎      12番 坂本 典光 13番 永田 和彦      14番 津田 桂伸      15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹      会計管理者 元田 正剛 副町長 佐方 美紀      兼 会計課長 総務部長 藤本 聖二      総務部総務課主幹 吉良 元子 兼 行政係長 兼 法制執務係長 住民生活部長 坂本 光成      総務部財政課課長補佐 大塚 昌憲 兼 財政係長 健康福祉部長 矢野 好一      兼 教育長 吉良 智恵美 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長 産業振興部長 田上 克也      兼 教育部長 羽熊 幸治 併任 工業用水道課長 兼 教育部次長 平岡 馨 都市整備部長 村山 龍一      兼 農業委員会事務局長 高橋 和秀 総務部次長 白石 浩範 兼 総務課長 兼 選挙管理委員会書記長 総務部財政課長 清水 和己

## 一 般 質 問

### 1 番 豊 瀬 和 久 議員 p 65～p 71

1. 町内にある文化財の保護・保存・顕彰について
  - (1) 町内にある数多くの文化財を保護・保存していくための取組について。
  - (2) 多くの人々に文化財の価値を伝えていくための地域文化財顕彰制度の創設について。
2. 町文化財ガイドボランティア養成の取組について
  - (1) 町民自らが我が町を知り、語り伝えていく中で人々が結び合い交流が図られていくのではないか。そのような環境をつくるためにも、町文化財ガイドボランティアの養成を行うべきではないか。
3. スマートフォン等を活用した町民と行政をつなぐ連絡体制の構築について
  - (1) スマートフォン等を使って路面の陥没や公共施設の破損などの不具合を町に通報できる仕組みを構築すべきではないか。

### 2 番 山 本 富二夫 議員 p 72～p 78

1. 病院の誘致を
  - (1) コロナ対応専門病院の誘致を将来を見据えてするべきではないか。  
九州の1か所に、1万人収容できる国立の伝染病対応能力のある病院が必要不可欠であり、九州の中心地の我が町に誘致をするべきではないか。  
1か所で複数の診療ができる総合病院が役場近くにあれば、高齢者にとっては助かるので、どうにかならないかと高齢者から相談された。  
大津町には総合病院も産婦人科もないのは、町にとっては問題である。
2. 避難所通路の再点検を
  - (1) 8月8日、台風接近で高齢者等避難が出たので、町民が避難所へ避難する時にけがをして救急車で病院へ搬送された。高齢者のために全避難所通路の点検をすべきではないか。

### 3 番 時 松 智 弘 議員 p 78～p 85

1. 自衛隊に対する町長の認識と自衛官募集、防災への協働の推進について
  - (1) 自衛隊に対する町長の認識は。
  - (2) 自衛隊法第97条に定める都道府県等が処理する事務についてどのような

業務を行っているか。また自衛官募集の推進について、ポスターや看板の設置を新たな役場庁舎ではどのように行うか。また、自衛隊熊本地方協力本部や町内募集相談員との連携は。大津町を隊区とする北熊本第42即応機動連隊との情報共有への動きは、また防災での協働を行うに当たりどのような活動を実施しているか。

## 2. 新学習指導要領をふまえた教育体制の推進について

- (1) 文部科学省より平成29年3月告示のあった新学習指導要領は、2020年から小学校が、2021年から中学校が施行実施しているところだが、それぞれの学校現場からの評価や意見はどのようなものが上がっているか。
- (2) 教員の負担軽減を視野に部活動の社会体育への移行などの施策があったと思うが、教育現場ではICTの導入に加え新型コロナウイルス対策などに忙殺される等過重な労働環境となっていないか。業務の軽減を考慮し質の高い教育が実施できるよう部外からの講師を招聘する考えはないか。
- (3) コミュニティスクール制度が逐次浸透し学校と地域の連携が強固になりつつある。様々な取組がボランティアを中心に醸成されているが、専門性の高い授業の内容を無償で依頼しているような事案はないか。

## 4 番 荒 木 俊 彦 議 員

p 86～p 92

### 1. 子育て支援日本一のまちづくり子供への国保税 均等割課税免除給食費無償化多子世帯から

- (1) 厚生労働省は、来年度から国民健康保険（国保）に加入する未就学児の均等割り課税を半額にして少子化対策、子育て世帯の負担軽減を図るとしている。コロナ感染が長引き拡大する中、国保加入世帯の生活はますます厳しくなっている。子育て支援日本一に見合った18歳以下の子供への課税は、なくすべきではないか。
- (2) 就学援助世帯数(人数)の推移は、どうなっているか。給食費無償化 多子世帯から実施するべきではないか。

### 2. コロナ禍での暑さ対策生活困窮者などへのエアコン助成を

- (1) 今年の夏は猛暑の後、長雨が続き、少しは暑さも和らいだようだが、気候変動の影響もあり、毎年の猛暑が予想される。特に生活に困窮されている方や高齢者家庭の方でエアコンを希望される家庭にエアコン設置補助が必要と考える。

## 1. 大津町運動公園について

(1) 大津町運動公園（スポーツの森・大津）球技場、競技場の芝について、管理費に見合った運営がなされていないと思う。

①昨年からはコロナ禍により利用者が減少したと思うが、年間でどの程度の利用があるのか、また養生期間等による利用の制限はどうなっているのか伺う。

②来年度以降も今年度同様の方法で管理していくのか考えを伺う。

(2) 多目的広場（人工芝コート）について、平日・週末問わず利用されているが、急な雷雨等により避難する場所がコート西側のトイレしかない。今後、利用者を守る観点から建屋等の整備が必要と思うが、考えを伺う。

## 2. 成年年齢引下げについて

(1) 令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられる。本町での検討や対策はどのように行うのか。

①拡大が予想される消費者被害などへの教育や広報はどのように行うのか。また、現状はどうなっているのか伺う。

②成人式の開催方法はどのように考えているのか伺う。

## 1. 少子化対策について

(1) 昨今の若い夫婦にとって、子供を産み育てていくための経済的負担や、働く女性に対する企業や社会の理解の遅れ、その中でも最もOECD加盟国に比べ遅れているのが、行政による子育て支援の脆弱さである。大津町は、子供医療費18歳無償化や病児保育事業など、全町あげて取り組んでいるが、出生率は年々低下しており、先進地の兵庫県明石市などに比べれば、まだまだ立ち遅れている。今後「子育て支援・教育環境日本一」を目指す上で「アウトリーチ型の支援」など、まだまだやるべきことがあるのではないかと。

以上を踏まえ 町長の見解を問う。

① 兵庫県明石市では市内の0歳児にオムツを無償提供する方針を固め、母子の健康状態や虐待の有無をチェックする見守り活動と合わせたアウトリーチ型の支援「おむつ宅配便」を始めたが、本町でも導入するべきではないかと。

## 2. コロナ感染防止対策について

(1) 現在デルタ株が年齢に関係なく急速に広がり学校などでのクラスターが

非常に懸念される。このままでは、熊本も医療崩壊が起こるのは時間の問題。またオリンピック関係者のラムダ株感染も確認されており、オリンピックやパラリンピック開催による楽観バイアスが強まり「緊急事態宣言」が意味をなさなくなっている。具体的な対策が必要。ペルーでは7月10日までに19万7千人以上が新型コロナ（ラムダ株）で死亡しており、致死率は9%を超え人口10万人あたり死亡者数は世界で最も多い。吸入用酸素の不足や医療体制のもろさなども原因と言われているが、それは日本も同じ状況ではないか。ワクチン頼みだけでは町民の命を守ることができない。以上のことを踏まえ、町はすべての町民の命を守るという覚悟を持って対策を強化していかなければならない。

町の見解を問う。

- ① 現在、小中高校で感染拡大が続いており、一番の懸念は学校などでクラスターが発生し、家族間で感染が広がるという問題があるが、今後の学校運営(休校や部活動など)はどのように行うのか。
- ② 今後、熊本県でも医療崩壊の危険性があり、総合病院のない本町で町民の命を守る対策が必要ではないか。町独自に体育館などを利用した野戦病院を設置するべきではないか。

7 番 三 宮 美 香 議員 p 109～ p 115

1. スポーツ及び文化における要綱の整備

- (1) 令和元年12月議会で大津町ゆかりのスポーツ選手を応援して盛り上げようという趣旨の質問をした。回答として「大津町ゆかりの方々の活躍は全国や世界に向けた大津町のPRにもなる。町としてできる限りの支援体制を整えていきたい。」とありさらに、「来年度の予算関連等で検討させていただければ」とも答弁されている。

その後の町の方向を確認したい。

- ① 肥後おおづスポーツ文化 Kommissionでの調査研究結果は。
- ② 要綱の整備がされていないことによる不具合は。
- ③ 地域や関係団体との協力体制作りは。

8 番 西 川 秀 貢 議員 p 115～ p 118

1. 大津町小規模企業振興条例制定について

- (1) 本町において、小規模企業振興条例がまだ制定されていない訳は。

9 番 永 田 和 彦 議員 p 118～ p 124

1. 「子育て支援と少子化対策について

- (1) 町の支援策は全国的にも当たり前で出生数増加に寄与するものではなく子育て負担軽減策である。中学校までの支援策では出生数は増えないし教育費は子が大きくなるほど膨らむのである。

子育て支援と少子化対策がつながらず目的が問われている。

2. 高齢化対策について

- (1) 介護サービスの給付拡大が止まらない、利用者負担を除いた給付費は2020年度に10兆円を超えた。介護にかかる費用の膨張は続いていて制度の持続性を確保するために政府は8月から所得の高い高齢者の自己負担を増やした。有効な介護給付抑制策が望まれる。

10番 坂本典光 議員 p124～p129

1. 川の水を汚すな

- (1) 日本列島は山が多く、雨もよく降る。

清らかな水が川となり、海に流れ込む自然豊かな島国である。

大津町で新しく家を建てるには生活排水を下水道に流すか合併浄化槽で浄化処理をして水路に放水する必要がある。

生活排水を直接川に流していたところに比べたら確かに川はきれいになった。

しかし魚が川に戻ってきたというレベルではなさそうだ。

清らかな川、緑の景色は将来のインバウンドにもつながる。

①菊池環境保全組合処理施設への搬入が禁止されている灯油、混合油、廃油などが下水道に流されていないか。

②下水道浄化に悪影響を及ぼす天ぷら油の処理はどのようにしているか。

洗剤、石けん、シャンプーの使い過ぎ。カップラーメンの汁の処理など問題は多い。安易に流さないように広報などで常時注意を呼び掛けているか。気が緩まないように定期的にキャンペーンを行うのも良いと思う。

③学校で子供たちには水を汚さないように教えていると思うがいかがか。

11番 佐藤真二 議員 p130～p135

1. 若者のスタートをマイナスからにしないため、将来負担についてどう認識するか

- (1) 人口減少・所得減少の中で、従来の地方債の考え方は通用しない。若年層は社会保障負担においても既に不公平感・絶望感を感じている。将来負担をツケ回しにしないためにどのような考え方をすべきか。

- ①人口ビジョンの推計値（合計特殊出生率）はやや楽観的ではないか。
- ②世代間の負担平準化や単純な町内事業者優先などの従来の考え方では、将来負担は相対的に大きくなる。起債、過大投資の適正化を図るためどう取り組むか。

## 2. トイレtp紙と生理用品はどう違うか

- (1) 多様な教育機会の保障は必要ではあるが、現状では学校は多くの子供にとって「行かなければならない場所」だ。

しかし、生理用品を買うことができないとの事情で学校に行くことをためらう子供がいるとも言われている。

生理の貧困への取組が各地で行われている。学校に生理用品をトイレットペーパーと同様に常備することはできないか。

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) 皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。今回の一般質問者は 1 1 名ですので、本日が 1 番から 6 番まで、1 6 日が 7 番から 1 1 番の順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久議員。

○9 番 (豊瀬和久君) おはようございます。傍聴席の皆様、そしてインターネット配信やモニターで御覧いただいている皆様も朝早くから大変にありがとうございます。9 番議員、公明党の豊瀬和久です。本日は町民の皆様から頂いた声を基に質問をさせていただきますので、何とぞよろしくお願いいいたします。

新型コロナウイルスまん延防止等重点措置の適用期限が再延長されるなど、いまだ終息が見通せない中、新型コロナウイルス感染症は私たちの生活に多くの変化をもたらしました。不要不急の外出自粛や県をまたぐ活動自粛などで飲食業や観光業に大きな打撃を与えています。

しかし、感染拡大を防ぎつつではありますが、将来を見据えた新しい観光であるマイクロツーリズムが登場しつつあります。コロナ禍での外出自粛から近隣への外出、そしてマイクロツーリズムという住まいから 1 時間程度で移動できる、近場で近い人と短い期間で行う小さな観光へと少しずつ行動範囲が広がってくると思います。このマイクロツーリズムは身近な生活圏を観光することになりますので、地域にある魅力的な観光資源を再発見する必要があります。

これは地域活性化で一番大事なものを求めるのではなく、あるものを探すことにも通じます。また、住民自らが地域の魅力を学び再認識することにもつながり、ひいてはシビックプライドと呼ばれる自分自身が関わって地域に貢献したいと思う気持ちが高まるなど、地域づくりに必要不可欠な意識改革にもつながる可能性があります。

以上のようなウィズコロナ時代を見据えた上で、1 問目の質問は、地域にある魅力的な宝物を発掘するあるもの探しの取組、2 問目の質問はマイクロツーリズムの観光客をお迎えする体制づくりという観点から、簡潔に質問を行いますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、1 問目の町内にある文化財の保護、保存、顕彰についてお願いいいたします。

本町は、世界かんがい施設遺産として登録された上井手、下井手を中止に宿場町として発展し、

町全体に歴史遺産が数多くあります。しかし、町民の皆様からお話を伺う中で、残念なことがあります。役場では公共事業等を行う際に、文化や歴史を大切にしようという考えが重要視されていないのではないかという声をお聞きします。

それでは、まずスクリーンの写真を御覧ください。上の写真が大津町になりますが、先日参勤交代当時の面影を残す道を歩いてきましたが、以前は石畳の道だったとのことですが、現在はコンクリートの道になっていました。下の写真が阿蘇市になります。二重峠から下る阿蘇市が管理されている場所では、石畳の面影を残して昔のままの風情が残されています。このように公共事業を進める場合に文化や歴史があるにも関わらず、知らないうちに失われたり、壊されたりする危機に瀕しているものが数多くあると思われるます。もし万が一にも文化や歴史があるものを壊したり、形を変えたりする必要がある場合には、その地域や関係者の方々の御意見を伺った上で、慎重な判断をする必要があると思ひますし、役場だけの判断ではできない制度を作る必要があると思ひます。文化財とは、歴史の中で自然環境や社会、生活を反映して生まれ、継承されてきた地域の財産であり、宝物だと認識する必要があります。文化財の中でも特に重要なものは国や県、町が指定や登録を行って保護をしています。現在の津町における指定文化財の状況は、国指定文化財が2か所、国登録文化財が2か所、県指定文化財が2か所、町指定文化財が13か所となっています。町指定文化財に関しては、平成5年に5か所、平成7年に7か所、平成23年に1か所が指定されていますが、その後の10年間は指定や登録が1か所もない状況です。

一方で、指定や登録をされていない文化財が本町には数多くあります。そのような文化財を地域の中で守り磨き上げていくために、幅広く検証し、記録しウェブなどで情報発信をすることで多くの人々にその価値を伝えていくことが重要ではないでしょうか。町のホームページにも歴史文化スポットや文化財マップが掲載されていますが、随分前に更新されたままですので、さらに効果的に魅力のある内容に見直していくべきだと思ひます。文化財などを検証している先進事例として、熊本市には郷土文化財制度があり、地域で大切に守られている文化資源を郷土文化財に認定し、地域の宝として顕彰することで、次世代を担う子供たちを初め幅広い世代で郷土への誇りと愛着を深め、後世への継承を行いまちづくりへ生かしていくための取組が行われています。郷土文化財に認定した際には、認定証の交付、市のホームページ上で紹介、看板の設置などを行い、内外に広く情報発信をされています。また、相談内容に応じて保存活用への助言が行われています。このような先進事例を参考にするとともに多くの町民の皆さんからも広く御意見を伺うことが重要だと思ひます。

文化や歴史は、人の心を豊かにします。しかし、心は目に見えませんが、道路や外灯を整備するようにすぐに評価されにくい取組でもあると思ひます。豊かな生活を送るためにはお金も必要ですが、同じように心の豊かさも必要ではないでしょうか。町内のあるもの探しの一環として地域文化財顕彰制度を導入し、町の宝である文化財の価値を伝えていくとともに、保護・保存していくべきだと思ひますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 皆様、おはようございます。豊瀬議員の文化財に関する質問について、お答えをいたします。

現在、大津町には指定を含め把握している所では300近くの文化財が存在しております。その中で町の指定につきましては、大津町文化財保護条例に基づき、文化財保護委員会からの意見を聴取し教育委員会にて指定を行っております。町の指定に当たり、重視していることは指定した文化財を地域でどのように活用継続維持するかという部分になっております。

例えば各行政区にある神社仏閣などを町の指定文化財にする場合は、地域における維持管理の負担も発生いたします。その点も含めて所有者や管理者の同意も必要となるため、経過年数や歴史的価値はもとより地域としてのシンボル性や思いを踏まえた上で、慎重に保護委員会と協議し町の文化財としているところでございます。

また、国県指定の文化財の維持管理費用に関しては、補助制度が整備されておりますが、町指定文化財については大津町文化財保存管理費補助金により町単独の財源にて保護保存を行っているような状況でございます。議員御指摘のとおり町が指定していない有形無形の数多くの文化財の中には、地域で長く大切に守り続けられているものもございます。そうした文化財に改めて光を当てることは大津町の歴史や地域文化への深い学びと理解による地域への愛着や誇り、ひいてはその地での暮らしにおける心の豊かさにもつながるものと考えております。

また、地域の方々とも協働しながら対外的にも発信することで、マイクロツーリズムの話もありましたけれども、人を呼ぶための貴重な財産にもなり得ると考えております。そうした点から議員がおっしゃる地域文化財顕彰制度は、埋もれた地域の財産を見直すことにつながる地域活性化のための有効な取組ではないかと考えております。事例としては議員からも言われましたとおり熊本市のほうが力を入れておまして、本年1月より熊本市郷土文化財制度を創設して募集をスタートされ、現在までに1つの団体のほうから応募があり登録がされているような状況でございます。

大津町としてもまずは地元住民の方々には地域の文化財に興味や愛着を持ってもらうことが、重要であると考えております。そのような中で地域文化財を顕彰することは、それを知らない方々への周知は元より尽力された方々への感謝の表れや、今後も継続して守り続ける上でのモチベーションの向上等にもつながるのではないかと考えております。

一方で、既に国、県、特に町指定となっている文化財においても、まだまだ町民の方で御存じない方も多数おられ、町としての対外的な発信も限定的だと認識をしております。既存部分の全体的な整理も必要だと考えておりますので、今後は教育委員会と一層連携し、保護委員の協力も得ながら、御指摘のありましたホームページやマップの更新を進める共に、拠点としての歴史文化伝承館の一層の活用を図る必要があると考えております。併せて議員御提案の顕彰制度の導入につきましては、熊本市や先進自治体に導入されたばかりです。取組の状況や認定された団体の活動など情報を集めながら、大津町に適用した制度となるように調査研究を進めていきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 3点ほど再質問をさせていただきます。

まず、1点目は大津町には今言われましたように、文化財が約300近く存在をしていて、それを文化財保護委員会からの意見を聞かれて教育委員会が指定をしているとのことですが、本来このような流れで指定をされているということであれば、最近、10年間指定がなく国県町を合わせても19か所しかないという少ない状況だと思しますので、もう少し指定の登録がされていてもいいのではないかと思いますけれども、300か所のうちの19か所しかないのは、いかがと思いますが、お伺いをいたします。

2点目は、町が指定するに当たり重視していることの説明をされましたけれども、重視していることが多すぎて、その結果として貴重な財産である文化財が埋もれてしまう原因になっているのではないかと思います、この点はいかがでしょう。

3点目は、貴重な地域の財産である文化財を活用するに当たっては、文化財保護委員会や教育委員会からの意見を聞くとともに、もっと町民の皆様の声を聞くべきではないかと思います、以上の3点をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 豊瀬議員からの再質問にお答えいたします。

まず1点目の町指定文化財が少ないという話なんですけれども、おっしゃるように300ある中には議員御指摘のような顕彰制度を作らなくても、既に町の制度で該当するものも複数あるのではないかと考えております。そういった意味で改めて、その300に関しましても調査を行いながら、また御指摘のあったとおり住民の方の意見も聞きながら、既存の制度にしっかりと当てはめて、ただ当てはめるだけでは合理ではございませんので、それをしっかりと発信して行って住民の方に知っていただく、その中で愛着を深めていただく。あるいはマイクロツーリズムにつながるように対外的な発信につなげていく、そんな取組を進めていきたいと思っております。

まず2つ目に関しまして、重視しているものが多いということでございますけれども、まずはやはり住民の方々が地域でしっかり守られていく、それを町もしっかりとサポート、支えていくということが大事だと思いますので、その点はしっかりと重視しながら進めていきたいと思っております。

ただ要件が、おっしゃるように細くなりすぎますとなかなか難しい部分も出てきますので、そこに関しましても改めて基準を見直しながら、必要であれば修正を行っていききたいというふうに考えております。

3点目の町民の声を聞くというお話なんですけれども、すみません先ほど1点目のほうでお答えしたんですけれども、しっかりと住民の方の声を聞きながら町からの投げかけもしながら、進めていききたいというふうに考えております。また、こちらに関しては、教育委員会の連携が前提となりますので、しっかりと教育長と教育委員会の皆様とも意を合わせながら進めていききたいというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） それでは、次に2問目の文化財ボランティアガイド養成の取組についてお伺いをいたします。

町民自らが我が町を知り語り伝えていく中で、人々が結び合い交流が図られていきます。そしてそうした中から近隣の方々が大津町に注目し、訪れていただけるようになるのではないのでしょうか。

また以前からの課題として、JR肥後大津駅のビジターセンターなどには、観光ガイドの御要望が寄せられているそうですので、本町を訪れるお客様に町内の文化財や歴史を紹介し、大津町に来てよかったと思っていただけるような環境を作っていくことが重要ではないのでしょうか。

観光ガイドに関する取組の事例として、菊陽町では町内のあまり知られていない文化財を多くの人にまずは町民に、それから県内外の方に知っていただくということから、文化財を説明できるガイドを養成する取組を13年前から始められています。15回の講座の受講と現地研修などをされて、36名の方がガイドの認定を受けています。今では菊陽町文化財ボランティアガイドの会を結成され、町を訪れる人たちにふるさとの自然、風土や歴史文化などをボランティア精神を持って案内と説明を行い、故郷への理解と愛着を深めてもらうために23名の方がボランティアガイドとして活躍をされています。昨年度は様々な団体などの642人に対してガイドを実施されています。その他の活動として、子供ガイド養成講座なども実施されており、活動が生きがいになっているそうです。また、9月1日の熊日新聞には、天草市立河浦中学校の1年生8人が市が実施している観光ボランティアガイド養成講座を修了し、世界文化遺産である崎津集落の初ガイドに臨むとの記事が掲載されていました。

以上のような先進事例を参考にするとともに、本町には町民のための歴史文化伝承館がありますので、研修センターとして活用して町内の文化財保護委員会さんなどの力もお借りしながら大津町に来てよかった。そしてまた来たいと思っていただけるような万全なおもてなしの体制を作るために、文化財ボランティアガイド養成講座を開催し、子供から大人までの多くの皆さんに受講していただき、ボランティアガイドになってもらうための取組を行うべきだと思いますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 豊瀬議員の2つ目の質問にお答えいたします。

現在も上井手の水とともに生きるまちづくりの会、瀬田人の会などボランティアとして地域で活躍されている方が多数おられます。それぞれの地域や団体有識者の皆様が郷土愛の元町の歴史や文化、景観などを伝える活動をなされ大変敬意を表すとともに感謝をしているところでございます。

これまでも町の歴史文化伝承館を拠点として、町内の有識者の皆様に講師を努めていただき、歴史教室、町内の史跡巡り、文化財談話会などの大津町の歴史を知る人材を後世につなぐための各種教室や学習会を開催してきました。一方で、保護委員や各団体の皆様とお話をすると時代の担い手不足を心配されている方が多いのも実情でございます。そうした中で現在生涯学習講座を含めた学習会に参加される方の中には大津町の歴史に興味関心を持たれ、それぞれの分野で学習を深められ、後に講師を勤めていただくケースもあると伺っております。また、子供たちに目を向けますと大津町におきましても大津南小学校では、総合学習の中で地域の財産である国重要指定文化財江藤家住宅についての歴史を学びながら興味や関心を深め、一般公開時にはボランティアガイドを務め

ることでさらなる郷土愛の醸成につなげているところです。

このように単に学ぶだけではなく、講師やガイドとして主体となって歴史文化に関わっていただくことは議員からもありましており大変有意義なことであると考えております。したがって町としても教育委員会とともにこれまで地域で尽力されている皆様や文化財に見識のある方々と意見交換をしながら、知識やコミュニティを次世代につなぐ活動を進めていければと考えております。そのためには、導入からハードルが高くなると受講しづらくなることも考えられますので、当初よりガイド育成講座という形で行うのではなく、興味がある方が比較的気軽に受講できるような初心者向け、子供向けのプログラムなどを充実させながら、しっかりと裾野を広げてそこでの学びや講師の方々との関係性の中で、受講者から語り部やボランティアガイドになっていただけるような一連の取組をつくることができると考えております。

また一方で、活躍の場の創出を図るために様々な関係団体ともタイアップしながら思いのある方が住民や大津町を訪れる皆様のやりがいを持ちながらガイドできるようそんな取組を進めていければと考えております。

この点に関しては入り口だけではなく、入り口、中間、出口をしっかりと整えながら仕組みとして構成できるようにこちらも教育委員会としっかりと協議しながら進めていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 町長が言われましたように、これまで地域で尽力をされてこられた方々や、文化財に見識のある方々の御意見をお聞きしながら、スピード感を持って実施していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に3点目のスマートフォンを活用した町民と行政をつなぐ連絡体制の構築についてお伺いをいたします。

この取組につきましては、6年前にも愛知県半田市のマイレポ半田という取組を参考にして提案をしています。現在はコロナ禍でもあり、可能な限り接触機会を減らすためにオンラインを活用する必要があり、手続のオンライン化や支払のキャッシュレス化を提案してきましたが、町民と役場との連絡体制に関しましても、現在の状況を1日も早く改善すべきだと思います。今回提案をする町民と行政をつなぐ連絡体制の構築は従来のように行政自らが公共サービスを提供するだけでなく、町民に行政が行う公共サービスに主体的に参加してもらいその英知を結集させて様々な施策を実現させようという取組でもあります。

そのためには簡単に行政に参加できる仕組みをつくる必要があります。スマートフォンを活用することで行政と町民との距離を身近にすることができます。先進事例として愛知県半田市ではマイレポ半田という取組を進められています。これは道路や公共施設の破損などに気づいた人がスマートフォンアプリを利用して行政に報告し、行政はそれを見て必要な対応を行うという取組です。一般的なやり方であれば、外灯が切れているから取り替えてほしいなど行政に直接電話や訪問をしてもらうなどの対応をしていました。しかし、このスマートフォンアプリを利用することで早朝や

夜間など24時間いつでも行政に知らせることができます。また行政に直接電話やメール、訪問するなどの現在のやり方と根本的に違うのが、写真とGPS機能を使った地図情報が瞬時に送られてくることです。これは災害時などの緊急時の情報収集などに威力を発揮する取組でもあります。このように業務の効率化とともに行政と町民との距離を縮め、町民の多くの声を町政に反映させることで、町民の力を生かした行政サービスが実現できます。一日も早く町民と行政をつなぐ連絡体制を構築すべきではないかと思いますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） それでは、豊瀬議員の質問についてお答えをいたします。

町の道路や施設の不具合に関するお問合せなどは、町ホームページや電子メール、電話や来庁による直接の報告で受け付けておりますが、そのほとんどが電話か窓口となっているような状況でございます。道路の不具合を電話で御報告いただく場合、議員からもありましたとおりの程度の損傷であるのか、緊急で対応する必要があるのかなどお互いにわかりづらいケースもあると聞いております。

一方、今回の長雨でも町内複数か所で道路の損傷が発生しましたが、整備な状況の速やかな把握と対応は事故の未然防止にも直結するため改善が必要だと私も考えております。そうするためにスマートフォンを活用した仕組みについて全国の事例を見ますと、議員からもありましたように愛知県半田市が道路の陥没や破損などの状況を報告するシステム、マイレポ半田を導入するなど、幾つかの自治体で取組が進んでおるような状況です。

また県内におきましても、熊本市が公式ラインの市民レポート機能を活用して道路異常の通報システムを運用されております。町としても今年度町の既存の通信インフラを活用して、道路の不具合をスマートフォンで報告できるシステムをテスト導入し、まずは職員で実証実験を行います。その実証実験を踏まえ、住民の皆様がよりわかりやすく、報告しやすいものを検討し、次年度本格導入に向けて進めていきます。さらにまずは住民の皆様が一番身近な道路で運用を進め、一定の効果が見込めれば、将来的には公園やほかの公共施設など活用の拡大も図っていきたいと考えております。議員御指摘のとおり、やはりここは早急に発見して早急に対応することが住民サービスの向上にもつながりますし、お話にあったような住民との協働体制を考える上でも、必要なことだと考えておりますので、しっかりと順を追って進めていきたいというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9 番（豊瀬和久君） この取組に関しましては、コロナの感染予防という観点もありますので、可能な限りでいいんですけども、早急に進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。10時40分より再開します。

午前10時27分 休憩

△

午前10時40分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 皆様、おはようございます。8番議員の山本富二夫です。第5波デルタコロナまん延防止の中、2万人以上の患者があり、熊本県も200人以上のコロナの患者の発生も見られました。大津町も毎日のように感染症患者の報告を受けます。新庁舎の初議会の中に傍聴に来ていただきありがとうございます。今回は、2問の通告書提出での質問をします。

1つ目は病院の誘致をということで、2つの視点での質問をしたいと思います。コロナ患者対応の病院と24時間対応の病院についてです。まず次から次へと変異株の新型コロナウイルスが発生し、4次、5次と多くの患者が増えて終わりが見えないのが今の現状です。最近まで2万人前後の多くのコロナ患者の発生が報告されていました。コロナ患者の入院できる病棟、病室がなくて自宅療養の多くの患者が増えて、その中で亡くなっているのが現状です。アメリカなどはPCRの検査の重要性に気づき、今やスーパーや学校でも無料で受けられるようになりつつあるそうです。日本も無料でPCR検査を希望者全員にすべき時期だと思います。自宅療養は家庭内感染が多くみられ小児も感染します。コロナでのやっかいなのは症状が出ない無症状の感染者がウイルスを拡散してしまうことです。感染者が増えるにつれ病院のキャパシティが限界に近づきつつあると言われています。日本は人口あたりの病棟の数を見ると世界一多く全国に150万あるベッドのうち、コロナ対策に使われているのは2、3%程度だということです。日本の病院の8割が、感染症対策ができない民間病院でごく一部の病院に負担が集中するので病棟が逼迫します。大津町には多くの医院はありますが、コロナ患者を24時間受け入れてくれる病院はありません。最近熊本県のクラスターは100件以上、新学期が始まった大津町北中学校でクラスターも発生しました。町は広げられない対策をお願いしたいものです。無症状のコロナ患者がまん延し新規感染しているのが日本の現状です。自宅療養で亡くなる患者の発生を防ぐためにも重症患者から無症状のコロナ患者全員を対象に収容する病院をと思うのは的外れでしょうか。大阪では8月末コロナ患者を受け入れていた病院が破綻しました。この病院は大阪府からの強い要請を受けたために、外来患者が大きく落ち込んだということも1つの原因ということです。民間病院に頼るのは多大なリスクがあると思われれます。大阪府は野戦病院を1か所8月末に開設すると発表しました。2つの国の事例を挙げます。

イギリスのコロナ患者は750万人、中国政府発表は都市封鎖をし10万人です。

まず、イギリスは1日のコロナ患者が5万人でも医療崩壊の心配がなかったのは、イギリス全土に9か所の軍隊直轄のナイチンゲール野戦病院を作り、軍医600人を派遣し対応したからです。

中国は医師の多くが軍医で政府は都市の封鎖をし、多くの患者を野戦病院で対応しました。大規模な野戦病院を短期間で開設できるのは軍隊だからです。日本もイギリスや中国の感染症対策を見習うべきです。日本も自衛隊員の医師、1,000名のうちの500名を派遣し対応できる体制づくりのために感染症対策の専門病院を全国に作る時期に来ているし、九州に1か所作るべきです。

九州の中心地の我が町に誘致を考えてみてはどうでしょうか。大津町には国道57号線もJRも空港もあり立地条件には恵まれています。最大限にPRできるところです。もちろん専門病院は自衛隊を中止に民間病院も含めた体制で今後の感染症対策のために病院が必要になると思います。感染症患者が多発の時期には1万人収容できる病棟を作り、感染者が入院できる施設を国や県に提案すべきだと思います。

次に、24時間対応の病院のことについて1つ質問します。

北部、南部地区には70歳以上の高齢者が多く見られます。病院の通院時間もよく相談を受けます。乗合タクシーの件や福祉タクシーの件でも、その中で総合病院が大津町からなくなりいろんな意味で不便になったと。患者さん、私たちは1日1か所の病院で内科、外科、皮膚科、眼科、歯医者と受けていたが、今は町外にしかなく、役場近くならいろんな意味で病院があれば便利だと相談を受けました。20数年前、私が福岡在住のとき、あの時代には珍しい24時間対応の民間病院で徳洲会病院がありました。住民にはありがたい病院でした。今では24時間対応の総合病院は普通に見かけますが、大津町にはありません。コロナの今、土日、祝日関係なく24時間対応のコロナ患者を受け入れできる総合病院があれば20代、30代の仕事をしている人の接種率は上がると思います。先日の熊日発表の大津町は接種率2割では、お粗末だと感じます。人口増加の我が町に町民のためにも総合病院や産婦人科病院があるべきだと思いますが、町長の見解をお聞きします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） それでは、山本議員の病院の誘致に関する質問にお答えいたします。

現在、新型コロナウイルス感染者数が急激に増え、全国的に感染症対応の医療機関の不足や在宅療養中の死亡が課題となっております。行政検査の体制を拡大し、無症状者についても入院できる環境を整えば、感染拡大を抑えることにもつながるのではないかと考えますが、現在の医療体制には限界があり、無症状者や軽症者については自宅やホテル等での療養を余儀なくされるというのが現状でございます。

そうした中で、感染症法及び新型インフルエンザ等対策としての医療体制の整備は、都道府県が行うこととなっております。熊本県も患者の急増に対応するため病床の確保を進めているところです。また他の都道府県では、病床数の確保のために体育館やホテルなどの宿泊療養施設の一部を臨時的に医療施設として整備された事例もあると確認しております。そうした状況も踏まえ、新型コロナウイルス関係の医療体制整備につきましては、町としても患者が安心して治療や療養ができるよう病床の確保や自宅療養者のケアなどをしっかり行っていただくように議員からもありましたとおり、県に対してはしっかりと要望していきたいと考えております。また、県が臨時の医療機関を設置する場合は、町も場所の提供などの協力が必要となりますので、できる限りの協力を行っていきたい考えです。

一方で、町独自でも感染された御家庭から買物ができないなどの困りごとの相談があった場合には、できる限りの支援を行いたいと考えておまして、先日は町内の団体からも感染された御家庭の支援について協力していきたいとの申出もいただいておりますので、感染された方の同意の上

でしっかりとつなげていきたいと考えております。

また、総合病院がないという問題に関しましてですが、医療の整備については県が作成した保険医療計画との整合性を図ることが必要であり、新たに病床を増やすことは容易ではないのが現実でもあります。一方で議員がおっしゃるように、セントラル病院の移転によって町内には緊急対応が可能な総合病院や産婦人科がない状況です。総合病院の新設ではなく他地域からの移転であれば可能と思われるので、将来的にそういった機会があれば、国や県に誘致ができるように働きかけていきたいと考えております。

また、これまでもセントラル病院の移転に伴うバス停や乗合タクシーの見直しなども行っておりますが、町内の方が近隣の医療機関にアクセスしやすい環境づくりにも引き続きしっかりと努めていく考えでございます。現在の新型コロナを含む医療の状況については、担当部長から詳細を説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） おはようございます。まず私のほうからは、県が進めております新型コロナウイルス感染症の入院治療病床の確保について御説明させていただきます。

熊本県では症状等に応じて適正な入院や療養先を調整しておりまして、軽症や無症状者は宿泊療養施設、宿泊療養施設対象で医師が認める場合は保健所が健康観察を行いながらの自宅療養となっております。重症または中等症の人が入院治療を行う病床数につきましては、必要な病床数を確保することを進めており、現在熊本県では緊急時確保病床を含めまして736床確保してあります。また、町長の答弁にありましており感染者が急増し、確保した病床数を上回る際に、いわゆる野戦病院のような臨時的な医療機関を都道府県が設置することも可能だと新型インフルエンザ等対策特別措置法のほうにはうたわれております。厚生労働省からは8月25日に病床の確保が追い付かず、新型コロナウイルスに感染した軽症者や中等症の患者の受皿として、一時的に臨時医療施設を整備するよう自治体のほうに要請されておりますが、熊本県におきましても検討研究がなされているような状況です。臨時的に医療施設を設置するには、常駐する医療従事者の確保や医療器材の整備など課題は多くありますが、要請があった場合には町もできる限りの協力を行う必要があると考えております。

次に、2点目に、町内に救急医療及び総合病院や婦人科がないという御指摘につきましてですけれども、町内唯一の総合病院が昨年隣接した町外へ移転いたしました。通院のための交通手段としまして乗合タクシーの利用範囲の拡大とバス路線の変更を行い、町内から受信しやすくなるような改善も行っております。町長の説明にありましてように、熊本県は平成30年からの6か年計画であります第7次熊本県保健医療計画におきまして10の保健医療圏を設定しておりまして、保健医療体制の整備を進めることとしております。本町を含む菊池圏域の病床数は国が示す基準病床数の1,427床上回る1,770床と病床過剰地域となっております。総合病院や産婦人科などを新設し病床数を増やすことは難しい状況となっております。

よって、救急医療体制を含む医療体制の整備につきましては、菊池圏域で包括的に行うこととしておまして、近隣の市町や医師会と連携し今後も本町に不足している産婦人科や小児科救急医療などの医療が受けられる体制を菊池圏域で維持していけるようにまずはしていきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 再質問を2問ほどします。

1つは熊本には西部方面、総監部があり、熊本自衛隊病院もあります。今回のようなコロナ感染症が数年に一度今後起きるかもしれません。そのためにも感染症に備えた訓練は不可欠だと思います。自衛隊病院も含めた大津町と自衛隊との野戦病院間接の訓練も国や県に提案してみるべきではないでしょうか。

もう1つは民間病院はなかなか誘致は難しいということですが、大津町に民間病院を私は誘致すべきだと思います。誘致するには、土地や財政インフラ整備などの誘致をしやすい環境づくりを考えがあるかどうかこの2点について質問します。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 山本議員の2点再質問いただきましたから、議員が言われますようにいわゆる野戦病院のような施設の開設につきましては、熊本県でも検討研究がされております。感染症に備えた訓練は、開設された場合に感染症に備えた訓練は当然必要であるというふうに考えております。そのような場合には、本町としましても体制を整えまして、訓練や研修に参加するなどできる限りの協力を行いたいと思います。

また、総合病院の誘致等につきましては、医療機関や医師が不足する全国の自治体や地域におきましては、国の医療提供体制施設整備交付金を活用したり、独自に交付金の制度を創設し、土地や建物、医療機器の取得料や賃貸料の補助、助成をして医療機関を誘致するような働きかけがされている自治体もあるようです。

町の現状としましては、先ほど御説明しました県の第7次保健医療計画上、病床数が国の基準値を超えておりますので、菊池圏域では新しく病床数を増やすということは困難な状況です。新たに病院を設置するのではなく、近隣の市町や医師会と連携しまして、今後も医療が受けられる体制を維持していきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） ただいま部長のほうから自衛隊の野戦病院とかの部分についても、県やそういうところからあれば取組をしたいということの前向きな意見がありました。ぜひその方向でお願いしたいと思います。それと民間病院についてもいろいろな制約あるでしょうけれども、町民にとっては大津町に総合病院がないというのは1つの不満でもあると思いますので、その部分も十分考えて取り組んでいただきたいと思います。

では、次の質問に入ります。

避難所通路の再点検についてということで、先ほど豊瀬議員と一部だぶる部分があるかもしれま

せんけども、質問します。

熊本地震以後、公民館などの整備はいろんな意味で充実していると思いますが、避難所通路の整備が一部で取り残されていると感じます。今年8月8日、台風接近で高齢者避難等勧告が出された日の夕方、避難するために避難所へ行く途中で強風により、足を滑らせてけがをされた町民がおられました。避難するときは悪天候の中の避難が多いのです。各地区は年2回以上、校区内の道などを区役をされて、安全な道づくりをされており。最近の災害は線状降水帯の発生により想像以上の災害の発生が見られます。各地区の区長さんは避難指示等が出たときは、区内の高齢者の自宅へ非難されるかどうかの確認に行かれている区長さんもおられます。

問題は、区長の避難指示を自分は非難せんでも大丈夫ですと、なかなか聞き入れてもらえないことを区長さんは言われておりました。単独で避難をされるので、それもまた問題です。今回の高齢者1人の避難が非常に危険であり、問題提起になりました。私たち健常者では気づかない避難通路がまだまだ町内の南部地区や北部地区には多くあります。地区の避難所には避難するには避難のための寝泊まり用具を持ち足場の悪い中、非難されるのが現状です。そのためにも避難所の全町内の全避難所通路の再点検をすべきだと思いますが、町長の見解をお聞きします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 山本議員の避難所に関する質問にお答えをいたします。

町では、8月の台風9号接近や秋雨前線の停滞による大雨時に、高齢者等避難及び一部地域に避難指示を発令し、11日間に渡り最大7か所の避難所を開設して対応を行ってまいりました。その中で、避難される住民の方がけがをされた事実もあり、心からお見舞いを申し上げます。

このことを受けまして、各避難所通路の確認を行いましたところ、特に高齢者の方にとっては必ずしも理想的な構造ではないところもあると感じましたので、避難者がより安全に避難所内までたどり着けるよう指定避難所敷地内に、バリアフリーなどの安全対策が整っているか。どのような形がより望ましいかについて、改めて徹底した点検と検証を行っていきます。

また、地域から避難所までの経路においては、区長さんとも連携しての確認を行っていきます。高齢者等の要支援者の避難に関しては、現在、区長や民生委員の皆様が避難行動要支援者名簿などを活用しながら、避難の呼びかけなどを行っていただいている地域もあります。

しかしながら、そのために区長や民生委員等への負担が増えていることも事実であると認識しております。また、議員からありましたとおり、一方で個別に呼びかけを行っても本来避難していただきたい方にもなかなか避難をしていただけないという話も伺っております。今後区長や民生委員、消防団や地域住民が連携し、地域の中で一人一人の要支援者に対しての呼びかけや避難支援ができるような個別避難計画の作成を進めるとともに、安全な避難経路の確保等も含めた地域の特性に応じた地域住民のための実効性のある地域防災計画づくりを地域と協働しながら共に進めたいと考えております。

なお、詳細につきましては担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 皆様、おはようございます。それでは、山本議員の御質問にお答えをいたします。

現在、町内には23か所の指定避難所がございます。それぞれの指定避難所において避難所に来られた高齢者等が駐車場から避難所内まで安全に移動ができるかどうか。あるいはバリアフリーなど安全対策の整備状況について改めて施設の管理者とも協議を行い、詳しい点検と対策を実施する計画としております。また、避難される方は自宅から避難所まで歩いて避難されることも想定されますので、地域の中で各避難所までいく経路に危険箇所がないか確認を行うことも必要になります。そのため各地域の区長とも連携をし、町の防災訓練時に各地域で行われます防災訓練等において避難経路に危険箇所がないか確認を行ってまいります。

次に、高齢者等要支援者への避難に関してですけれども、現在、町と社会福祉協議会では一人一人の個別避難計画、さらには安全な避難通路の確保や避難誘導の在り方も含めた地域の特性に応じた地域版防災計画の策定について、区長、それから民生委員だけでなく消防団や地域の皆さんも参加した話合いの中で名簿情報を共有し、避難体制を整備いただけるよう積極的に地域に向かうなどして地域と一体となり作成を推進しているところです。今年の8月には、実際の名簿活用方法や課題点今後の改善点を把握するため、区長それから民生委員にアンケートを実施いたしました。

その結果、約8割の行政区が名簿情報により要支援者の把握はしていただいておりますけれども、そのうち実際に地域内での会議で情報共有をされている地区が13行政区、さらには具体的に災害時の地域での行動計画までとりまとめている地域が7行政区というような状況です。名簿情報の共有の仕方がわからない等の御意見もございましたので、名簿活用方法のマニュアルを作成の上安全な避難行動につながるよう引き続き地域の皆様とともに避難体制づくりを推進してまいりたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 町長のほうから避難所についてのバリアフリー化などがされていないところについてはバリアフリー等も考えていきたいということと、総務部長のほうからいろんな取組を各地区でやられているということでありましたので、その取組をもう一步進めていただきたいなと思います。

1つだけ再質問します。

避難所指示というのが、今防災無線で内牧地区とか外牧地区とか個別で指示されていますけれども、他の町長では全町指示という部分でありますので、私としては全町避難指示が出ていますよということでの避難指示でいいんではないかと思っておりますけれども、このことについてお伺いします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 再質問にお答えいたします。

避難指示の在り方についてのお尋ねだと思いますけれども、避難指示の発令については、地震あるいは大雨の特別警報あたりについては町内全域にしますけれども、国のガイドラインにおいては町内全域の発令は危険性が低いところまで対象地域として受け止められ、住民の信頼性を損ねる

恐れがあるとして、真に危険な地域に絞って発令するということでされておりますので、それに伴ってそういった形で進めていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8 番（山本富二夫君） 一応、今回の質問はこれで終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時20分より再開します。

午前11時09分 休憩

△

午前11時20分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

時松智弘議員。

○3 番（時松智弘君） 皆さん、おはようございます。3番議員、時松智弘のほうから通告に従いまして一般質問を実施をいたします。新型コロナウイルス感染症については、今、日本は約5割のワクチン接種という状況になっておりまして、国民あるいはこの町においても、そういった感染症に対する抵抗力というのがしっかり付けていただいている状況。町長もワクチン接種に対して様々な施策を打ってこれを推進しているということでありますから、非常に応援をしたいと思えますし、そしてかつての生業や教育の体制とかが返ってくるような、そういった体制に早くなしてほしいものと私は懸念を申し上げております。

今回につきましては2点の質問を御用意しました。

自衛隊に対する町長の認識と自衛官募集、防災への協働の推進について。そして、新学習指導要領を踏まえた教育体制の推進について。この2点について質問をいたします。

まず、最初に自衛隊に対する町長の認識と自衛官募集防災への協働の推進についてお尋ねをします。単刀直入にお尋ねをいたします。本町のトップとして、自衛隊という組織が日本においてどのような位置付けの組織であるか、そしてどのような認識を持たれているか。町長自身が示されている政策主張と相まって、どのようなことを期待されているかについてお尋ねをいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） それでは、時松議員の自衛隊に関する質問にお答えいたします。

まず日本では、現在、予備自衛官を含めて、およそ23万人の方が自衛官として活躍されておりますが、私も現職、退職自衛官の友人知人は少なくなく、私個人としては比較的身近に感じているところでございます。

自衛隊の位置付けとしましては、日本国憲法第9条の下、専守防衛に基づき国防の基本方針、及び防衛計画の大綱の定めるところにより国の平和と独立を守り、国の安全を保つため我が国を防衛することを基本理念とすると定められております。

また、御承知のとおり内閣総理大臣が内閣を代表して最高指揮監督権を有し防衛大臣が隊務を統括しているところでございます。自衛隊の役割は大きく国の防衛、災害派遣、国際平和協力の3つに区分されると考えておりますが、主たる任務は日本の平和と独立を守ることです。そのために

平素から警戒感体制を維持するとともに、教育訓練によって能力を高め各種事態の発生を未然に防止し、さらに万一日本が武力攻撃された場合に備えた体制を維持していただいております。ふだん住民の皆様も意識することはあまりないかと思いますが、国際情勢が不安定さを増す中、大変重要な役割を担っていただいていると認識をしております。

一方で、その他の2つは従たる任務とされておりますが、特に日本は地形、地質、気象などの条件により自然災害が発生しやすい国ですので、現在、地方自治体としてあるいは大津町の住民の皆様にとって最も身近な活動としては災害派遣であると感じております。自衛隊は自然災害が発生した場合、国内のどの地域においても人命救助は元より、復旧や生活支援を行う体制を保持しており、先の熊本地震でも、捜索、救助、医療、給水、人員や物資の輸送など様々な活動を被災者の心に寄り添いながら行っていただきました。この点におきましても、大変私自身感謝しているところであり、多くの住民の皆様も同じ思いであると考えております。災害支援活動を行う上で、自衛隊は都道府県知事の要請に基づいて、あるいは特に緊急を要する場合は要請を待たずに防衛大臣、またはその指定する者の命令により派遣され、様々な派遣活動を行います。また、市町村長は災害が発生または発生しようとしている場合で、応急処置を行う必要があると認めるときは都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができるとともに、災害対策基本法第68条では、市町村長は知事に対する要求ができない場合には、災害の状況などを防衛庁長官または長官が指定するものに通知することができるとされております。

これまでも時松議員が御指摘されているよう、自衛隊との有事における情報連携や協力体制、その前段における平時での役割の整理などは大変重要なことだと考えております。大規模災害の際には役場だけでできることには限界もありますので、自衛隊としっかり連携することが、住民の皆様の安心安全、そして命を守ることに直結をすると考えております。

この点につきましては、現在、自衛隊のOBでもある危機管理専門官を雇用しておりますので、引き続きしっかりと体制づくりを進めていきたいと考えておりますので、引き続き御助言等も賜ればと思っております。

一方で、近年は、少子化の影響もあり隊員の獲得には大変苦慮しており、基準となる定員数自体が減っているにも関わらず、充足率は92%ほどの状況です。現在、町としては入隊が決まった方々の合同激励会を毎年3月頃に合志市、菊池市、菊陽町との4市町村合同で実施するとともに、広報紙などにも適宜募集広告を掲載しておりますが、旧庁舎では掲示のあった横断幕なども現在はないような状況ですので、募集に向けての取組には改めて効果的な方法を検討しながら力を入れていきたい考えです。安全保障上大変重要な組織ですので、しっかりと連携しながら共に活動を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 再質問いたします。

ちょっと答弁のほうを私の質問書が先に走っているところがありましたので、詳しく述べさせていただきます。どうもありがとうございます。

すみません、資料の1をお願いいたします。ここにお示しする資料についてこれをベースにして、先ほどの町長が言われた防災体制の推進と募集の話についてちょっとお話をさせていただかなければいけません。

私が今回用意しましたのは、平成30年の内閣府が実施しました自衛隊と防衛問題に関する世論調査というのがありまして、これは防衛白書に載っております。この中で今の自衛隊の国民に対する周知、認知の現状というのをお示しさせていただきます。今町長から御答弁ありましたとおりで、私が今感じましたのは、町長は国民の皆さんの大部分と同じような考え、寄り添った考えを持っておられる。つまりは自衛隊というものにおおむね好感を持っている。どちらかというの良い印象を持っているということになるかと思えます。

資料のほうちょっと拡大をさせていただきます。全般的に見て自衛隊に対して良い印象を持っていますか。それとも悪い印象を持っていますかという国民のアンケートについては、約9割の方が良い印象、どちらかと言えば良い印象を持っているという形になっています。

また、それでしかし募集の環境に移ったときどうなるかという話なんです、自衛隊に皆さんの御家族とか近親の方させたいですかという話をすると、これはさせたくないという意見がかなり出てくるわけでありまして。

私は自衛隊に20年近くおまして、仕事というのは過酷であるというのは、私は全く否定はしません。大変厳しい仕事であるのは間違いないと思います。訓練というのもしっかりやらなければ、それは我が国の平和と独立を守るという仕事はそんな簡単にはできないわけでありまして、これは厳しい仕事だということはできます。しかし、この下にあります。すみません拡大したり縮小したりで申し訳ないですが、その反対理由なんですね。私の家族は、私の息子は、娘は、自衛隊に入れたくはありません。それは何ですかとお尋ねをしたところ、もちろん国際紛争や戦争などが起こった場合については、危険な仕事であるからというのが8割を超えます。当たり前です。そういうことを業務としております。ただし、その下なんですね、自衛隊の実状がよくわからんよ。何をやっているかわからないので、とりあえず私の息子、娘は行かせませんとおっしゃる方がいらっしゃいます。これは自衛隊自らの周知能力がちょっとかけている部分もあるかもしれません。しかし、その募集というのは左下のほうにお示ししますけれども、自衛隊募集というのは自治体が実はその業務を担っているところがあります。自衛隊法は97条、地方自治法では第2条、地方自治法施行令第1条及び自衛隊法施行令第162条において、国に代わり県及び市町村がその募集業務をやるということに実はなっております。資料の左下の写真については、これは南小国町と自衛隊阿蘇地域事務所のほうで設置をしました自衛官募集のこれは看板ではないです。エアドーム型の広報媒体になります。こういったものを積極的に設置していただきたい。また自衛官募集のホームページのリンク状況なんです、菊池郡市2市2町では、菊池市がホームページでリンクをして、そこをクリックしますと自衛隊のホームページのほうに飛ぶという形になってます。この中で会議の開催が非常に難しい中、本町においても自衛官の募集相談員というのはおまして、それを町長と連名で委嘱をしております。そういった方たちと一緒に連携をすることができないかという

のが左側のお尋ねです。右側、災害対応を踏まえた協力関係の構築、この写真2枚なんです、これは先行的な事例として水俣市に危機管理官の長谷川勝さんという方がいらっしゃいます。自衛隊のOBであるんですが、この方はこういった着眼でそういうことをやられているかという、防災の観点においては、体躯との連携が非常に重要になります。市内各自主防災組織との連携、警察や消防の各組織、県南広域本部ですね、要するに県の出先機関との連携を密にするほか、その大綱に載っている自衛隊との情報共有により防災体制の構築を努めておられます。県が主催する熊本県自主防災組織の活動委員もされておられまして、要するに平時のときの防災体制をしっかりと構築するとともに、先般8月11日夜半から2週間程度続いた豪雨の際も、水俣市の災害対策本部に県南広域本部と自衛隊の連絡委員を集めていただいて、情報共有を図る、喫緊の状況が発生した場合に命を守る行動を直ちにとれるという体制を身をもって示しておられました。

今2つのことを申し上げました。そういった募集と防災の先行的な事例に習いどのような取組ができるかについてお尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 今回の募集と防災についての2問目の御質問ですけれども、お答えをしたいと思います。

市町村は自衛隊法の第97条に基づきまして、自衛官及び自衛官候補生の募集事務と募集に関する広報宣伝を行うこととなっております。以前の旧の庁舎におきましては、庁舎の壁面に横断幕を設置するなどして広報宣伝を行ってございましたけれども、仮設の庁舎におきましてもスペースの問題等もございまして、庁舎内のポスター掲示ということでとどまっておったような現状でございます。ただ、新庁舎では新たな宣伝の媒体としまして、住民課の窓口の上部にモニターがございまして、その中で募集広告の画像を掲載しておりますので、その中で来庁者の方に見ていただくような仕組みを作っております。なお、今までの旧庁舎のような形がいいのか、あるいはまた今申し上げたような形が効果的なのかも含めて今全体的な調整を行っておりますので、できるだけ早期に決定をして、対応をしていきたいと思っております。

必要な広報資材等につきましては、菊池の分駐所を通じまして熊本地方協力本部に対しまして購入の財源となります委託金の追加配分の要望を行う予定としていただいております。

また、コロナ禍である今、効果的に若者の目に留まるように先ほどある自治体の件もございましたけれども、町のホームページ等において募集記事と合わせて自衛隊の仕事に関する記事も掲載し、自衛隊に興味を持って正しく理解した上で、自衛官を目指す若者が増えるような工夫をしてみたいと思っております。

次に、熊本地方協力本部、あるいは町の募集相談員との連携についてですけれども、現在については募集相談員等の連携については十分できていないという現状にあるかと思っております。しかしながら、次の募集時期に向けましてさらに情報交換を行うなど菊池の分駐所等と相談員それから町で連携をしまして、1人でも多くの若者の入隊につながるような努力をしてみたいと思っております。

それから最後に北熊本第2、42即応機動連隊との情報共有、それから防災などの協働についてですけれども、直近におきましては、先般の豪雨の際にも被災状況関係の確認についての情報交換等も行ったところでございます。熊本地震においても御承知のとおり、自衛隊の協力を助けられる場面も数多くあったというような現状も経験をいたしております。平時においては、町の防災員として防災会議あるいは町の総合防災訓練にも参加をしていただいて、協力体制をとってきたところでもあります。

また新たな庁舎は大規模災害時に自衛隊車両がオクス広場のほうに入りまして支援活動ができるような設計で作っておりますし、また駐在拠点にするための部屋も確保をしているような現状でございます。それから、防災交通課には、先ほどおっしゃいました危機管理専門官も配置しておりますので、平時や豪雨時の災害時の協力体制を維持していくとともに、自衛官募集業務の協力体制もさらに強化をしていくことで自衛隊とのさらなる連携体制を図り、大規模災害に備えてまいりたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） ありがとうございます。

防災体制の構築というのは、町長の公約でありますから、こういうのをしっかりと推進していくための組織との連携、これをしっかりとっていただくというのが非常に町の安心、安心感の醸成につながると。ひいては住民のそういった生活の利便性の向上とか様々な波及効果を生むことは間違いがありませんので、これからも取組をよろしくをお願いします。

2問目に移ります。新学習指導要領を踏まえた教育体制の推進についてであります。本質問については3点まとめてお伺いをいたします。文部科学省より平成29年3月告示がありました新学習指導要領は、2020年小学校、2021年から中学校が施行実施をしております。

質問の1点目は、それぞれの学校現場から評価はどのようなものが挙がっているか、試行段階において各学校からヒアリングがなされていると伺っていますが、その際に総括した問題点、改善を要する点、あるいは本格施行後の現場での意見集約というものはあるのか。将来実施するとすればその時期はいつなのかについてお伺いします。

2点目、まず教育の負担軽減を視野にということなんですけど、資料の2つ目をお願いします。先ほど1個目の質問で出ましたけど、新学習指導要領の施行後、これは2020年にそれを実施するために改修をした制度ですけど、この中にはコロナウイルス感染症の対策は載ってないんですね。だからコロナ禍の教育の環境の打撃がばんとあった場合については、この学習指導要領には全く載ってないことを学校がしなきゃいけないという形になっています。つまりは感染症対策、それと休校などの処置、リモートなどでの授業、分散登校への処置、そして教育現場ではそれをもっと含めた様々な新たな課題が出ているわけです。そうした形の中で、教育現場の意見というのをしっかりとヒアリングをして行わないと、今、国が定めた学習指導要領以上の負荷がかかる教育環境にあるんだよと、先生たちは苦しいんだよということに着目してほしいわけです。私が今言っているのは2点目の質問のところですけども、教育の負担軽減を視野に部活動の社会体育への移行など

の施策があった。要は働き方改革もあった。教員にしっかり時間を与えましょうという形になっていますが、そしてICTの導入もそうですけれども、新型コロナ対策に、今新しい課題が出て謀殺されていると。過剰な労働環境に先生方置かれていないかと思しますので、新型コロナウイルス感染症の5波が押し寄せた。そういったリモートなどの登校自粛下の中で授業の継続、そして12歳以上にワクチンの接種が続いている状況の中では、どういったことが、混乱が起きているのかというのは吸い上げていく必要が私は非常に重要だと思います。業務の軽減を考慮して、感染症対策への専門家、あるいはリモート授業をしっかりと行うためのICTの専門家、そういう見地を持った方の助言やネットワーク構築のための資機材を適切に選定するための助言、新指導要領に基づく教授体制の支援はできないかということが2点目の質問になります。今の質問については資料の左下です。専門的な知識を有した人、要はタブレットや電子黒板を活用したそういったリンク、あるいは家庭の中でそういった授業体制が構築できるような専門家、もちろん兼ねてから英語教育については、要はネイティブの方からしっかり英語を学ぶという環境があれば、もっとさらに英語の学習は楽しくわかりやすくなるのではないかと、私は専門的な知識を、見地を有した人をこういう例で示させていただいております。

3つ目の質問です。コミュニティスクール制度が逐次浸透し、学校と地域の連携が強固になります。コミュニティスクールとは、地域の人たちと学校の現場が連携をして開かれた学校を作ろうという施策であります。そこに様々な取組でボランティアの方が入っていかれます。花いっぱいボランティアとか、読み聞かせボランティア、多分町長、たいが御存じな話と思うんですけども、ただこうしたボランティアの方々が、学校の中に入っていくときに、もしかすると専門性の高い授業というのの助力という形でボランティアが入っていただいているんですが、それを全部担わせてしまっているような事案はないのかということです。右下の図で申し上げますと、これは書道ですね。書道は大変教えるのが大変な授業と聞いております。筆の使い方、墨のすり方、腕の運び、そういった筆致。そういうのをしっかり指導できる体制にある教員が現場にいるのか。あるいは右側です。私は小学校時代水泳が大嫌いでございまして、なぜかという泳ぎ方がわからなかったわけなんです。泳ぎ方がわからなかった理由というのは、手取り足取りそういう授業があっていたかという、実は中学校の体育というのが始まるまでは水泳技術というのはなかなか上がらないんだと思います。小学校の小さな子供たちが水泳を毛嫌いしてしまうという例はかなりあると思います。ですから、そういった専門的な体育技術指導ができる方を小学校の教育現場にお呼びするということは、私はできると思います。前述、今申し上げたとおりで、部外講師の招聘を踏まえて支援していただく方の厚意に甘えるのではなく、報償の支弁も含めて適切にこれを実施できないかというのが3つ目のお尋ねになります。

以上、3点よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） こんにちは。時松議員の新学習指導要領を踏まえた教育体制の推進についての質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、現在、新型コロナウイルス感染症への対応と教育現場が対応に迫られている事案は多岐にわたります。教育委員会としましては、現場との危機意識を共有して具体的に対応に当たっているところでございます。

まず1点目の新学習指導要領実施に当たる現場の声に関してでございますが、学習指導要領の移行期間中、これ3年間ございますが、この間に教職員等への説明会を複数回実施、開催するとともに随時各学校からの質問や意見を取りまとめ対応してきております。教職員におきましては、この間に新学習指導要領の理念についての理解をしっかりと深めていただく中で、さらに実施における具体的な変更点等についての質問などが出されております。

また、新学習指導要領では、児童生徒が納得解や最適解に向け、対話を通して互いの考えを深めていく授業展開が重要視されております。この点につきましては、町内の学校における先行研究の成果を町内全小中学校に広げながら、今後もより一層対話を生かした授業改善等に進めていきたいと思っております。

残念ながら議員のお話にもありましたように、現在、コロナ禍によりまして、子供たちが実際顔を突き合わせて対話形式の授業をするということは、制限されるような状況がございますけれども、1人1台タブレットを活用した対話型授業、これは可能でございますので、今各学校において推進していただいているところでございます。

続いて、2点目の部外からの講師の招聘等についてでございますけれども、議員御存じのとおり、大津町の全ての小中学校では国版コミュニティスクール制度のもと学校運営協議会を立ち上げ、教職員と地域住民が熟議し、児童生徒の育成の目標を共有しながら学校に対する地域の協力体制を作っているところでございます。

加えて地域学校協働活動も推進しておりまして、この2つの取組により学校と地域との双方向の教育活動を推進しております。この中において、専門性の高い外部人材の活用は繁忙を極める現場の教職員の業務の軽減、あるいは教育の質の向上につながると考えております。現在は特にICT関係の方を中心に専門的にサポートをお願いしているところでございます。

それから先ほど御指摘がありましたコロナ禍に関しましては、県のほうからスクールサポート要因ということで、学校内の消毒等を支援していただける方を入れていたと同時に町の支援員の方も教職員の業務負担を軽減するための業務を担っていただける。そういうふうに変更をしております。なお、高い専門性のあるボランティアの方に対する報酬の支弁につきましては、ボランティアの方と一緒に授業を行う場合、事前の打合せが大切でございます。授業の狙いや役割分担などボランティアの方と情報を共有した上で、授業に臨むべきであります。今後各学校のボランティアの活用状況等につきましては、実態把握を行い議員御指摘のような事案に対しましては、教育委員会として適切な指導をしてまいります。

詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） こんにちは。それでは、私から具体的な取組について御説明をいたしま

す。

まず新学習指導要領の全面実施に係る学校現場の声につきましては、教職員への説明会など細やかに行ってきたところです。コロナ禍で対話形式の授業展開が制限されるような状況もある中、新学習指導要領で重要視されている主体的、対話的で深い学びを実現するために本町においてもタブレットの活用が各学校で進んでおります。タブレットを使い学級のお友達だけではなく、ほかの学校の児童とも交流をしながら学びを深めている学校もあります。また、学級内の意見交換の際もロイノートというアプリを使い、自分の考えをほかの児童と共有したり、タブレット上で共同編集をしたりする授業が行われております。

また、タブレット等の操作に不慣れな教職員へのサポートとしては、大津町では専門的な知識を持ったICT支援員を3名配置し、各学校や教職員のニーズに応じた対応を行うことで教職員の負担軽減につなげております。また、先ほども教育長のほうからありましたけれども、小中学校のほうに英語の専門の先生をお願いしております。中学校にはALTを2名、小学校にはECの支援員を3名配置しております。今後も現場の先生方の困り感に寄り添いながらサポートを継続していこうと考えております。

また、外部人材の学校教育活動への協力などにつきましては、コロナ禍で現在は実施できておりませんが、各学校では親子で触れ合う行事の実施や登下校の見守り活動、学習ボランティア、家庭科の調理実習や習字の時間などにボランティアの方々に来ていただいて、学習の補助等をしていただいております。また、地域学校協働活動の1つである地域未来塾の取組では、町内の中学3年生を対象に、外部講師を入れながら勉強会を行っております。専門的な知識や技術を持つ外部人材の活用は教育効果を高めることが期待できますし、教職員の負担軽減につながるものと考えております。

最後に、高い専門性のあるボランティアの方に対する報償費の支弁についてですが、現在、各学校では様々な形で学校教育活動に協力いただいたボランティアの方々に対して、年度末に感謝の会などを開いたり、児童生徒作成のお手紙をお渡ししたりしております。報償の支弁については教育委員会においては行っておりません。教育長からもありましたようにあくまでもボランティアとしての学習への支援でありますので、御協力いただく方と学校との双方の役割分担は明確に違います。今後、各学校のボランティアの活用について実態調査を行い、打合せ等の有無やどのような内容をボランティアの方々に依頼しているのか報償を支払うべき内容があるのかなどを把握し、適切な対応を各学校に指導してまいります。そして学校とボランティアの皆さんが子供たちのためにより良い活動ができるよう教育委員会としてもしっかりサポートをしていきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 最後に一言だけ。国家地域の100年の対極を見据えて、豊かな情操と豊富な知識を備えた質の高い教育が実施する体制を整えることが行政の責任だと思います。

よろしく願いを申し上げて、質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前 11時51分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 私は大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。本日の質問は、金田町長が選挙公約で掲げてこられました子育て支援日本一のまちづくり、この公約には大いに賛同すると同時にその具体化について質問をするものであります。

最初に、子育て支援の具体化策として国民健康保険における子供への均等割課税免除並びに小中学生の給食費の無償化についてお尋ねをいたします。

最初の国民健康保険に関する子供への課税について、厚生労働省は来年度から国民健康保険に加入する未就学児の均等割課税を半額にすると、つまり小学校に入るまでの子供に対して、均等割の課税額を公費で半分にするという方針を打ち出しました。

その目的は、少子化対策並びに子育て世代の負担軽減を図ること。そのために未就学児への国民健康保険税の均等割課税を半額公費で負担をするということを出したわけでありまして。やがて2年になりますが、コロナ感染症が大変長引き、また第5波に至るまで繰り返す中、とりわけ社会保険のない国民健康保険に加入せざるを得ない大変不安定な労働者の人たち。そういう人たちが国保加入世帯には多いわけですけど、とりわけ非正規で働く人たちは、失業したり、あるいは収入が激減をしたりと本当に生活が厳しくなっていると思います。

そこで、金田町長が掲げる子育て支援日本一。それに見合った18歳以下の子供への課税は、この際なくすべきではないかということでもあります。そもそも町長は、就任当初から満18歳までの子供の医療費の無料化は具体化実現をなされました。それは大いに評価をするところではありますが、この国民健康保険において収入のない、働いてもいない子供たちに税を課税をするという大変な理不尽な制度だと私は思うわけでもあります。長年この問題は言ってきましたが、国もやっと腰を上げて小学校に入学するまでの子供たちに対して半額にするという制度を打ち出したわけでもあります。思い返せば子供さんへの医療費の無料化が現在、18歳までと大津町では拡大をされましたが、最初子供医療費の無料化は3歳未満までしかありませんでした。繰り返し子供への医療費の無料化の拡大を求めてまいり、最初地方自治体がこうした子供支援の制度を拡大をして、その後、国が追随をするといった形をとってきたわけでもあります。こうした国民健康保険において子供への課税を非課税にする。子育てを本当に大事にするという観点から、地方自治体からまず思い切ってこうした子供への理不尽な税金の課税をやめるべきではないかと思うわけでもあります。

なお、添付資料の上段の真ん中あたり、子供さんのいる世帯は国保加入の中で349世帯、そして18歳以下の子供さんが628人、国民健康保険に加入がなされております。現在、こうした628人の子供さんに対して、2割から7割の公費軽減をしたあと、1,483万5,0

00円が課税がなされております。来年の4月から未就学児分が公費負担となりますので、その結果1,254万円がこうした六百数十人の子供さんに対する均等割課税となるわけでありませう。この金額は決して地方自治体大津町において、負担できないという数字ではないと思われかけであります。町長の公約実現のためにぜひ実現を求めたいと思われかけます。

もう1点は、子供さんの小中学校における給食費の無償化問題であります。本来、小中全てもの子供が給食費の無償化になれば大変素晴らしいことだと思われかけますが、財政上の問題もございませう。平成29年度の文科省の調査によりますと、全国の自治体の30%に当たる自治体は何れもかの給食費の無償化制度を導入しているという調査結果となつております。進んだところでは兵庫県の明石市では、全中学生約7,000人が、給食費無償化が実現されております。予算が明石市で3億5,000万円かかっているそうですが、保育園や幼稚園の無償化が国の制度として実現した結果、ういた財源が7億5,000万円あったそうでありませうので、十分中学生の無償化も実現できる予算を確保できたということでありませう。

また、群馬県、全国で都道府県の中では群馬県が一番進んでいるようでありませうして、県内6割の自治体で何れもかの形で給食費の無償化を進めて実現しているということでありませう。私はこうした子供さんの給食費の無償化を必要な根拠として添付資料の下の段でありませうますが、就学援助受給者の推移を担当課で調べてもらったわけでありませうが、小学生、中学生とも、この5年間で就学援助を受給される世帯人数が増加をいたしてしております。これが全てもコロナの感染の影響とは思われかけませんが、残念ながらこの間、若い人たちが非正規労働で働かざるを得ないという厳しい状況に置かれていたことは、こうした就学援助世帯が増えていることでも明らかではないでしょうか。

そこで現実的な問題として、子供さんが2人以上おられるという御家庭に対して給食費の1人分、まず多子世帯から給食費の無償化を進めたらどうだろうかということでも試算をしてみました。下から2段目の必要な財源ということで、給食費は約小中平均で1か月4,500円相当で、計算をしますと約5,000万円財源があれば、多子一世帯の1人分の給食費を無償化にすることができませう。ちなみに一番下の段に非課税世帯、小中の子供さんがおられる御家庭で非課税世帯、それにも関わらず就学援助制度を利用されておられない、そういう方々が66世帯おられるそうでありませう。担当所管課の方が努力をなさつて、本来就学援助制度を使えば給食費も無償化になるわけですから、担当課の皆さんが、教育委員会もそうでしょうけど、大変努力をなさつて、こういう方々に就学援助制度の案内もなされているそうでありませう。大いに評価をしたいと思われかけます。

以上、国民健康保険税の均等割課税また給食費の無償化について町長の見解をお尋ねしたいと思われかけます。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 荒木議員の質問にお答えいたします。

子育て支援のまちづくりにつきましては、議員御指摘のとおり私の政策集であります新しい大

津町をつくる101の具体策の中でも子育て支援、教育環境日本一のまちづくりの各政策を掲げております。

この観点から少し進捗をお伝えさせていただきますと、町長就任後9月からは本町では初めての取組の1つとして、病児保育事業を開始するとともに、10月には多様な子供たちや家庭を支えるための子育て世代包括支援センターの開設を予定しております。

また、それでも行政だけで多様な世帯を全方位的に支えることには限界もありますので、先日は町内のNPO法人みんなのおうち及び日本財団と子供第3の居場所づくりに関する官民連携した協定の締結を行っておるところでございます。

また、経済的な支援としましては、10月から子供医療費の無償化対象年齢を15歳から18歳までに拡大することに加え、こちら非課税世帯の給食費無償化につながる部分で、別の新たな取組として、本来支援を受けるべき方が対象から漏れることがないように、対象世帯へのプッシュ型での就学援助の申請願書を本年度から実施しているところです。

合わせてこちらは今議会で可決いただければですが、県から2分の1の補助を見込める多子多胎世帯子育て支援総合交付金を活用した、第3子以降が対象の放課後児童クラブ利用事業補助金を町として新たに創設したい考えです。順次、充実化に進めておるところです。

御質問の子供への国保税均等割課税免除についてですが、本町の国民健康保険制度の保険税は国民健康保険法施行令や熊本県国民健康保険運営指針で定める市町村における保険税の標準的な算定方法等に基づき、大益割と大能割に応じて算定される仕組みとなっております。その上で低所得世帯に対しては、大益保険税の軽減措置として7割、5割、2割の軽減措置を講じているところでございます。議員の御質問にありましたように、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から国、地方の取組として国保制度における国民健康保険料等の未就学児の均等割額の軽減措置が令和4年4月から導入されることになっており、負担割合4分の1と一部ではありますけれども、町としても新たな公費負担を行うものがございます。このように来年度からの未就学児の減額措置の導入が決定し、国におきましても税と社会保障の一体改革の推進や子育て支援の観点からも必要な措置を講ずる施策や検討がされておりますので、今後さらに国の動向も注視しながら引き続き未就学児の全額軽減や対象年齢の引上げなどの経済的負担の軽減の支援策について国に対しても要望していきたいと考えております。なお、この点について詳細は後ほど部長から御説明させていただきます。

次に、給食費無償化、多子世帯からについてにお答えいたします。

就学援助を申請される世帯は年々増加しておりまして、直近のデータでは議員からありましたとおり小学生268人、中学生148人の合計416人となっております。これは令和2年度の370人と比較した場合、46人、12%の増加となっております。この増加の要因として考えられますのが、新型コロナウイルス感染症による収入の減少はもちろんですが、一方で当該制度は申請主義となっておりますので、今年度から私の具体策の1つに基づき教育委員会による制度周知の徹底を進め、わかりやすい説明書の工夫、援助の対象となる方への直接案内の取組など行っていることも影響していると考えております。引き続き教育委員会による児童、生徒の家庭実態の把握に努

めるとともに、支援が必要な世帯が制度を知らないことなどによって支援の輪から外れることがないようにより確実なサポートを行っていきます。

次に、大津町における多子世帯への支援ですが、保育所等の保育料においては平成10年度から多子世帯子育て支援事業による保育料の軽減措置に取り組んでおり、その後、国や県の所得による制限もありましたが、制限を受ける家庭にも町単独で枠を広げて軽減措置の堅持に努めておるところでございます。また、放課後児童クラブにおける多子世帯の助成に関しては、先にお伝えさせていただいたとおりでございます。

次に、議員が提案された2人以上の小中学生を養育している多子世帯に対する2人目以降の給食費の無償化ですが、町内の小中学校に2名以上の児童生徒を通わせている世帯は約1,100世帯となっております。児童生徒数対比で約63%が小中学校に兄弟のいる世帯となっております。第二子以降の給食費無償化については、国県による支援の様子もなく県内においても取組の事例が極めて少ない状況でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の終息が見えない現状からしますと、喫緊の支援先は経済的に厳しい世帯であると考えておりますので、引き続き就学援助制度の周知徹底を図りながら、住民税非課税世帯をはじめとする生活が厳しい世帯に対する給食費の実質無償化を図っていきたくて考えております。多子世帯の給食費軽減支援につきましては、引き続き国県などの動向を注視してまいります。

その他詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 坂本住民生活部長。

○住民生活部長（坂本光成君） こんにちは。私からは子供への国保税均等割課税免除についての説明をさせていただきます。

ただいま町長の答弁にもありましたように、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律が本年6月11日に成立しまして、令和4年4月から子供に係る国民健康保険税について未就学児に係る均等割保険税については5割を公費により負担するという措置が導入をされます。そこで議員から御提案のありました均等割保険税の軽減につきましては、町で独自に18歳以下の子供への均等割課税額を全額減免した場合について課税額等を計算しましたところ628人の対象者がありまして、7割から2割の軽減が適用されます前は2,141万4,000円の課税額となりますが、この7割から2割の軽減を適用しますと1,483万5,000円となります。一方、今回の制度導入によりまして未就学児の均等割額の2分の1を公費により負担しますと、未就学児のほうは185人ということで、こちらのほうは適用前は630万8,000円でございますが、こちらのほうも7~2割の軽減を適用しますと458万5,000円ということになります。このうち2分の1を公費で負担ということになりますので、229万2,000円が減額されるという試算結果となっております。

現在、国民健康保険税の軽減の措置としましては、現行の制度では低所得者の均等割及び平等割の7割、5割、2割を軽減する措置がございます。被保険者のニーズが多いほど軽減が受けられるということで、所得基準が高くなることなどを考慮しますと子育て世帯への経済的負担軽減につ

きましては、一定程度の軽減にはつながっているものというふうにかけているところでございます。

また、平成31年度と令和2年度の税制改正によりまして、この5割から2割の軽減判定の基準が引き上げられておりまして、さらに加入者の方の経済的保険料の負担軽減が図られているところでございます。ちなみに令和2年度における軽減世帯数は2,489世帯ございまして、国保全世帯に対して66%が該当しているという状況でございます。今回の見直しでは、未就学児への均等割の5割を公費により軽減するというところでございますけれども、先ほど申し上げましたこの2割から7割の軽減の対象、こちらのほう考慮しますと、最大で8.5割の実質的な軽減となる見込みでございます。

これまでも国保税の子供の均等割の減免につきましては、全国では複数の自治体で実施されている例がございます。県内では芦北町が18歳以下の子供にかわる均等割額の減免を行っておるということで聞いております。

しかし、子供の均等割額の免除及び軽減につきましては、国民健康保険制度におきましては加入者全員が被保険者として医療に関わる費用をお互いが負担しあうという仕組みが基本になっておりますので、その点の財源としまして国保税が課税されるという考え方がございます。今回の国の未就学児の減免措置等とは別に、町が独自に子育て世帯のみについて拡充して軽減を図るということにつきましては、制度の趣旨、あるいは国保財政に与える影響等も考慮する必要があるかと考えております。

そこで今国のほうが医療保険全体の問題としまして、低所得者に対する負担軽減策、あるいは子育て世帯の経済的負担軽減策について必要な措置を講ずる施策や検討を進めているところがございますので、国における軽減制度の今後の拡充の検討状況など動向を注視しながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 結論からしますと、国や県の動向を見守るということかと思えます。しかしながら、かつて国民健康保険に対して一般会計から財源を投入することはまかりならんと言われていた時代もございましたが、多くの全国の自治体の国民の声に押されて、国民健康保険会計に対して一般会計からの支援も今や珍しいことではなくなってきたわけでありまして。特に今度の子供に対する課税の件は何度も言いますが、働いてもない収入もない子供に税を課税すると。こんな理不尽な制度はないわけです。皆さん方公務員だってそうでしょう。社会保険があるわけでしょう。普通の会社に行けば社会保険がありますよ。そこは子供に対して課税なんか絶対やっていると国保以外にはないわけです。まして、子供に対する課税というこういう理不尽なことを胸が痛まないというのが私はおかしいんだと思うわけでありまして。それだけはちょっと指摘をしておきたいと思えます。

それから、就学援助受ける方が増えて家庭の困っている方が増えているという現れでもあるかと思えますが、小中学生全生徒に対する就学援助の人数の割合ですね、計算をしますと15.9%

です。全児童生徒の15.9%の方が就学援助を受けられております。町の教育委員会が努力をなさっていることは私も評価をいたします。非課税世帯のところへプッシュ型で受給申請なされませんかということを実際に大変褒められることだとは思いますが、しかし全国平均と同じなんです、15.9というのは。特段大津町が就学援助の人数が多いわけじゃないんです。なぜかという大津町は生活保護基準以下しか認めてないからです。進んだところでは生活保護基準の割増し引上げをして、就学援助制度を認めているところがあります。ですから、大津町がこの数字を見る限り特段進んでいるわけではないということ肝に銘じていただきたいと思っております。

時間もありませんので、次の質問に移ります。もう1点は、コロナ禍での暑さ対策、生活困窮者などへのエアコン設置の助成をできないかということでもあります。今年の夏、当初はものすごい猛暑が続きました。そういう中で生活保護世帯の方から相談があり、要するに貸家に入っているんだが、クーラーが付いている。しかし、壊れていると。私も調べてみましたが、古くて修理は不能であるとの結果でした。社協の方や、役場担当も来られたんですかね、相談をしたんですけど生活保護の方で5万円クーラー設置費用が出るようになったんです。しかし、本当にひどい人で、引っ越しをしたときその先にエアコンがなかったら5万円設置費用を出しましょうと。その方はそこにずっと住んでおられるわけです。何十年も前のクーラーを何とかしたいというんだけど、国の制度は使えませんということでありました。この猛暑の中、70を過ぎた高齢の方が大変な苦勞をなさっているということで、大津町でも独自でこうした生活困窮者の方、あるいは生活保護を受けてらっしゃる方も含めて、エアコンの設置料の援助をしたらどうでしょうか。ことは人間の命に関わる問題だと思いますので、町長の見解を求めたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 荒木議員からの質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり近年地球規模で異常気象や温暖化が指摘されているように夏は猛暑が続き、室内での熱中症も社会問題となっております。室内での熱中症対策により健康な生活を保つためにも、さらに昨今のコロナ禍での外出自粛が求められる中、適切な室内の温度管理を行うためにもエアコンの役割は重要性を増していると考えております。

ただ一方では生活に困窮されている方にとっては、エアコンの設置費用や電気代が大きな負担になっていると考えられます。生活保護世帯でのエアコン設置については、議員からもありましたとおり、厚生労働省通知により2018年4月以降新たに生活保護受給となった場合や引っ越し時に新たにエアコンを設置する場合に限られ、それ以外の場合は、毎月の保護費の中から捻出しなければなりません。また、収入が年金のみの高齢者家庭や収入が厳しい世帯においても、1度に大きな金額の支払は大変厳しいとお察しいたします。以上から議員おっしゃるとおり生活に困窮されている方や高齢者家庭でエアコンを希望される方へのエアコン設置補助は社会問題である熱中症対策の手段の1つと考えております。

一方で、実際に補助を行うとした場合どのような所得状況、生活環境の方を対象として支援すべきなのか、公金を用いるに当たってどのような制度設計とすべきなどかなど検討すべき課題も多

でございます。県内での例はありませんが、全国では生活困窮者等へのエアコン設置補助を実施している市町村が幾つかございます。そこでどのような経緯で補助を開始したのか、補助金や補助額をどの設定しているのか、どのくらいの利用、こちらから言えば財政負担が見込まれるのか。運用上の課題はないかなどをしっかりと情報収集をしていかにさせていただきたいと思っております。合わせて国の生活困窮制度の中でのエアコン設置をはじめ、生活支援全体の考え方の動向も注視しながら、実際の可否も含め調査検討を進めていきます。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 地方自治法では、地方自治体の最大の仕事は、住民の皆さんの福祉の向上にあると。このように規定がなされております。子供たちが本当に健康で過ごせるように、また生活困窮者の本当に困っているところに、ぜひ心を砕いていただきたいとこのことをお願いして、質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時40分より再開します。

午後1時31分 休憩

△

午後1時40分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田代元気議員。

○2番（田代元気君） 皆さん、改めまして。こんにちは。議席番号2番、田代元気が一般質問を行います。今回は、時間も短いので早速質問に入ります。

まず1問目ですが、大津町運動公園についてお伺いします。大きく2点質問いたします。

まず1点目に運動公園の球技場、競技場の芝について、本年度から管理を民間に委託し年間3,000万円以上の管理費がかかっていますが、管理費に見合った運営がされていないのではないかと感じたところでこの質問を用意しました。そう感じましたのも、私も子供が運動公園をホームグラウンドとするサッカーチームでサッカーをやっておりますので、運動公園には平日、休日問わず毎週のように行っておりまして、球技場、競技場があまり利用されていないような印象がありました。利用料が多目的広場、人工芝のコートよりも安いにも関わらず、長男のサッカーチームも含めジュニア世代、小学校世代ですね、年に1回か2回程度しか天然芝でプレーする機会もなく疑問に思ったところであります。

そこでお伺いします。まず町長にお伺いしますが、今年度は3,000万円以上の管理費がかかっているわけですが、来年度以降も本年度同様の方法で管理していくのか今後の方向性についてお伺いします。

また、昨年からコロナ禍の影響もありますが、利用者について年間でどの程度の利用があるのか。新型コロナウイルスの影響がなかった平成30年度以前の状況と養生期間等でどの程度休止をお願いしているのかを踏まえてお伺いします。

次に多目的広場について質問いたします。ここは人工芝になってからは、平日、週末問わず予約

もパンパンに埋まっている大人気の施設になったと思います。特に週末には、県内外から多くの利用者が来場され話を聞きますと、こんな環境でサッカーができて幸せですねや、やはりサッカーの町ですねとお褒めの言葉を頂く一方、平日利用される地元大津高校サッカー部をはじめ町内のサッカーチームの方や保護者の方からは、ここは建屋がなく急な天気の変化の時など一時退避する場所がトイレしかないので、どうにかならないかと意見を多く伺うこともあります。

そこで、利用者を守る観点から建屋等の整備は急務だと考えますが、いかがお考えか2点質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 田代議員の御質問にお答えいたします。

平成10年に完成した大津町運動公園は、同年全国社会人サッカー選手権大会をかわきりに翌年第54回国民体育大会熊本未来国体の少年男子サッカー競技のメイン会場として、平成13年には全国高等学校総合体育大会サッカー競技会場として利用されてきました。また、地元大津高校サッカー部の活躍も相まって、町の観光戦略サッカーの町のイメージ戦略にも大きく寄与しているところでございます。

また、天然芝2面と人工芝2面はJ1サッカーチームのキャンプ誘致や各種全国大会レベルの誘致に当たっての大きなセールスポイントとなっております。

ただし、議員御指摘のとおり高額な維持管理コストと養生期間による使用日数の制約などが課題であると認識をしております。こうした中、天然芝の球技場と競技場は、今年で23年目を迎え天然芝の張り替えも必要な時期を迎えようとしております。今後の芝管理の在り方を考える上では、正確な現状分析や複数パターンでの数字に基づくシミュレーションやビジョン作りが不可欠だと考えております。具体的には現在の高クオリティでの芝、一般的な芝、人口芝の3パターン、あるいは2面ある中での組合せをベースにした各イニシャルランニングコストや耐用年数、使用可能日数、国庫補助等の活用可否、現在天然芝で行われているものの中で人工芝では代用不可能なイベントの数や種類、逆に稼働日数の多い人工芝に変えることによるプラス効果、スポーツの森全体への天然芝のブランドの起用度や誘客誘致効果など様々な観点からの検証が必要であり、担当課へは整理算出を指示しているところでございます。また、並行して駅新設の検討もある中で、エリア全体をどのように位置づけるのか、町直轄での管理を続けるのか、施設の全体的な指定管理等の新たな手法を導入したら合理的なのかについても町民の皆様や各種団体の御意見も伺いながら将来を見据えた在り方の検討を引き続き進めていきたいと考えております。

その他詳細につきましては、担当部長のほうより説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） 田代議員の運動公園についての御質問にお答えいたします。

大津町運動公園は、平成16年に総合体育館を備え、平成29年には多目的グラウンドを人工芝へ移行し屋外屋内スポーツあるいは町民の健康づくり、生涯スポーツの拠点として親しまれてきました。サッカーコート4面が同時に使用できる施設は国内でも数少なく、スケールの大きさ、天然

芝のクオリティ、また利便性の高さからJリーグのキャンプ地にも選ばれるなど大津町の知名度アップにも貢献しております。良質の競技用の天然芝という特性から直営管理を行ってまいりましたが、本年度からサッカーコート4面の管理を委託し施設の適正管理に努めております。

しかし新型コロナウイルス感染症の影響による誘客数の減少は避けられず、また、今後の終息の見通しも厳しいことから運動公園の管理コストにつきましては、教育委員会としても課題として認識しております。また、落雷等からの利用者保護についてですが、現在は早めの注意喚起を行うとともに、職員が利用者の避難を確認している状況です。ただ、近年の温暖化の影響により夏場の熱中症対策も必要であり、避雷機能を有する避暑スペースを設けられないか、今後先進事例等を調査研究してまいりたいと思っております。

詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、御説明させていただきます。

まず、大津町運動公園、サッカーコート4面の利用状況につきましては、コロナ禍前の平成29年度と平成30年度の利用者数を見てみますと、平成29年度は6万2,178名、平成30年度が10万6,522名で約71%の増となっております。これは平成29年度に多目的広場を人工芝に移行したことにより利用者数が大幅に増えたものです。また、運動公園サッカーコート4面を利用した利用料金につきましては、平成29年度が年間の利用料が総額352万9,000円、平成30年度が750万円で約2.1倍の増となっております。また、施設サッカーコート4面の維持管理費としては、人件費を含めまして平成29年度決算で年間2,375万1,000円、平成30年度では2,595万8,000円となっております。維持管理費に占める利用料の割合としましては、平成30年度決算で約28%となっている状況です。また各種大会を誘致することにより、町外からの利用者が大津町に日帰りや宿泊で訪れていただきますので、宿泊や食事あるいは大会時の弁当などの地域への経済効果なども見込まれています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、平成30年度から利用者数が56%減少し、宿泊者数も62%減少しております。ただし、コロナ禍にあっても町への経済貢献度の高い施設ではあると思えます。

しかしながら、どうしても天然芝は養生期間及び各大会の間隔も調整期間が必要になりますので、年間でおおむね約3か月から4か月程度の期間を要している状況でございます。

また、昨年度までは直営で芝管理を行ってまいりましたが、本年度より業務委託に変更したことにより管理経費が増額となっておりますので、町長が申し上げましたとおり、今後につきましては、将来的な財政負担を含めて検討してまいりたいと考えております。

また、急な落雷等から利用者保護についてでございますけれども、運動公園は現状として落雷が発生しやすい地形でございます。これまでも幾度となく発生し、施設の修繕等で対応している状況です。落雷の注意については、利用申請時の注意、指導、それから早めの注意喚起を行うとともに職員が利用者の避難を確認している状況です。ただ、近年温暖化の影響により夏場の熱中症対策も大きな課題としてあります。教育長が申し上げましたように、避雷機能を有する避暑スペースを

設けられないか、今後先進地事例等も調査研究してまいりたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 田代元気議員。

○2番（田代元気君） 再度質問します。

この利用者についてですけど、平成29年度が6万2,000人、平成30年度が10万これは私は天然芝の球技場競技場に限って質問しているんですけど、これは多目的も入ってるんじゃないかなと思うんですね。天然芝に対しての利用頻度が悪いから、それに対して3,000万円以上のコストがかかるのはちょっと費用対効果が悪すぎるんじゃないかということで質問しているので、天然芝、球技場、競技場に関して利用者はどのくらいあったかお願いします。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） すみません、再質問のほうにお答えします。

すみません、その4面のサッカーコート4面についての先ほどの数字でございました。球技場、競技場におきましては、天然芝の2面で平成29年度が3万1,744名、それから平成30年度が3万8,672名というふうになっています。

○議長（桐原則雄君） 田代元気議員。

○2番（田代元気君） 今後は近隣自治体でお隣菊池市に七城町サッカー場がありますけども、ここも平成11年の国体に合わせて作られた施設ですけど、ここは年間の管理費が地元の造園業者さんに委託をしまして600万円ほど。夏芝、冬芝の入替えも行っていて養生期間が2か月、2か月の4か月はとってるんですけど年間で120日以上の利用はされているということでした。

また利用についても、地元のサッカークラブや県九州のリーグとかも開催されているということでしたので、こういった事例もぜひ参考にしながら利用される方利用したい方が、特に人工芝なんかキャンセル待ちなんかも多いと聞きますので、幅広く利用できて、また快適に利用できる施設になるようお願いを申し上げ、次の質問に移ります。

次は成年年齢引下げについて伺います。令和4年4月1日から民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。そこで本町の検討や対策はどのように行うのか。やはり1番拡大が懸念される消費者被害についてですが、施行後は親の同意なしで様々なことができるようになります。特に携帯電話の契約やローン契約、クレジットカードの契約なんかが結べるようになって、そこに目を付けている悪質な業者もあると聞きます。多くの中学生が100%に近い生徒が高校へ進学されますが、義務教育の段階で子供たちに消費者被害などについても学ばせることが大切だと思いますが、町は教育や広報はどのように行っているのか。またどのようなことを行っていくのかをお伺いします。併せて成人式の開催方法についても、8月号の生涯学習情報誌には載ってましたがまだホームページも更新されておられませんし、インターネット上でもアナウンスがされておられませんので、どのように開催されるのかお伺いします。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） 田代議員の成年年齢引下げについての質問にお答えさせていただきます。

私からは成人式の開催方法についてお答えさせていただきます。成人年齢の引下げに伴う大津町の成人式の在り方ですけれども、共同通信の集計によりますと都道府県庁所在地の47市区のうち8割を超す40市区が、成人式の対象年齢を現在の20歳に維持する方針でございます。残る7市は検討中となっており、全国的に20歳の成人式を維持する自治体が多いものと推測しているところでございます。高等学校への進学率が97%を超えていることを考えれば、対象者のほとんどが高校在学中に新しい成人を迎えることとなりますが、受験あるいは就職また卒業式等のイベントも重なることから、新しい成人の区切りはそれぞれの立場で行っていただき教育委員会としては現行の20歳を迎えた若人を祝う会として引き続き取り組んでいくこととしております。令和3年の成人式につきましては、多くの自治体において新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止や延期となりました。大津町におきましても、延期の末、式典に代わるものとしまして5月にオンラインによる配信という形の開催となった状況です。一生に一度しかない成人式という華々しい舞台は人生の門出となりますので、新型コロナウイルス感染症対策分科会で成人式について提言された参加人数の制限、会場での飲食を控えることの徹底、会場での感染防止の徹底を守りながら今後も20歳を基準として計画を行ってまいります。また、成人式の名称につきましては、法改正が施行されるまで、成人式の名称にて執り行わさせていただきます。

なお、令和5年からの名称につきましては、検討中ではございますが、多くの自治体が20歳の集いと言うような名称を検討していると聞いております。大津町としましても、20歳を祝う式典の名称にふさわしいものを検討してまいります。なお、御質問の消費者被害への教育や広報につきましては、このあと担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、田代議員の消費者被害などへの教育や広報について御説明をさせていただきます。

近年、消費者教育の重要性が叫ばれて背景には、成年年齢を引き下げても消費者被害が拡大しないように高等学校の段階までに消費者としての合理的な意思決定能力を育むための学習機会を設けていく必要性が高まったからだと言われております。それを受け、現在、大津町の各小中学校においても消費者被害の防止に向けた消費者教育が積極的に実践されているところでございます。具体的に申し上げますと、小学校では、5年生の社会科で我が国の産業について消費者の立場から考え、自分の考えをまとめる。また、5、6年生の家庭科で、消費生活の分野の金銭の使い方の項目では、消費者の役割や金銭の計画的な使い方を理解した上で、売買契約の基礎についても学習をいたします。

次に中学校では、社会科の公民分野、また家庭科では先ほど教育長が述べた以外に、中学生の身近な消費行動と関連を図った消費者被害やクレジットなどの3者間契約についても学習をしています。

なお、消費者教育は生涯にわたって学習できる環境づくりが求められており、そうした意味からも消費生活センター等の専門機関と連携したり、専門的な知識を学べる機会をつくることも必要だと考えております。成年年齢の引下げが目前に迫る中、児童生徒が自分のこととし、消費問題に

関わり社会の一員として持続可能な社会のために積極的に関与する消費者になるように各学校の消費者教育の充実を図っていきたいと考えております。

また、広報につきましては、現在、町では週2回消費生活相談窓口の解説、出前講座による高校生への講和、広報誌による啓発、チラシ配布などを実施しているところです。今後、成年年齢引下げに伴い若い方々へ向けた悪質商法や多重債務、消費者トラブル事案なども消費生活に関する情報を関係部署とも連携し、広報誌や生涯学習情報誌、また町ホームページを活用しながら周知啓発に努めていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 田代元気議員。

○2番（田代元気君） 先ほど、時松議員の中でも外部から講師を招いてとかあったんですけど、町にも消費相談の日があって、消費相談委員さんがおられると思うんですけど。そういった方々をお願いして、中学校と、ぜひ出前講座で講習をしていただければと思います。また、成人式の開催アナウンスについて、うち、娘がちょうど高校2年生でちょうど18歳から成人になる年齢なんですけど。やっぱり学校で着物を予約したとか、予約せなとかいとか、そぎゃん感じで聞かれましたんで、もっと正式に町のホームページなんかにも掲載していただいて、今現状町からのアナウンスは8月号の生涯学習誌だけで、その生涯学習誌自体もまだホームページにアップされていない状態なんで、ぜひその辺もよろしくお願いします。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。14時15分より再開します。

午後2時03分 休憩

△

午後2時15分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山部良二議員。

○7番（山部良二君） こんにちは。傍聴の皆様におかれましてもお忙しい中、新庁舎初の一般質問にお越しいただき、誠にありがとうございます。それでは、議席番号7番、山部良二が通告に従い質問を行います。

昨今の若い夫婦にとって、子供を産み育てていくための障壁となっているのが経済的負担や働く女性に対する社会の理解の遅れ、そしてその中で最も先進国に遅れているのが行政による子育て支援ではないでしょうか。町は子供医療費18歳無償化や、病児保育事業など子育て支援を全庁あげて取り組んでいます。現在でも特殊出生率は1.9%代をキープしており、過疎化に苦しむ多くの市町村がうらやむほどの数字です。ですが、資料1を見ていただくとわかりますが、就学前人口はコロナ感染症の流行もあってか、平成26年から令和3年にかけて年々低下しており、このままの状態では65歳以上人口がピークを迎える2042年以降、本町でも人口減少、超高齢化社会が進んでいくと考えられます。ですから、現在の活力を維持し、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚、出産、子育てしやすい社会環境を実現しなければなりません。では、そのために何をす

るべきか。資料2の子育て先進地兵庫県明石市のホームページを見ていただきたいと思います。左側中段に子供を核としたまちづくり、そして全ての人に優しいまちづくりとあります。今回30分という限られた時間ですので、上段の子育てを核としたまちづくりに焦点をあてて話させていただきます。

明石市では、5つの無料化を実施しています。医療費18歳まで無料、給食費中学生無料、保育料第2子以降無料、遊び場の利用料無料、そして今回提案させていただきます、満1歳までおむつ無料、全て所得制限なし自己負担なしです。泉市長は対象者に所得制限は一切かけない。親にお金があろうがなかろうが、子供は町の子だから将来の税収の担い手になるし、みんなで応援することが町の未来につながるからだと話しておられます。

中央に書いてあります人口増加、それに伴いにぎわいが生まれ、財源が生まれ、市民サービスも充実し、安心感が生まれ、将来に希望が持てるという幸せの好循環を実現しています。

左側のほうに目を向けていただきたいと思います。人口8年連続増、地価7年連続上昇、税収も30億円増加、その下段を見ていただくとわかりますが、基金残高が70億円から115億円に増加しています。また実質交際費率は驚きの2.8%となっています。これは何も5つの無料化だけではなく、資料の左下を見ていただくとわかりますが、その他にも様々な政策を実現しているから他なりません。今後子育て支援、教育環境日本一を目指すためには明石市を上回るような政策を実現しなければ、到底なしとげることにはできません。特にこのおむつ定期便はアウトリーチ型の支援であり、虐待やネグレクトなどの発見につながり見守り支援としても非常に有効な手段だと考えられますが、本町でも導入するべきではないでしょうか。

町長の見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 山部議員の少子化対策についての質問にお答えをいたします。

子育て家庭の経済的負担を軽減し、コロナ禍による多くの方が収入減少となっている中で、本町では新たな取組として、先ほど御説明しましたが非課税世帯等への就学援助のプッシュ型の通知を初めており、来月10月からは18歳までの医療費無償化も開始予定です。

また、今議会では多子世帯向けの放課後児童クラブ利用事業補助金を上程させていただいております。

しかしながら議員がおっしゃるとおり、昨今では本町でも乳幼児すぐの微減傾向が続いており、本町としても様々な子育て支援の取組を行うことで世帯を支えながら町の活力を維持していかなければならないと考えております。

まず、議員御提案のアウトリーチでのおむつ宅配便の導入に関連しまして、本町では10月から子育て健診センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期に渡る総合的な相談や支援を行うこととしております。先進地、先ほど明石市の御説明がありましたけれども、そちらの取組の一環としましておむつを無償提供されている事例が確かにございますが、本町としては乳幼児健診などを行う専門職の意見を参考として、健診時に乳児期に必要な育児用品で中長期

的に使用できるものを提供し、子育て支援につなげる事業を準備しております。そちらのほうでしっかりと訪問する形ではございませんけれども、ニーズや困りごと等把握しながらサポートにつなげていきたいとそうように考えております。

また、今明石市のお話がありましたけれども、1つ明石市の成功の要因として、政策自体のパッケージもありますけれども、そのプロモーション、情報発信の面があると思います。やはり子育て世代等のお話を聞きますと、当事者になって初めてこんな制度があったと知るケースも多いと伺っております。自然増を考える場合でも、社会増を考える場合でも、その前段で大津町にはこういうパッケージと制度があるとわかりやすい形で御提示して、その中でぜひ大津町で子育てをしていきたいという人を増やしていくようなそんな取組も進めていきたいというふうに考えております。

その他、具体的な取組と支援内容につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 山部議員の子育て支援を中心においた政策を行い、少子化対策につなげた町の取組を行ったかどうかという質問に対しまして、現在の町の取組につきまして御説明させていただきたいと思っております。

まず、子育て支援、教育環境日本一のまちづくりとして9月から病児保育事業をスタートさせております。次に来月から子供医療費の対象年齢を15歳から18歳まで拡大して、給付を行う準備を現在進めております。

3点目に、本町でも今年度から新たな取組の1つとして、来月から子育て健診センター内におきまして子育て世代包括支援センターを設置します。この子育て世代包括支援センターは、妊産婦や乳幼児等の状況を継続的に把握し、必要な支援や関係機関との連絡調整を行い切れ目のない支援を提供することを目的としております。これまでの同様の支援は行っておりますが、センター設置により、さらに関係機関との連携を密に行い育児不安の軽減と虐待防止につきまして、より支援を強化していきたいというふうに考えております。

あわせて、来年度からは子供家庭総合支援拠点も開設し、町内全ての子供とその家庭に必要な応じた福祉的支援を行うことができるようにします。先ほどのセンターとより一層連携することにより切れ目のない支援をしていきたいというふうに考えております。

センターでの具体的な支援内容としましては、専任の保健師などにより相談や検診事業などの過程であらゆる育児支援に必要な妊婦や母子を把握した上で、育児不安や虐待予防の早期発見につなげるものと考えております。支援のきっかけにつなげる内容につきましては、様々な健診時に子育てに必要なグッズを配布し、その指導する中で一緒に保健師も同席し、育児への悩み相談などに寄り添いたいというふうに考えております。議員がおっしゃいますように、このセンターを開設するときに新たな取組をということで、アウトリーチでのおむつ配布のほうも検討しましたが、制度設計と実施にはまだ研究すべき事項があること、よって10月のセンター開設に合わせた新しい取組としては準備が足りなかったということ、また現場にいる専門職から聞き取りを行う中で中長期的に使用できるもののほうがより支援につながると選定したという経緯で、今回の取組となっ

ております。よってまずは子育て世代包括支援センターの周知を行い、令和4年度に子育て支援課で設置予定の子供家庭総合支援拠点と連携して切れ目のない支援を提供することによりさらに子育て支援を充実させていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） 私もすぐにこのおむつ定期便が実現できるとは考えておりません。ただ、心に置いておいていただきたいのは、先ほどから町長からもお話があって、一步前進したと思いますけれども、基本的にお店モデルと言われる日本の福祉では限界があるのではないかと考えております。初めての子育てで困ったことがあったとしても、役所に来ることなく孤立し、誰に相談していいのかわからない。誰にも知られたくないなど、様々なケースがあるのではないのでしょうか。そして孤立の流れの中で、虐待やネグレクトにつながっていくのではないのでしょうか。厚労省の調査で心中以外の虐待死では0歳児が40.7%と最も多く、母子が孤立しやすく、虐待が発覚しにくいのが要因とされています。ですから、母親の変化に気づき支援につなげることができれば、その結果は違ったものとなったのではないのでしょうか。既存の乳幼児健診や新生児訪問事業では、保健師に虐待だと疑われてしまわないかと母親が身構える可能性もあります。それに対しておむつ定期便では配達にあわせ、0歳児を持つ家庭の見守りを目的とし、おむつなどの支給品は見守り支援員と対面して受け取ることとなっております。必需品のおむつなど届けてくれることは、母親としてもうれしく相談しやすいアウトリーチ支援につながるのではないかと思います。

また、冒頭に申しましたが、今後日本全体に人口減少、少子高齢化の波が押し寄せ自治体による生き残りをかけた人口争奪戦が激化するのではないかと予測されております。政府はAI、RPA等のICT活用政策を推進していますが、私はシンプルに子育て支援に財源を投入すれば、町は発展すると考えています。これは明石市でも実証されていますし、大津町は明石市以上に恵まれた条件を持つ町だと私は思っています。

以上を踏まえ、スピード感をもった調査検討が必要だと思いますが、その点について再度お伺いします。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 山部議員の既存の乳幼児健診などではなく、もっと母親に寄り添った支援ができないかと。また、明石市での実証結果を踏まえて大津町でもシンプルに子育て支援に取り組み、町の発展につなげられないかと2つの御質問だったと思います。

1点目につきましては、リスクを抱えた妊産婦は定期的な乳幼児健診では状況の確認ができないのではないかとという質問だったかと思いますが、妊娠の届出の際に、妊婦さん全員と個別面談を行いまして、現在、家庭環境の状況や妊娠葛藤の有無などアセスメントシートを活用した聞き取りを行い、以前より細やかな対応を実施させていただいている状況です。そこで支援が必要と判断した妊婦につきましては、専門職が妊娠中に状況確認や訪問支援等のアウトリーチも行っております。

産後におきましても、乳児全戸訪問等を活用し専門的視点から支援が必要な方を把握した上で

関係機関と連携し、療育支援訪問事業はもとよりママヘルプやファミリーサポートなどの子育て支援サービスなどの活用を図りながら継続的にアプローチを行いたいと考えております。

また妊娠、出産、子育てに関しまして気軽に相談していただける窓口としまして、広報や町ホームページ等を通じて幅広い視野で来月開催する子育て世代包括支援センターをまずは活用し、徹底してまいりたいと思っております。

2点目の明石市での実証を基にスピード感を持って調査検討をしてみてもどうかという御質問でしたが、子育てに支援策というのは社会における様々なシステムや人々の価値観と深く関わっております。健康福祉部所管だけではなく様々な角度から調査検討し、豊かで安心して暮らすことのできる大津町を実現していかなければならないと考えております。本年度は町振興総合計画の後期計画を策定する年となっております。この課題におきましても重要な位置づけだと認識しております。横断的な見地から議員御提案の視点も含めまして、検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） それでは、時間がないので2点目に入りたいと思います。同僚議員の質問とかぶる点もあると思いますが御了承ください。この質問は8月20日時点で発信しております。

状況は少し変わってきていますが、デルタ株が、CDCが指摘したとおり空気感染の可能性があり、通告時点で年齢に関係なく急速に広がり、学校などでのクラスターが非常に懸念されると書きました。まさに私が危惧したとおりの状況ではないでしょうか。医療ガバナンス研究所理事長の上昌広氏はオリンピックを前に世界の懸念は今冬の本格的流行を乗り切ることができるか。今冬を乗り切れば新型コロナウイルス対策の出口が見えてくる。各国はその準備に余念がない。

一方、日本は東京五輪にうつつを抜かし準備ができていない。このままでは冬場の流行を乗り切ることができないと発信されています。上先生はこうも言っておられます。コロナは風邪ウイルス、その流行は季節の変化と密接に関係する。コロナ以前から存在する風邪コロナの場合、日本では毎年冬と初夏の流行を繰り返してきたと述べられております。2020年、夏の第2波、冬の第3波では約5倍の開きがあります。終息しつつある現在の第5波に比べ、今後起こり得る冬の第6波は、前年度の第2波、第3波の波と照らし合わせれば、最悪5倍の感染拡大の波が想定できます。

一旦話を戻しまして、オリンピックを機に日本に入ってきたと考えられるラムダ株は、ペルーで8月までに人口の0.54%が死亡しており、致死率は9%を超え、ワクチン効果も薄い可能性があります。政府第7回新型コロナウイルス感染症対策分科会では、接種が最も進んだ想定で2019年以前の生活様式に戻れば、インフルエンザを大幅に上回る規模の死者が発生し、最低でも10万人以上が亡くなる恐れがあると報告しています。今後ワクチンが効かない変異株が現れた場合、ワクチン頼みだけの政策だけでは命を守ることはできないということではないでしょうか。これから冬に向けて最悪を想定した対策を推進するべきです。確かに市町村レベルで野戦病院を作るのは難しいのはわかります。ですが、新型コロナウイルス感染症は、私たちが経験したことがない大規模災害との認識の上に立ち、県に対して野戦病院の設立や感染された方々に接触した可能性のある全て

の人々に対する検査の実施、自宅放置ゼロ政策を強く進言し、町民の命を守るということを宣言することはできるのではないのでしょうか。

以上を踏まえ2点をお伺いいたします。懸念したとおり中学校でクラスターが発生し、通告の時点とは状況が一変しました。今後も小中学校で感染拡大が続く可能性があり、最大の懸念は学校でクラスターが発生し、家族間で感染が広がる可能性があるが、今後の学校運営はどのように行うのか。

2点目です。冬に向かって熊本県でも医療崩壊の危険性が高まってくるのではないのでしょうか。総合病院のない本町でも町民の命を守る対策が必要ではないか。町独自に体育館などを利用した野戦病院を設置するべきではないのでしょうか。2点お伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 山部議員のコロナ感染防止対策の質問についてお答えをいたします。

全国的にも新型コロナウイルスの第5波の影響で変異株による感染拡大が急増したことで、本町においても昨年からの累計240人を超える感染者が各報告されており、特に若年層の感染者や家族感染が最近では多く確認をされております。熊本県では感染者が多数報告されていたことで、ピーク時には1日約1,000件の行政検査を行っている状況でしたが、直近では1日約600件前後と以前よりも減少傾向となっております。変異株の御指摘もございましたが、新型コロナウイルスの抑制策、あるいは重症化防止策としては、現時点ではワクチン接種が1つの鍵となると考えております。本町におきましては、9月8日現在の1回目の接種率は全年齢で66%になっており、全国から少し遅れている状況と認識しております。特に高齢者については2回目91%、こちらは高い接種率となっております。

本町としましても医師会等とも調整を重ねながら、各委員でのワクチン接種数の増加や休日集団接種をできる限り進めていただいておりますが、さらに感染が拡大している若年層に対して9月から集団接種人数を増やし、さらに休日の集団接種を追加し、接種率を加速するための取組を行っていくところです。

一方で、病院側にも大変な御負担をおかけします。事故などが絶対に起こらないように町としても協力体制を整えながら、一緒に進めていきたいと考えております。

また、県民広域接種センター第2期の予約が今月下旬から開始されますが、仕事の都合なので接種が進んでいない40歳以下の方々への便宜が図れ、さらに接種が進むものと期待をしております。ここに関しては、先日も熊日報道でもありましたとおり、県内でも大津、菊陽、合志等の高齢者が少なく若者が人口増加地域での接種の遅れが目立っておりますので、県のほうにはそういった地域の支援枠のようなものを作れないかという申入れをしているところでございます。現在、感染者が急増したところで県内でも軽症者は自宅療養となるケースが半数を超えており、自宅療養中になくなる事例も報告されているような状況でございます。議員おっしゃるように自宅療養者を亡くすために緊急事態宣言時においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に特措法によって都道府県知事が臨時的に利用施設を開設することとなっており、熊本県においても検討がなれていると

ころでございます。医療従事者の確保など課題も多くありますが、自宅療養者をなくし適切な医療が受けられる体制を整備いただけるよう県へ要望するとともに、町としてもできる限り協力しながら進めていく考えでございます。また、PCR検査などの行政検査については、濃厚接触者以外の接触者も状況によって行政検査の対象とされてはいますが、今後さらに広く行政検査の対象となるよう検査体制の拡充を積極的に県へ要望していきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） 山部議員のコロナ感染防止対策の質問にお答えさせていただきます。

まずもって、今回大津北中学校でクラスターが発生し、子供たちや保護者の皆様に大変な御負担をおかけしましたこと、また町民の皆様にも御心配をおかけしましたこと、心よりおわび申し上げます。夏休み明けの一斉登校に向け教育委員会としましても臨時の校長会を開き登校開始3日前からの健康観察の実施など非常に強い危機感を持って対応してきたところでございますが、このような事態になりましたこと、大変申し訳なく思っております。

今回の対応としましては、町対策会議の中でも協議していただき、大津北中学校は2週間の臨時休業、北中学校の小学校は1週間の臨時休業という強い対応を取らせていただきました。大津中学校区の学校につきましては、臨時休業は行いませんでしたが、自宅でのオンライン等による学習を推奨し、できるだけ登校を控えてもらうよう協力依頼をしたところです。

ただ、このような非常事態を想定して、4月から各学校でオンライン等による学習支援体制が取れるよう万全の準備をしてまいりましたので、各学校とも比較的スムーズに学習が進められたとは聞いております。今後もICT関係の研修や支援をさらに充実させていきたいと考えております。

なお、学校再開に際しましては、1日複数回の検温、感染リスクが高い学習活動の禁止、給食時の黙食の徹底など、より一層強い危機感をもって万全の感染対策を行い、再発防止に努めていきたいと考えています。特に少しでも体調不良が見られた子供は、登校させられないよう家庭と連携した登校前の検温の徹底など、水際対策にこれまで以上に力を入れていきたいと思っております。

今後も感染症対策の必要性について、児童生徒や保護者に対しても丁寧に説明し、御理解をいただきながら感染拡大防止と学びの保証の両立を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） それでは、再質問をさせていただきます。

今回の中学校におけるクラスターの発生に対し、町の対応としては最悪を想定し、関連する小学校にも休業を実施するという決断は、致し方なかったものだと私も思っております。

ですが、今後考えなければいけないのは、休業により自宅ですべて過ごしてきた子供たちの学習面や、精神的なストレス、問題などをどう解消していくかではないでしょうか。無論、有史以来、私たちが経験したことのない未知のウイルスとの戦いです。今のところこれが正解という解決策がないことを考えれば、当然難しい判断に迫られると思います。その時点において、最も最良で柔軟な対策が必要だと思っておりますが、その点もう一度お伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○**教育部長（羽熊幸治君）** ただいま山部議員からの再質問の内容ですけれども、子供たちや教職員の精神的な部分とか、という部分を今後どうしていくかという御質問だったかと思います。

確かに、今回は子供たちの精神的な部分では非常に十分な配慮が必要だと考えております。特に臨時休業に入る際には、その点を校長会の中でも教育委員会と一緒に共有し、臨時休業期間中のオンライン等による学習支援も大切なことではございますけども、もう1つに児童生徒の健康と心のケアが特に重要であるという認識をしておるところでございます。そのため、各学校におきましても時間割の中には、学習支援以外に児童生徒の健康の状態あたりを図るための面談であったり、健康観察をする時間、そしてまた相談体制をできる時間あたりも各学校ごとに盛り込んでいただいで実施しているところを確認しております。

今後も引き続き、教育委員会と学校と保護者の皆さんと連携して、子供たちをしっかりと見守ってサポートしていければと考えているところです。

以上でございます。

○**議長（桐原則雄君）** 山部良二議員。

○**7番（山部良二君）** 最後に、コロナ感染症を大規模災害との認識の上にとって最悪を想定した対策をお願いし、質問を終わらせていただきます。

○**議長（桐原則雄君）** これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後2時46分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 令和3年第5回大津町議会定例会会議録

令和3年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

令和3年9月16日(木曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎      2番 田代 元気      3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢      5番 大塚 益雄      6番 三宮 美香 7番 山部 良二      8番 山本 富二夫      9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二      11番 大塚 龍一郎      12番 坂本 典光 13番 永田 和彦      14番 津田 桂伸      15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹      会計管理者 元田 正剛 副町長 佐方 美紀      兼 会計課長 総務部長 藤本 聖二      総務部総務課主幹 吉良 元子 兼 行政係長 兼 法制執務係長 住民生活部長 坂本 光成      総務部財政課課長補佐 大塚 昌憲 兼 財政係長 健康福祉部長 矢野 好一      兼 新型コロナウイルス感染症対策室長      教育長 吉良 智恵美 産業振興部長 田上 克也      併任工業用水道課長      教育部長 羽熊 幸治 都市整備部長 村山 龍一      教育部次長 平岡 馨 総務部次長 白石 浩範      兼 総務課長      兼 選挙管理委員会書記長      農業委員会事務局長 高橋 和秀 兼 選挙管理委員会書記長 総務部財政課長 清水 和己

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

- 議 長 (桐原則雄君) 皆様、おはようございます。本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

- 議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

三宮美香議員。

- 6 番 (三宮美香さん) 皆様、おはようございます。傍聴にお越しの皆様、インターネットで視聴されている皆様、お時間を作っていただきありがとうございます。議席番号 6 番、三宮美香です。  
通告にしたがい質問させていただきます。

質問は 1 つです。

スポーツ及び文化における要綱の整備について。今回この質問をするのは、夏の東京オリンピックで大津町出身の選手が出場しましたが、応援していた方々からオリンピックに出るような選手がいるのに、なぜ大津町は町を挙げて応援しないのか。と疑問を投げかけられたことと、東京オリンピックに大津町出身の選手がいるということを知らない町の方が多かったと、周知不足を感じたからです。

令和元年 1 2 月議会の一般質問で大津町ゆかりのスポーツ選手を応援して盛り上げようという趣旨の質問をしました。答弁されたのは前町長含む前執行部ではありますが、答弁では大津町ゆかりの方の活躍は全国や世界に向けた大津町の PR になる。町としてできる限りの支援体制を整えていきたい。と言われ陸上の前田選手、女子バレーボールの古賀選手、大津高校サッカー部の名前も出され、これまでの実績もあるし、大津町の経済、財政関係などについてもしっかりと貢献しておられる。肥後大津スポーツ文化コミッションのほうで研究関係もさせているので、来年度の予算関連の中で検討、検討させていただければとも答弁されています。

しかし、残念ながらその後の予算には反映されていませんでした。議会用語、いわゆるお役所言葉で研究しますは結論を出すことが前提になっていないこと。検討するとは見通しが立たないときに使う言葉だと言われていました。結局しないということです。

しかし、私は前向きにとらえて、多分これは要綱などがきちんと整備されていなかったために進まなかったのだと考えました。今回、肖像権などの問題で資料として提出することができませんでしたが、阿蘇市のホームページには各種スポーツ大会、または文化活動で全国大会または国際大

会へ出場する選手には、市が横断幕を作成しますとあります。今回のオリンピックでは合志市も横断幕を作成されていました。上天草市では、社会教育課がパブリックビューイングをされています。八代では出身のバドミントン選手を応援する旗が、小国町ではアイスホッケーの選手を応援する旗が沿道で目立っていたそうです。県外でも、宮崎市では男子バレーボール選手の等身大パネルが設置されましたが、代表選手を祝い応援を呼びかけようと市が設置されたそうです。愛知県豊橋市でも企画部広報聴課が豊橋ゆかりのアスリート10人の等身大パネルやフラッグを市民ホールに展示されたそうです。こちらは電話でお話を伺いましたが、申請などは大変だったがパネルを見に来る方も多く応援の気持ちが高まったとおっしゃっていました。

前回の一般質問に対する答弁では、町とゆかりのある選手やチームの応援につきましては、地域や関係団体との協力のもとで、全町的に盛り上げていければと考えているとも答弁いただいています。答弁いただいているが、残念なことに全町的に盛り上げているようには見えませんでした。今回はオリンピックの事例を主に出しましたが、スポーツや文化活動で全国大会などに出場する方々の応援を盛り上げるためにも考えていただきたいと思います。

以上のことから、町を挙げての応援を阻むものは何だったのかを頭に質問は3つです。

1 前回の答弁に絡んで、肥後大津スポーツ文化コミッションでの調査研究結果はどうだったのか。

2 スポーツ及び文化における要綱が整備されていないことによる不具合はないのか。

3 地域や関係団体との体制づくりはようになっていたのか。

以上をお尋ねします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） おはようございます。三宮議員からの質問にお答えをいたします。

令和元年12月議会で、議員から大津町ゆかりのスポーツ選手を応援して盛り上げようという趣旨の御質問をいただいております。現在、大津町ゆかりの方々にはスポーツだけではなく、文化芸術などをはじめ様々な分野において、全国レベル、世界レベルで活躍をされています。また、最近では議員からありましたとおり、東京オリンピック2020での活躍も記憶に新しく、そこでの活躍は大変うれしく、多くの感動をいただきました。

大津町ゆかりの方々の御活躍は、共に応援することによる町全体としての連帯感や郷土愛の醸成につながるとともに、次世代を担う子供たちの夢や目標にもつながるものであると考えております。また、町出身者が全国や世界に羽ばたき活躍することは大津町のPRにもなりますので、町としても教育委員会、その他関係団体との連携を密にして、しっかりと応援をしていきたいと思っております。

先ほどの要綱等に関しましては、公金を使う以上、なかなか横断幕等も裏付けのないところに出すことができませんので、その点に関してはしっかりと教育委員会と協議しながら、今年度中には整理できるようにしっかりと進めてまずはオリンピックでいうと3年後ですけれども、その他も含めてスピード感をもって対応していきたいとそのように考えております。

なお、肥後大津スポーツ文化コミッションの調査検討の結果詳細につきましては、後ほど担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） おはようございます。三宮議員のスポーツ及び文化における要綱の整備についてお答えいたします。

東京2020オリンピックが開催され、大津町出身である古賀紗理那選手が女子バレーボール競技に日本代表として出場されました。負傷の不運に見舞われるも強い精神力で、日本代表チームの副キャプテンとしてチームを牽引された姿が、今でも記憶に残っております。

また今回は、大津町出身ということで、出身地区や町内諸団体、また出身高などにおいて横断幕や等身大パネルが設置されております。大津町では、スポーツ競技などで全国大会に出場される個人やチームにつきましては、大津町全国大会等出場報奨金交付要綱が定められており、今回古賀選手に対しましても激励金をお渡ししているところです。とはいえ、現在の要綱では、国際大会への出場についての激励金の金額や、横断幕に関する既定の明記はなく、今後は細かな要綱の整理が必要ではないかと感じているところでございます。

なお詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也君） おはようございます。三宮議員の質問について説明させていただきます。

令和元年12月の一般質問に関しましては、肥後大津スポーツ文化コミッションで研究を行い、次年度の予算で検討をさせていただければとの答弁を受けまして、町と肥後大津スポーツ文化コミッションで連携しパブリックビューイングの実施の可否について調査研究を行ってまいりました。

結果としましては、選手自身のけがやスランプのほか、著作権、放映権、肖像権など複雑な課題があり、法的にも慎重な対応が求められることが判明したところです。加えまして、現在も続く新型コロナウイルス感染症の影響により、多数の人が集まったの応援は難しいことから今回のオリンピックに関してはパブリックビューイングの予算化及び実施は行わなかったことを途中経過として御報告をさせていただいたところです。

しかし、スポーツ、文化、芸術などで活躍されている方々を、地域を挙げて応援することは選手町関係団体との結びつきが強固なものとなります。また、肥後大津スポーツ文化コミッションの目的の1つでもあります交流人口増加による経済効果、地域の活性化にもつながることから、今後も教育委員会、関係団体等協力体制や役割分担を協議し連携を取りながら支援をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） おはようございます。それでは、説明をさせていただきます。

これまで大津町出身で、オリンピックなどの世界大会などに出場した選手の過去の事例としましては、オリンピックの馬術競技やワールドカップのサッカー、バレーボール競技、世界選手権大

会の陸上競技やエアロビクスの競技などがございます。その時々地域の情勢や盛り上がりにより対応に相違が生じていたところではあります。ワールドカップや世界大会と名の付くものは数多く存在し、競技種目も多種多様となっておりますので、先進自治体の事例を調査研究し、オリンピック等の出場者への褒賞金及び横断幕につきましては、統一したルールや要綱等の整理が必要だと考えております。

また、パブリックビューイングにつきましては、大津町にゆかりのある選手が世界で活躍される姿をみんなで応援することによって、子供たちが選手の活躍を見て憧れや夢を持ち、夢の実現に向けて貴重な経験を積むことにもつながると考えているところでございます。

今後につきましては、実施されている自治体の事例等をしっかりと研究し、町体育協会など関係団体との連携協力をしながら盛り上げていければと考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香さん） 再質問です。

まず、細かな要綱を整理して応援しますという答弁をいただきましたので、多分3年後には応援する体制が整っているのだというふうに理解をしてもよろしいでしょうかというのが1つ。

それから、町長の答弁の中で、公金を使うので裏付けのないものには使えないというような答弁がありましたが、ではどうやったら裏付けがあると判断されるのでしょうか。

大津町では夢を持ち、夢を育み、夢をかなえる教育実践を基本理念として取組を進めていらっしゃっています。今回名前が出ましたバレーボールの古賀紗理那さんは、まさにその中で育ってきた人材です。夢をかなえる教育実践のために大津町が応援をされたその中で夢をつかむのに、なぜ応援をしてもらえなかったのか。応援された方々はとても残念な気持ちでいます。応援する体制は夢をつかむまでで終わりではないと思うんです。裏付けについての返答をお願いしたいと思います。

また、スポーツ文化コミッションで調査研究をされたというところの回答の中で、パブリックビューイングについてだけ返答がありましたが、応援はパブリックビューイングだけではなく多岐にわたるものだと思っています。今回、町が応援する姿勢を見せなかったという印象が強かったというものの中に、時間という横軸を使い視覚的に訴える応援が見られなかったのだと私は理解しました。褒賞金などの支援金は選手にとっても家族にとってもとてもありがたいものであると思います。応援されているという気持ちは伝わるとは思いますが、町の皆さんに対して応援しているという姿勢を見せることも大切なことだと私は思いました。

パブリックビューイングについては、金額的に折り合いがつかなかったという理解でよろしいでしょうか。今回横断幕や等身大パネルを設置するための応援団体に事務的に協力をさせていただきました。その中で日本体育協会や日本バレーボール協会、JOC、日本オリンピック組織委員会のルール担当さんともやり取りを何度かしましたが、想像の中では難しいだろうと思えたことが、一つ一つクリアしていく中で実際の応援につなげることができました。多分大津町のやる気の問題だと思うんです。今後これから3年後のオリンピックだけに関わらず、いろんな団体で全国大会に出る基本理念の中で育ってきた子供たちがいます。その子供たちのことを応援する気持ちがあるの

かどうか。やる気があるのかどうかをお答えください。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、三宮議員さんの再質問のほうにお答えしたいと思います。

まず、公金の裏付けがあるかというところの部分では、やはり補助金等、また横断幕等の予算の関係で要項等に明確に出すべきではないかと。その辺がグレーな部分があるという部分を感じられますので、その辺の裏付けを整理をさせていただきたいと考えております。

それから、最後のほうに子供たちのために町としての姿勢を出していくべきではないかという部分では、大変そういった気持ちで、子供たちのためには十分夢に向かっての力となると思いますので、そういった部分は町としても教育委員会としてもしっかり応援していけるというようなつもりでいきたいと思っています。

また要綱の整理につきましても、できるだけ速やかにスピード感を持って、対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也君） スポーツ文化コミッションのほうで、パブリックビューイングについての御質問があったかと思えます。予算付けの部分についての御質問があったかと思えますので、その件についてお答えいたします。

まずはオリンピックにつきましては、目的が人間の育成と世界平和を究極の目的として開催されるということで、全世界に放映されるということで全世界に放映されるスポーツの祭典ということで非常に影響力がございます。一方で、受信の観戦以外などはその規模から、影響力から様々な制約も課せられているところです。先ほど説明しました中に著作権というものがあるかと思えますが、総中継は著作権法の2条の3項で映画著作物と定義されておりまして、同法の第100条でも非営利目的であっても映像を拡大する特別な装置を用いて上映を行う権利は放送事業者に占有されていると。上映を行う場合は著作権隣接者に当たる放送事業者の許諾が必要になるということで、先ほど言われたように大変御苦勞されたと思えます。

このほか、所属企業ですとか、スポンサー企業、JOCとかIOCの権限の課題などもあるかと思えます。

今回に関しましては、コロナがありましたので予算の措置までは至らなかったというのが経過でございます。上天草市でしたかね、先ほどお話があった、ここについて調査を行いまして大体放映機材、プロジェクターですね、これ100万円ぐらいかかるということで断念されたと。自前のものを使っていろいろな手続をされて、オリンピック委員会ですとか、NHKとかで予算的には80万円ほど計上されたということで、ここは市がやっておられますけど、県内でやっておられるののうちが把握している状況では上天草市ということで、あとは褒賞金なり、奨励金なり横断幕という形で応援されているという状況までは調査研究をしたところでございます。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香さん） 再度、質問をします。

上天草市のほうに調べていただいてありがとうございました。簡単にでも80万円あれば、できるといことですよね。3年後にぜひやっていただきたいと思います。その考えが町長ありますかという質問です。

上天草市のほうは、いろいろな規定がなかった中でも、市長が率先して市長の意向が強くてそれが開催できたと聞いています。大津町でもできたのではないかと今でも思っていますので、そちらをお答えください。

今回、古賀紗理那さんについては、大津町、菊池郡市の教科書には残念ながら入っていませんでしたが、中学生の保健体育の副読本に写真つきで彼女の雄姿が載っています。大津町出身のお子さん、出身の方が学校で使われる教材、教科書や副読本の中に載るといのは、とても貴重なことだと思います。大津町でも何十年か前に小学生の社会の教科書だと思うんですけど、銅銭糖のことが大津町の載りました。それ以来すごい快挙といつかとても素晴らしいことだと思うんですが、多分大津町の方は、ほとんど子供たちもそのことを知りません。教科書に載っているということ。多分、協力団体や支援する団体との連携がもう少しきちんとできていれば、こういう情報も早く入っていたのではないかと思います。今後そういう協力団体や関係団体との協力を強めていくという考えはないのかどうかを、再度お尋ねします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 三宮議員の再質問にお答えをいたします。

まずもって今回の古賀選手の応援に当たり尽力を頂きました住民の皆様方に関しまして、改めて心からの御礼を申し上げます。また、様々な前回の約束等もある中で、なかなか町として思い切った応援ができなかったことをおわびを申し上げます。

先ほどの公金について少し御説明させていただきますとやはり応援していくのはもちろんなんですけど、例えばいろんな大会がある中でどういった方にお金を出すのかだとか、あるいは1万円なのか3万円なのか、そういったところをしっかりと明記した上でやっていかないと、やはり私の考えとしては、なかなか多くの住民の方の理解を得るのは難しいと思いますし、公金の使い方、あるべき姿にないと思っておりますので、そこはしっかりと整理していきたいと思っておりますので、教育委員会のほうとしっかりと協議を進めていきたいと思っております。

また、実施に当たってなんですけれども、こちら御存じのとおり生涯学習課の所管となりまして私の一存だけでは決めるわけにはいかないところでありますけれども、私としてもしっかりと応援をしていきたいと思っておりますのでございます。また、パブリックビューイングについて御説明ありましたけれども、私は御存じのとおりコミッションの長もやっております。先ほどお金の話ばかりされたんですけれども、一番の理由は今回はコロナというところで見送ったところです。やはり感染拡大する中で応援したい気持ちは、ほかの職員の方にも多々ありましたけれども、こうした中で、例えば熊本市もこういった状況で中止したような経緯もありますが、ほかは別として大津町としてもこれを理由に感染拡大してしまっただけでは、選手にとっても結果としてよくない形になる可能性もありますし、住民の皆様方の安全と安心と命を守るためにそうした判断をさせていただきます。

した。

その上で今後は、教育委員会をはじめ、その他スポーツ団体等ともあるいは観光協会等とも連携を強めながらしっかりとした町としての応援をしながら住民の皆様の一体感を高めながら、そして選手をみんなでしっかり応援して子供たちの夢を持てるようなそんな体制をつくっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香さん） 公金の使い方は、やはりいろいろな規定があるのでとても難しいということとは理解しました。ただ、夢を持ち、夢を育み、夢をかなえる教育実践をしている中で、とても頑張っていた子供たちはあなたはこの部類に入るから応援はできませんというふうにはならないと思いますので、子供たちに説明できる体制を整えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。10時35分より再開します。

午前10時27分 休憩

△

午前10時35分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

畠川秀貢議員。

○4番（畠川秀貢君） 皆様、おはようございます。現在もコロナウイルス等の拡大により、大津町全ての皆様方におかれましては、大変苦勞されていることと思います。また8月の大雨により甚大な被害を受け各地では、様々な対策、対応に追われていると思います。本町におきましては、大きな被害はなかったと聞いておりますが、町民の皆様方におかれましては、コロナ、大雨と本当に気が休まらないことと思います。心よりお見舞い申し上げます。

私自身も、ますます身を引き締め、町の発展のため議員としての職務を全うする思いであります。

それでは、議席番号4番、畠川秀貢でございます。通告にしたがい、一般質問をさせていただきます。

大津町小規模企業振興条例制定について。地方自治体での小規模企業振興条例制定の背景と制定状況、国においては平成26年、6月中小企業小規模企業数が日本の企業数の99.7%、雇用においては約7割を占めており、中でも全国325万社の小規模企業の発展は地域経済の活性化にとって必要不可欠であるとして小規模企業振興基本法を制定しています。同法では、第7条に地方公共団体においては、小規模企業の振興に関する施策を策定、実施する責務が明記され、第9条においては国、地方公共団体等は小規模企業の振興に関する施策が、あまねく全国において効果的かつ効率的に実施されるよう適切な役割分担を担うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないと規定しています。

これを受けて、全国の地方公共団体では、国が定めた同法にのっとり、同法施行以来、小規模

企業の振興に対する地方公共団体としての立場を明確にするため、小規模企業の振興に関する条例を次々に制定しております。令和2年8月時点では47都道府県中45道府県、1,459市町村中597市町村が既に制定しています。本県においては、熊本県をはじめ10市町が制定しており、菊池郡市では菊池市、合志市、菊陽町が制定している状況ですが、大津町では、まだ小規模企業振興に関する条例は制定されておられません。そこで、以下の理由で大津町小規模企業振興に関する条例の制定を提案するものです。

提案理由。大津町における小規模企業数は平成26年経済センサス調べで723件で町内商工業者数1,062件に対して68%、約7割近くを占めており、大津町経済の屋台骨といっても過言ではないと考えます。したがって大津町の経済の活性化には、この小規模企業に関する振興が絶対に欠かせないと考えます。現在、大津町では第6次大津町振興総合計画が折り返しにきておりますが、産業分野の中ではひと、もの、両方が行き交う農商工併進の町を掲げ、商工関係では工業、商業、観光と3つの分野に分け基本の振興計画が示されており、小規模企業に対する振興もこれらに包括されて試作策定が行われ、予算付けされ実施されてきたと理解します。

しかし、これでは小規模企業振興基本法の第7条にある、地方公共団体は小規模企業の振興に関しその地方公共団体の地域の自然的、経済的、諸条件に応じた施策を策定し実施する責務を有するという規定からすると大津町の小規模企業に対する振興を積極的に行う必要があると考えます。そこでもう一步踏み込み、大津町として小規模企業に対する振興の在り方について明確に示し、町内の商工業者の7割近くを占める小規模企業に焦点をあてた具体的な振興を図っていくべきだと考えます。そのためには、まだ大津町では制定を未定になり、小規模企業に関する条例を制定し、大津町としての小規模企業に対する振興についての取組、施政を明確にすることで、国が示した小規模企業振興基本法の第7条にある地方公共団体としての責務を果たしていくことにもなるとして提案するものであります。

いずれにせよ、国が制定した法律に地方公共団体が小規模企業に焦点を当てた振興を図るよう明記してある以上、いつかは大津町においても小規模企業の振興に関する条例を制定しなければならないと思います。現在、コロナ、または変異ウイルス等で苦しんでいる小規模企業のためにもいち早い制定を考えております。なお、本日の質問において第2、第3と質問事項を考えておりましたがコロナウイルス感染拡大等々とうこういった時期でございますので、この一本に絞らせて質問させていただきます。ただ、私が求める回答でなかった場合は再度質疑させていただきます。

町長の見解を求めます。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 西川議員からの御質問にお答えいたします。

小規模企業振興条例についてですが、他の議員の方々からもこれまでに同様の質問をいただいております。行政側としては近隣の状況やその効果の検証などを行ってまいりました。その経緯については、後ほど所管部長のほうから説明をいたします。

私としましては、今回の西川議員の御指摘はもちろんのこと、これまでも出されてきました他

の議員の御指摘等も踏まえまして、検討し条例制定の必要性を強く感じておるところでございます。私が掲げた101の具体策でも町内産業支援や活性化及び地域経済の相乗効果を高めることを掲げておりまして、改めて町としての姿勢を示すとともに、これらを一歩進めるためにも明文化された条例制定が取組の1つとして有効であると考えております。

また、先ほど議員からありましたとおりコロナ禍であえぐ事業者が非常に増えております。そうした中、ポストコロナを見据えた上で、町の状況を維持向上させるためにも今やることには非常に大きな意義があるとは考えております。

なお、制定に当たりましては、先ほど述べた観点から小規模企業だけではなく中小企業も含めた形で進めたいと考えております。近隣市町村の状況も鑑みまして、関係団体の意見もしっかり伺った上で理念としての文章だけではなく、実態としての在り方や関わり方なども整理して年度内には制定できるように整理を進めていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也君） おはようございます。面川議員の小規模企業振興条例がいまだに制定されていないことに係る御質問について説明いたします。

企業関連の振興につきましては、まず平成11年12月に中小企業基本法の抜本的な見直しが行われました。それまで自治体の役割が国の施策に準じる施策の実施とされてきたものが、地域の実状に応じた施策の策定及び実施と見直されました。

続いて平成26年6月には、小規模企業振興基本法が制定されました。この小規模企業振興基本法では、自治体はその区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務が規定されております。先ほど御指摘のとおりでございます。

こうした法の見直しや制定を確認しながら、大津町ではまずは県や商工会等の関係団体と協議し、必要な措置を講じることで実体的な振興策の推進を優先させてまいりました。その上で、条例制定に伴う取組や効果等について情報収集、検証に努めてきたところでございます。

昨年の全国商工会連合会の調査結果によりますと、熊本県では振興条例の制定済みが10市町村、未制定が32市町村となっております。近隣市町の動向としましては、先ほど御指摘がございましたが、菊池市、合志市、菊陽町で既に制定されており、その必要性は町の姿勢を示す意味でも重要であるとの認識でございます。実務的、実体的な振興については、コロナ禍における経済対策支援事業等で商工会や事業者の方々との連携を取りながら、各種事業を展開しており厳しい経済情勢下ではありますが、従来にも増して良好な関係性が築けていると感じているところでございます。

このような状況を踏まえますと、条例制定の環境が整った感がございます。また、町内産業支援と活性化は町長が掲げる施策でもございますので、制定作業を進めてまいります。スケジュールとしましては、商工会をはじめとする関係団体の皆様の御意見もしっかりお聞きしながら、中身を精査し本年度中の制定を目指してまいります。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 面川秀貢議員。

○4番（西川秀貢君） 今、町長と部長のほうから年度内には制定するというので、私も確認いたしました。私は中小小規模企業が地域の経済、雇用を支えている重要な担い手であり、その成長、発展が町民生活の向上につながると思っております。この大津町においても、1日も早く取り組んでもらって、そして小規模企業に対する明確な町の姿勢を示してもらいたいと思います。

以上で、終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午前11時より再開します。換気をお願いします。

午前10時50分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 通告にしたがいまして、一般質問を行います。

まず最初に、子育て支援と少子化対策について質問いたしたいと思っております。資料を出しておりますが、少子化対策大綱といたしまして内閣府が出した資料であります。基本的なことがここに書いてあります。しかしながら、子育て支援は大切ということは誰も当たり前に分かっていることでもあります。しかしながら少子化対策につながっているかどうか。ここが非常に問題でして、これからの社会をどう形成していくかというのは非常に問題であると私は考えております。町の支援策こういったものを見ても、全国的にも当たり前で、出生数の増加に寄与するものではないと私は思います。あくまでも子育ての負担軽減策ではないかなとそういうふうに感じます。

少子化対策といたしまして子育て支援というものも一手かもしれません。しかしながら中学生までの支援策になっておりますけれども、実は子供たちがそれから先、成人になるまでのそこまでのお金が相当膨らむというのは現実であります。ですから教育費は子供が大きくなるほど膨らむと。この現実を直視しなければならないと思います。

そういったことを考えますれば、今後こういった社会になっていくのか、これは第2表で出しておりますけれども、人口オーナス縮小スパイラルのイメージ図とってこれは厚生労働省のほうからのダウンロードであります。わかりやすく書いてあると思います。急速な人口減少これは世界的に減少しているわけでありまして、中国などが非常にこれから先の施策を慌てて打っているという実情もあります。我が日本も大変な状況で、少子高齢化どんどん進んでいるのが実情であります。

そういうことを考えますれば、先ほども一般質問でありますけれども、経済の活性化いろんなものをこれから先に支えていく、日本を繁栄の道に持っていくためには、やはり人口というのは非常に重要な要素であります。この人口がいなければ、それこそ商売におきまして、需要と供給このバランスが崩れるわけでありまして、需要がないところに対してただインバウンドだけ持ってくる。そういった形に望みはそこしかないのかなというふうになってきます。しかし内需も支えながら、そして教育もそして福祉もそういったものも全部支えながら、日本自体自ら回していくとい

うその考えをもとに考えれば、やはり人口増施策は欠かせないと。少子化対策をしっかりやらなければならないと思います。まさにこの少子化対策を言われて久しいですけれども、近未来のことを考えますれば、このイメージ図を見ておわかりのとおり、最終的には一番下の豊かさの低下というものにつながるのではないかなど。まさにこれが未来が明るいものではないと。暗いものになってしまうと。それは避けなければならない。ということは、今我々が打つ手は何があるのかということになってくるのかと思います。

元に戻りますが、少子化対策大綱によりますとコロナ禍で何点も大見出しで出ておりますけれども、果たして税投入効果が現れているのかというのは、少子化に寄与しないという点で、これは税の適正配分にはなっていないというふうに理解できると思います。実際この法律ができて、少子化社会基本対策法ですかね、こういったものできて20年近くたっているのが現実であります。しかしながら効果は出ない。我々が今将来をイメージするのは、この縮小スパイラルのイメージのほうが強いのではないかなどそういうふうに考えます。

ですから、町としましてもこれは町だけの問題ではもちろんありませんが、何らかの対策を打たなければならない。この点についてしっかり議論しないと、未来を我々は作るためにここで議論をして、そして大津町の未来、日本の未来そういったものを作っていこうではありませんか。そういうことを基にこの質問をします。町長と教育長にお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 子育て支援と少子化対策について永田議員質問にお答えいたします。

町では、人口減少、少子化対策を含め地方創生に特化した施策の推進に向けて、大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略を令和2年3月に制定いたしました。この総合戦略に基づき、若い世代が結婚や子育てに夢を持ち、仕事と子育てを両立できる環境整備や、大津町で働くこと、暮らすことの魅力を高める取組を推進してきたところです。これまでも様々な子育て支援策も走行し大津町の出生率は1.92と全国的には高く、かつ若者人口の比率の高さや子育て世代の移住と相まって国内全体で子供の数が激減する中でも一定の数を乳幼児数維持してまいりました。

しかしながら、ここ5年ほどは未就学児数が微減なら減少の一途をたどっているのも事実であります。議員御指摘のとおり、さらなる有効な取組が不可欠だと考えております。

自治体として少子化対策を考える場合、自然増と社会増の両方を考える必要があると思っております。今回、議員御指摘の部分は主に自然増の観点からであると理解はしておりますが、大津町の比較的高い出生率や子供の多さは、立地や行政サービスを含めた様々な環境に引かれた子育て世代が移り住んでこられているという社会増の部分が少なくないと認識をしております。

一方で国立社会保障、人口問題研究所の第15回出生動向基本調査によれば、夫婦に尋ねた理想的な子供数。理想子供数の平均値の2.3人に対して夫婦が実際に持つつもりの子供数、予定子供数は2.01人とギャップがあります。夫婦の予定子供数が理想子供数を下回る理由は、子育てや教育にお金がかかり過ぎるが56.3%と最も多く、高齢で生むのは嫌だからが39.8%、欲しいけれどもできないからが23.5%、これ以上育児の心理的肉体的負担に耐えられないが17.

6%などが続いております。金銭的な理由が過半数を超えておりますが、これらの結果からも少子化対策としての子育て支援を考える場合は、子育て世代が安心して出産育児ができるよう引き続き経済面と育児環境の両面から取り組む必要があると考えております。

実際に総務省の就業構造基本調査によりますと、世帯所得と子供の人数には明確な相関関係があり、年収が高い世代ほど子供の人数が高くなっております。また、国税調査によりますと、3世帯同居世帯ほど平均子供数が多い傾向があり、これには親による人的なサポートがある。つまり支援の環境が整っていることも大きいと分析をされております。

なお、地方自治体の立場で少子化対策を考える場合には、そのみを主たる目的とするのではなく、子育て環境の充実によって安心して子供を産み育てられる世帯が増えまして、結果として出生数が向上する流れをつくるのが理想的ではあるとは考えております。しかしながら、昨日の答弁でもお話ししましたが、妊娠された段階、あるいは子育てを始められた段階で初めて様々な支援制度を知る方も多いと感じております。少子化対策と考える場合には、大津町の各支援策や子育てに適した環境等をわかりやすくまとめ、住民の皆様及び対外的にもしっかりと発信していくような子育て支援の町としてのブランディングやプロモーションを含めた周知拡大も必要だと考えております。そうでなければ議員御指摘のとおり、子育ての支援策にとどまってしまうというふうにも感じております。また議員御指摘のとおり、国や生命保険会社などの様々なデータにより、義務教育以降の高校や大学、専門学校に住む場合のほうが家計への負担は大きくなることと示されております。昨今の国による高校の無償化、また本町においては、本年10月から医療費無償化の対象を15歳から18歳までに拡大するところですが、貧困の連鎖という言葉もある、実態もある中で子供たちが自立するまで社会でも可能な限り支え教育委員会ともしっかりと連携協力しながら時代を力強く生き抜き、さらに時代を支えることができる新たな担い手を育てていきたいと考えております。

子育て支援は各世帯だけの問題ではなく、社会の問題でもありますので、今後も引き続き重要な課題と捉え大津町に住みたい、住み続けたい、子育てをしたいと思っていただけるような環境整備に努めてまいります。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） 永田議員の子育て支援と少子化対策についてお答えいたします。

子供たちは国の未来を担い、次世代にバトンをつなぐ大きな役割を担っております。子育て支援と少子化対策は、子供たちの将来と深く関わりを持つ政策であり、また国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた国民の育成を目的とする教育の役割もまた重要であると認識しております。日本経済団体連合会が実施した直近のアンケートによりますと、学生に求める資質、能力、知識として最も重視されているものは主体性という結果が出ています。この主体性は自ら行動を起こせる、あるいは変革を起こすことと言われております。現在、世界はコロナ禍の中にあり今後も先行き不透明な社会の中で、子供たちはたくましく生き抜いていかなければなりません。そのためにはAI等にはない人間ならではの感性を働かせ、主体的に社会や人生をより豊かなものにしていくそんな資質、能力の育成が不可欠であり、新しい学習指導要領でも令和の日本型学校教育の構築として、正

解主義からの脱却を目指しております。さらに、人生に挫折はつきものでございます。学校においての学びでも、子供たちが将来困難や逆境に直面したときに、しなやかに対応する知識や技能の応用力とともに逆境に負けない心や心の回復力などいわゆるレジリエンスを高めておくことが大切だと考えております。このレジリエンスは、自分はこの困難を乗り越えられるはずだという自分自身を信じる力である自尊感情や、自己肯定感を育てることで高めることができます。子供たちの学びの場面は学校であり、家庭であり、地域ですが、子供たちが頑張ってやり抜いたこと、粘り強く課題を克服したこと。そんな姿を保護者や教師が認めながら自己肯定感を育み、生涯にわたり社会に貢献できる子供たちの育成に取り組んでまいります。

また、大津町ではキャリア教育に力を入れております。このキャリア教育は子供たちが学校の学びと自分の将来とのつながりを見つめながら社会的、職業的自立に向けて必要となる資質能力を身につけていく教育です。小学校、中学校、そして高校まで連携しながら社会との関わりの中で自分の将来には様々な生き方や真の選択の可能性があることを理解し、自分の個性や興味関心と合わせ、主体的に自らの将来を切り開いていくことができる、そんな子供たちの育成を目指してまいります。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

ただいま町長と教育長からもらった答弁では子供は増えないと思います。確かに、なるほどなということ、いろいろ並べられました。それで、子供が増えるならば、今までも増えていますよ。問題はそこから先なんです。結局、私が一番心配するのは次の資料出しましたけれども、ここなんです。格差拡大。町長も指摘されましたよね。やはり、収入が多い世帯のほうが子供は多い。この図を見て、やはり末恐ろしい階級社会に行きついたとかいう形で書いてありますけれども、要は所得というものが世帯所得ですね。大きく関与してくるのではないかなというのは実際。ただ格差が広がるというのは、これは同じ人間として所得が多かろうが、少なかろうがこれが一番いけないですよ。これは幸せではないですよ。やっぱり買いたいものは買えない、食べたいものは食べられないというようなそういったことを起こしてはいけない。

しかしながら、全体の景気がよくならなければこれは難しいんですね。ですからそれから先どうするかというなら人口を増やすことです。子育て施策をすることです。ただ、ここは誰も答えが出せてないですね。私は1案だけはありますけれども、果たしてそれが効果的かどうかはまだわかりません。これは2問目に通じるものですので、2問目を時間的に足りませんので、今から質問しますので、そのあとにちょっとかぶせるかもしれません。

続けて2問目に移りたいと思います。高齢化対策について移ります。

このことについて少子高齢化皆様大きな課題でありますけれども、やはりこれに取り組まなくてはならないということでこの質問をするものであります。地域包括ケアシステムこれは当たり前の日本全国どこでも見るような我が町でも作っております。ですから、これは今までの地域包括ケアシステムの姿であります。しかしながら、介護サービスの給付拡大は止まりません。やはり高齢

化のほうが早いんですね。ですから、それこそお金が足りなくなってしまう。ただ単に出るが多くなったと考えればそうかもしれませんけれども、そういったことで2020年度には介護費用が10兆円、介護給付費を超えております。我が町においても年々増加の一途であります。我が町の扶助費ですね、年々増加の傾向にありまして、先日の決算では38億3,776万円、前年度に比べて3億6,900万円増えています。すごいですよね。10年ぐらいで10億円ぐらい増えてますので、これはどうしようもない義務的経費になってくるかと思えます。慌てて厚生労働省はそういった介護費用の値上げとかいろんなものをしていきますけど、最終的には税率のほうに手をどんどん付けていくのかなとそういうふうに思っております。ただ、そんな中でも介護給付の抑制策に成功した自治体も出てきているのが実態なんです。ですから、やはり行政というものは石橋をたたいて渡るといいますから、やはり先進事例に学んで、そして町に合う形にするというのが一番いいかなというふうに思えます。その中でたくさんあるんですけども、13.2%も減少させた自治体がありまして、高知県の南国市であります。ここが何で同じ地域包括ケアシステムを取って、何で減らすことができたのかなと。私もこれ新聞で見たんですけども、高知県南国市に飛びましてネットでいろいろ調べてみました。出てこないんですよ。何でかなと思ってるいろいろ調べたら、ここのケアマネージャーだけではなくて、保健師や栄養士、理学療法士いろんなプロフェッショナルの方々が介護予防に取り組むという形でプロフェッショナルな軍団で計画を立てるんですよ。ですから、非常にエビデンスがあって効果的なんですよ。

次の資料を見ていただければ、これは厚生労働省からおとした資料ですが、医療分野における根拠、エビデンスに基づく医療としてあります。科学的裏付けに基づく介護科学的介護とはという形で国は既にこういったことを呼びかけているんですね。ですから、この厚生労働省の資料を見れば、一番下の部分に介護関連データベースによる情報の収集分析という形で書いてあります。ここの部分ですけども、結局いろんな形でケアマネージをして、それをどうもデータベース化してビッグデータをそれを分析して、例えば一番いいその方に合った介護の方法を見つけ出すみたいなんです。ここは深くは私もわかりませんが、やはりこれだけ世の中が進んでいってIT、IT言うてですよ。やはりビッグデータを使ってAIを使ってとかいろんな形でこの情報通信技術というのは、ものすごく上がっているわけです。ですから、こういったものをうまく利用しながら給付費を減らしていくというような取組は必要かと思えます。

この点について町での取組の状況と、今後の方向性というものを町長に質問をいたします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 永田議員の高齢化対策について、現在の町の状況と取組み、そして今後の予定についてお話をさせていただきます。

議員がおっしゃいますとおり高齢化、長寿命化の進展に伴いまして高齢化数の増加、いわゆる高齢者の高齢化とともに、要介護認定者も年々増え介護給付費は増加の一途で喫緊の課題となっております。この10年間を比較しても特に要介護1から3の中等部の認定を受けられている方の給付費の伸びが増えております。これは介護サービスを受けながら、住み慣れた地域住宅で安定した

生活を送ることができる、先ほど議員からありました地域包括ケアシステムの理念に沿った形が浸透してきている結果とも言えますが、御本人や家族に与える経済的、精神的負担も重くなってきていることも確かでございます。4年後の2025年には、前期高齢者数よりも後期高齢者数が多くなる状況に転じ、さらには介護認定者数も増加していく見込みとなっております。こちら急増していく見込みとなっております。

そうなりますと、介護サービス利用に伴う介護給付費がさらに増加し、その結果住民の方に御負担いただく介護保険料の上昇にもつながってしまうものと思われま。また支え手となる介護現場におきましても、人材不足により受皿がますます減少し、高齢者が適切な介護サービスを受けられなくなるといった恐れも生じてくる可能性もございます。今後このような事態に陥ることなく、住み暮らす皆様が、持続可能かつ充実した環境の中で高齢社会を生き抜くためには、まずは健康寿命すなわち健康に過ごせる時間をいかに長く延ばし、生涯を元気に過ごしてもらうかが最優先事項と認識しております。昨年度の本町における介護認定申請の最も多い理由は、筋力や認知機能の低下となっております。これらを早い段階で予防していくことで、健康寿命の延伸だけではなく給付費抑制、介護現場の充実と様々なところに効果が波及することと考えております。

そうしたことから本年度からスタートした第8期介護保険事業計画の中で、特に重点を置く施策として健康づくりを含めた介護予防、認知症施策の充実、介護人材の確保、そして給付費の適正化などを掲げております。中でも介護予防や認知症予防に関しては、運動などを通して身体機能や認知機能の低下防止を図れることから筋力低下やフレイル予防のための介護予防事業を重点的に実施していくこととしております。特に今後激増するとされている認知症への対応も早期発見と早期治療が重要であることから、軽度認知障害、MC I の段階から介入していくために、節目健診時等を活用して、独自のMC I チェックを行い病院受診につなげていくなど早期対応にも努めております。また疾病の発症や重症化を予防し、健康面から介護状態になることを未然に防ぐために健診や保健指導等と連携した保健事業と介護予防の一体化事業も本年度から開始し、ハイリスク対象者への個別支援を実施しております。こういった一人一人の状態に応じた個別支援を行うことで医療費や介護給付費の抑制に成功している自治体もあります。一定の効果が発揮できるものと考えております。先ほど議員から御指摘のあった高知県南国市ともまだまだ研究をしていきたいと考えております。また、今後支え手となる現役世代人口が減少していく中で、高齢者自身の問題では解決できない多様な生活ニーズに対応した支援も継続していく必要があると考えております。社会保障の確保、地域福祉推進における公的責任は当然としながらも、行政だけでは対応できない役割を地域や民間企業、団体等のお力添えいただくことでより充実した支援につなげていくことも必要だと考えております。介護だけではなく医療や住まい、生活支援など高齢者を取り巻く環境はますます厳しくなる中で、持続可能な未来への投資を町一丸となって早急に進めていく必要があります。将来を見据え、高齢者自身への自立支援をさらに促すためのインセンティブの導入やエビデンスに基づくより効果のある介護予防メニューなど社会情勢の変化に応じた効果があり、そして効果の見える事業展開をしていきながら引き続き適切な制度運営に努めていきたいと考えております。

その中でも先ほど議員からありましたEBPMエビデンスに基づいた取組というのはしっかりと検証しながら、かつ先進自治体国のデータ等も見ながら活用を図っていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

確かに、今町長の答弁のとおり予防が大切です。介護予防、これは前から言われておりますが、なかなかうまくいかないということで、これ大津町の介護保険事業計画を見ておりますが、基本目標が大きく4点ぐらいあるわけで、その中の2点目に介護予防に取り組む。やはり事前対応が大切だということでもあります。

ただ、この事前対応に導くため例えば1問目に言いました、子供を増やすですね、少子化対策それに対する有効な手段がないのが今現実ではないですか。それをどうやって持っていくか、私もいろいろ長年考えております。このことについて。最近思っているのが、行動経済学このページを見ておまして、ああなるほどなど。ここでナッジと言って肘でそっと押してあげる。そのことによって左なら左、右なら右、正しい方向に導くというような行動科学の分野、こういったものを取り入れたらどうかなど。私は考えました。ですから、そのちょっとした矢印を下に張るだけで人々はそっちに流れるとか、例えば便器の中に小さいハエをかえたらそのずれがなくなったとか。いろいろほんのちょっとしたことなんですね。ですから、行動経済学、行動科学、こういったものを取り入れていくという時代に来たのかなと私は考えております。ですから、これは今後の課題にはなってくると思います。しかしながら、取組む価値があると思うんですよ。やはり何もわからない、ただ人がしたのをただまねするだけじゃなくて、我々は我々で独自の研究をするべきではないでしょうか。少子化対策をうまくいかないと、我々の人生計画、貯蓄の価値も下がっていくんですよ。これは時間がありませんから、言いませんけれども、皆さんの蓄え自体も価値下がりますから、そういうものもちゃんと理解させるような形の施策を今後望むところであります。

これで質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時31分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光議員。

○12番（坂本典光君） こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。

質問事項は川の水を汚すなです。NHKのBS放送では、朝早くからワールドニュースを放送しております。アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、中国、香港、韓国のニュースは毎日流しており、スペイン、シンガポール、インド、ロシア、トルコも時々放送されます。ニュース映像を現地のアナウンサーが説明します。もちろん日本語の同時通訳がついております。コロナ問題は各国に共通する最大の出来事であり、毎日トップニュースです。最近ではアメリカ、ドイツ、フラン

スで何十年に一度の洪水に見舞われたとのこと。アメリカ、オーストラリアでは大規模森林火災、そしてアフガニスタンをタリバンが武力で制圧したこと。今まで人権と民主主義を享受してきて、今後タリバンの下で虐げられるであろう女性たちが暴行を受けながらもデモをしていました。こめかみあたりから血を流しながら1人の女性がBBCのインタビューに答えていました。希望が断たれるくらいなら命は惜しくはありません。各国のニュースにはアメリカや中国はよく出てきますが、日本が話題になったのはオリンピックパラリンピックだけです。それだけ日本の地位は下がっているのでしょうか。何とか頑張っているのは自動車産業だけではないかという気がします。それも電気自動車に移り変わっていく中、安泰ではありません。政府が悪いと批判している場合ではありません。国民一人一人が国に何を貢献できるか、真剣に考え実行すべきときではないでしょうか。

前置きが長くなりましたが、今回はお金をかけずにできることとしてこの質問事項を選びました。長く続いた封建主義は終わり、世界は資本主義の時代に入りました。日本では明治維新がその時だと言われております。物の大量生産の時代です。ここからごみとか水の汚染が始まりました。戦後の高度経済成長から物の使い捨て時代に入りました。大量のごみとともに大量の生活排水が出るようになりました。川の水は黒ずみ悪臭を放つようになりました。昭和42年には公害対策基本法が制定され、昭和45年には水質汚濁防止法が成立し、下水道の水質保全に果たす役割が拡大しました。昭和43年の都市計画法では、下水道は都市施設の1つとして掲げられており、市街化区域内においては道路、公園とともに下水道に関する都市計画を必ず定めるべきものとされています。昭和57年、1982年広報おおづによれば、町では蚊やハエのいない快適なまちづくりのため昭和56年、1981年から公共下水道事業に着手しています。今年度からいよいよ下水管理設工事が始まります。下水道建設には長い年月と多額の費用がかかります。町民の皆さんの御理解と御協力をお願いしますとあります。今から40年前のことですね、そういえば最近ハエを見かけません。生ごみの焼却とも関係がありそうです。いずれにしろ下水道処理と焼却炉でのごみの焼却は衛生的で住みやすい大津町を作り上げてきたようです。その後、家をつくるときには、下水道が利用できない地域では合併浄化槽の設置が義務づけられております。浄化の原理はバクテリアが有機物を分解して沈殿させる。上積みを放流する。その基準はBODが規定の基準を満たすことだと思います。沈殿物には窒素やリンが含まれ、乾燥して肥料やセメントの材料になるようです。果たしてそれで水はきれいになったのでしょうか。確かに魚が住んでいくには問題ないかもしれませんが、合併浄化槽の放流水は匂いが残ることもあるようです。下水道の浄化センターから出る水は確認しております。ユーチューブで川の河口でクロダイが釣れましたという動画をみましたが、ここのは臭くて食べられませんとってリリースしていました。透明で匂いもない川にしたいですね。

以前諏訪湖にリンとか窒素が入りこんで、水草が大量に発生したことがありましたが、その後処理は進んで解決に向かったようです。

日本列島は山が多く雨も良く降ります。清らかな水が川となり、海に流れ込む自然豊かな島国です。先ほども申しましたように、大津町で新しく家を建てるには生活排水を下水道に流すか合併浄化槽で浄化して水路に放水する必要があります。生活排水を直接川に流していた頃に比べたら確

かに川はきれいになりました。しかし、魚が川に戻ってきたというレベルではなさそうです。清らかな川、緑の景色は将来のインバウンドにもつながります。

1 菊池環境保全組合処理施設への搬入は禁止されている灯油、混合油、廃油などの液体が下水道に流されてはおりませんか。灯油などの鉱物油は微生物による分解が困難であり、鉱物油中に含まれる成分によっては、生物に直接影響を与え生息を困難にするものもあり、少量でも下水道に流してはいけないとされております。

2 下水道浄化に悪影響を及ぼす天ぷら油の処理はどのようにしていますか。動植物油は微生物による分解が可能ですが、その分解速度は非常に遅く、川や海に流れ込んだ場合、分解しきれない油が時間の経過とともに酸化され、水中の酸素を消費し、生物などに影響を与えると考えられています。またオイルボールといった浮遊物となり腐敗して悪臭を放つこともあるようです。油200ミリリットル、コップ1杯を川や海に安全に帰すためには、約60トン、浴槽で200杯分の水が必要だそうです。下水道に流された油は下水道管に付着し、詰まりや悪臭の原因になるばかりでなく、大雨のときにはそれらが大量の雨水と一緒に海や川に流れだし水環境に悪影響を与えております。洗剤、石けん、シャンプーの使い過ぎ、カップラーメンの汁の処理など問題は多いと言えます。安易に流されないように広報などで常時注意を呼びかけていますか。気が緩まないように定期的にキャンペーンを行うもよいと思います。

3 学校で子供たちに水を汚さないように教えていますか。

以上、質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 坂本議員の質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり町の豊かな自然、とりわけ水環境を次世代にきれいな状態で引き継いでいくのは熊本の地下水を育む大津町としても大変重要なことだと考えております。現在、下水道浄化センターでは、流入してくる汚水の臭い、成分、汚れの状況を確認し、条例で定める排水基準以下に処理し、白川に放流をしております。今回御質問の灯油、混合油、廃油等の流入については日々の数値改正の中で確認できるものはございませんでした。

しかしながら、家庭で使われる食用油の処理についてはマナー違反があることも考えられますので、今後も引き続き公共下水道事業、合併浄化槽事業ともに適正な使用についての啓発を続けながら公共用水域の保全に努めてまいります。

なお下水道に流せない食用油等については、町内4か所で回収を行うとともに家庭で処理をする場合には、燃やすごみとして適切に排出していただくように町広報等で廃油の適正処理方法を掲載をしております。河川などの水質を守るために行政の役割、事業所の役割、住民の役割が法律や条例でも定められており、1つにはそれぞれができることを地道かつ着実に実践していくことは、水環境を良くすることにつながると考えております。今後も定期的な広報を繰り返し行いながら住民の皆様や企業の皆様と力を合わせ水環境の向上を推進していきます。

また、子供たちへの水環境学習につきましては、現在、町内の小学校の浄化センター施設見学

を行っているところでございます。未来に誇れる美しい故郷を残すために清らかな水環境は欠かすことはできません。しっかりと子供たちに郷土愛が根付くように今後も学びの場を提供していきたいとそうように考えております。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） 坂本議員の川の水を汚すなの質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、環境問題への対応は世界規模の緊急かつ重要な課題となっており、豊かな自然環境を守り次の世代へと引き継いでいくためには、環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが大切です。そのためには様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的、積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが求められます。

学校教育法におきましても、環境の保全に寄与する態度を養うことが義務教育の目標の1つになっており、現行の学習指導要領においても、子供たちを持続可能な社会の作り手として育成することが求められています。

大津町でも各学校において、教科や総合的な学習の時間などで環境教育に取り組んでおり、その一環として浄化センターでの水質保全の学習も行っています。今後も各学校における環境教育を充実させ、児童生徒の環境保全のための実践力を育成したいと考えます。

なお、詳細につきましては、このあと担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） こんにちは。私のほうから汚水処理の状況について御説明いたします。

公共下水道と合併処理浄化槽の汚水の処理方法につきましては、水処理において規模の差はあるものの処理工程はほとんど変わりがなく、流入した汚水をまずは沈殿分離し、次の過程で微生物の活動を利用し、汚水をきれいにしております。

放流基準については、公共下水道事業では、水質汚濁防止法に定められており、その基準はBOD、CODそれぞれ1リットルあたり160ミリグラム以下となっていますが、熊本県の地下水保全条例の中で排水基準はさらに厳しく、BODまたはCOD値は20ミリグラム以下に上乗せ基準となっております。

また包括的民間委託における要求水準ではBODを12ミリグラム、CODを20ミリグラム以下としより厳しい基準を設け運用を行っております。なお、令和2年度における浄化センターの平均実績はBODで3.3ミリグラム、CODで8.1グラムとなっています。現在、浄化センターでは汚水処理した放流水の池に金魚や鯉を飼っておりまして、魚たちは大きく成長し、とても元気に泳ぎ回っている状況であります。

次に合併浄化槽の放流基準につきましては、浄化槽法施行令によりBODの値が決められており、その基準値は1リットルあたり20ミリグラムとなっております。検査の実績については個人での検査のため、詳細な結果は把握は困難ですが、浄化槽協会による法定検査の状況を確認したところ、約96%が適正との結果が出ています。

また農業集落排水施設においても2か月に1回水質検査を実施しておりますが、BODの基準値1リットルあたり20ミリグラム以下に対し、3つの施設処理の平均値が3.9ミリグラムで維持管理を行っております。

今後につきましても公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業ともに適正利用の啓発を続け公共水域の保全に努めていきます。また、国土交通省が9月10日は下水道の日と定め下水道の役割や重要性などについて理解が深まるよう各行事が催されます。9月の町の広報にも9月10日は下水道の日と題した記事を掲載しており、下水道の使用上のルールを掲載しております。さらに下水道使用開始前の排水設備完成検査時には、下水道使用法についての文書を配布し適正な使用をお願いしております。今後も下水道の適正使用について、住民の皆様引き続き御協力をお願いしていきます。

また、子供たちの学習については浄化センター内の施設を案内し、水処理の過程と微生物が汚物を分解する様子を顕微鏡で見るなどして水処理の仕組みや大切さを説明しております。

私からは以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 坂本住民生活部長。

○住民生活部長（坂本光成君） こんにちは。私からは廃油の適正処理等について御説明をさせていただきます。

河川の水質を守るために水質汚濁防止法や大津町環境基本条例におきましても町の責務、事業者の責務、そして町民の責務や協力について定められておりまして、清らかな水を保全するための取組がそれぞれに求められております。

しかし、エンジンオイルや灯油などの適正処理困難物につきましては、一般家庭で使われたものであっても町など行政側で処理をするということできませんので、各個人でガソリンスタンドや販売店に相談してもらったり、あるいは専門の処理業者に依頼するなど適正な処分についてお願いをしているところでございます。

一方、食用油など家庭用廃油につきましては、布などに染み込ませ燃やすごみとして出すこともできますけれども、リサイクルの取組としまして、役場庁舎など町内4か所に設けました家庭用廃油回収所にお持ちいただくことも可能です。昨年度は864リットルをこの制度で回収しております。このようにして集められた食用家庭用廃油は、自動車や建設機械などで使用する高純度バイオディーゼル燃料として再利用されておりまして、役場新庁舎の建設のときには大型クレーンの燃料にも利用されておりました。

そこで、大津町の清らかな川と緑を後世に残していくためにも家庭用廃油のリサイクルなど今からできる取組などにつきまして、広報誌やホームページなどで定期的に掲載しながら啓発を行い、水資源の保全に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） こんにちは。私のほうから学校におけます環境教育について御説明をさせていただきます。

現在、大津町の環境教育については、各小中学校においても積極的に進められております。その狙いは大きく3つございます。

1つ目は自分自身を取り巻く環境に興味関心を持ち、環境に対する豊かな感受性や探求心を持つことです。

2つ目は自ら環境に関する問題を見いだして、追求したり、解決したりするための思考力や判断力を見につけることです。

3つ目は自ら責任ある行動を取り、他者との合意形成を図りながら問題を解決していく実践力を培うことでございます。

つまり一人一人の子供たちが環境に働きかけ、考え、行動化できるようになることが環境教育の狙いであり、そのような資質、能力を育成することが持続可能な社会の作り手の基礎になるものだと考えております。

具体的な水質保全に関する教育課の内容としましては、小学校では1、2年生の生活科で身近な自然と関わる。4年生の社会科では廃棄物処理、5年生の社会科で公害の防止や生活環境の改善、5、6年生の家庭科で環境に配慮した生活などを学習いたします。

また中学校では、理科で自然環境の保全、保健体育科で生活に伴う廃棄物の衛生的管理、家庭科におきましては、環境についての課題と実践などを学習します。さらに総合的な学習の時間において、小中学校とも地域学習の時間を設けており、大津町の自然環境等について調べたり、課題を解決するための方策を考えたりしています。

先ほども御説明がありましたように、浄化センターの見学もこの総合的な学習の時間の中で行われているところです。今後は児童生徒がより主体的に環境問題に関わり、水質保全等に積極的に取り組むことができるように、各学校の環境教育の充実を図っていきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄君） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光君） 日本の学校では、小学校の頃から掃除というのを一生懸命教育の一環として教えてきましたけれども、それは世界の中で日本人がちりを拾ったり、清潔好きだというのは、みんな世界中の人が知っているわけですね。大谷選手も拾ってますよね。やはり次世代を担う子供たちに水の大切さ、水を汚さないようにと教えていくことは、非常にこれは大事なことだと思います。それから町民の方には定期的に呼びかけをしていくと。先ほど述べましたように、これから一人一人の意識が日本を変えていくということで、まずこの水を汚さないようにしようということでみんなで頑張っていこうということで、私の質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。1時35分より再開します。換気のほうよろしくお願ひします。

午後1時25分 休憩

△

午後1時35分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） こんにちは。9月定例会、一般質問最後のラストバッターということになりました。あと一頑張りですので、どうか最後までお付き合いをお願いしたいと思います。

今日の質問は1つ目が若者のスタートをマイナスからにしないため、将来負担についてどう認識するかというものです。（1）と（2）とありますけれども（1）の人口ビジョンの件につきましては、ちょっと時間が不足するようですので、今回ははしょらせていただき（2）の若い世代の将来負担の件について絞らせていただきたいと思います。

若い世代と言いますのは、これから社会に出てくるあるいは社会に出てきて間もない世代というのをイメージしております。今回のコロナ禍で国や自治体の政策には、どうしてもこの世代に対する視点が不足しているのではないかと感じました。しかし、それでもこの世代はこれからの社会を担っていくこととなります。だからこの世代が十分に力を発揮することができないような、あるいはその力を発揮を阻害するような要因というものを作ってはいけないということです。

例をあげれば、経済や教育の格差による貧困の連鎖などの課題が先送りされていないことや、過大な将来負担が残されていないことなど、これが若者のスタート地点をマイナスにしないということになるかと思えます。

しかし、現状はそうではありません。社会保障についてちょっと考えてみたいと思います。資料のほうお願いします。これが高齢者一人を支える現役世代の人数ということで資料が出されております。最近こういう絵をよく見られるのではないかと思いますけれども、すみません修正がありまして、真ん中の2.6年のところは2.6人の間違いでございます。人のほうに訂正をお願いします。1970年には1人の高齢者を支えるために8.5人の労働人口がいたということでありました。おみこし型とか胴上げ型とかいうような言われ方をしております。これが2010年になりますと2.6人に1人ということで騎馬戦型ということになりました。そして、2050年には1.2人で1人を担ぎ上げる肩車型になっていくということと言われております。

こういう状況になっていくわけなんですけれども、そもそも団塊の世代というものが存在して、平均寿命が延びてきました。そして出生率が低下してきました。この3つの三題話を合わせれば、こういう結果になるということはわかりきっていたことなんですね。ところがこういう問題に対しての対策を先送りをし続けてきた結果、こういうことになってしまっているということです。いろいろ考えることはあるんですけれども、まず目に見える最も目に見える将来負担である借金を切り口にして考えてみたいと思います。

町においては、その主なものは、地方債、町債という借金になりますが、これ町や会計が連結している団体等の借金ということになります。この地方債の果たす役割について総務省はこのように説明をしております。地方債の機能ということですが、1つが財政支出と財政収入の年度間調整というものです。それから住民負担の世代間の公平のための調整というものです。この2つに共通しますのは時間ですね。時間の差を埋めようとするという考え方になってくるかと思えます。しかし、人口減少と高齢化でこの考え方は成り立たなくなってきました。例えば1.5億円の

起債借金をしたとします。問題を単純化するために金利はゼロと考えますが、これを30年で返済するとした場合、均等払いであれば年間毎年500万円の返済をすることになります。これを1万人で返済すれば一人あたり500円です。しかし、9,000人で返済すれば一人あたり555円ということになるわけです。

つまり30年間の間に返済する人が1割減れば、一人あたりの負担は11%大きくなる。そしてそれだけではありません。もう1つここにあります将来便益を受けることとなる高世代の住民という言葉がありますが、便益を受けることになる高世代の住民の数が減るわけです。

ということは、そもそもの投資の効用が下がるということになります。投資の効用は0.9倍になりますね。こうした場合に30年後においては、住民の負担は相対的には20%ほど増えるということになります。これは世代間の負担の公平とは言えないのではないかとということです。

つまりこれまでの地方債の考え方の1つが成り立たなくなっているということですね。

とすれば起債を最小限に抑制し、なおかつより早く返済していくというようなことが求められていくことになります。そしてさらに大きな問題は、将来投資とは言えない借金です。臨時財政対策債というもので、平成14年度に導入をされました。それをこれですね、一般財源の補完ということで、国が地方交付税の財源不足を補うための本来は特例的な措置だったわけです。これは本来国が地方に交付すべき地方交付税を国の財源不足のため地方に肩代わりの借金をさせるものです。これは将来に向けた投資とは言えず単なる赤字補填ということになります。形式上は、臨時財政対策債の返済の財源は国が交付するというようになっておりますが、実際には理論償還という言葉は換金できない空手形にすぎないもので、借金返済を先送りしているものということになります。国が本当に返してくれるとは、もはや誰も思っておらず、このことに財政の専門家は強い懸念を示しており財政の禁じ手であるとして、廃止を求めています。

これは、地方債残高と臨時財政対策債の推移です。まずこれは全国版ということになります。臨時財政対策債の全自治体の状況見ますと、地方債の総額というのは、ほぼ横ばい140兆円です。とおおむね横ばいの傾向があります。先ほどの年度間、世代間の負担調整に関わると言われる地方債、いわゆる普通建設事業債につきましては、このように減少の傾向にあると。総額を保ちながら、いわゆる本来の意味での地方債というものは、減少していきながら臨時財政対策債というものが増加していつているという傾向があります。

これを大津町においてはどうかということになりますが、大津町の場合は、これが熊本地震の影響が若干ございますので、その分は考えなければいけません。この傾向、全体の傾向ですねが先ほどの全国の傾向と大きく異なっていることはわかるかと思えます。地震後、町は起債借金に慣れてしまったのではないかと懸念する意見も出てきております。一度しっかりと起債の在り方、抑制について強く意識する必要があるのではないかとということです。

もう1つは、例え投資的な起債であっても、その事業費をどう抑えていくかということです。例えばここ数年で学校の増築が幾つかありました。その中で本当に建物は鉄筋コンクリート造りである必要があるのか。鉄骨造りでもいいのではないかとというような意見がありました。子供の数が

減っていくのであれば、寿命は短くとも低コストの工法で良いのではないかとの考え方なんですけれども、計画の中ではそういった視点が欠けていたように見えます。

これまでのように無自覚に以前と同じという選択を繰り返すことはもうできないということになるかと思います。それから以前に工事の入札における落札率が高すぎるという指摘もしました。指名競争入札においては、町の企業を優先しております。しかし、本来町の工事を繰り返し受注している企業であれば、段々企業の経営体力がついてきて、結果、落札率は低下していくというのが自然な姿ではないかと思います。こうした単純な町内企業優先を無反省に繰り返している現状も将来負担の拡大につながっていくということです。今後の調整の運営において、少しでも将来負担を抑えるために起債や過大投資の適正化が必要であると考えます。

どのように取り組まれるのか、町長の見解を伺いたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

幾つか御質問いただきましたが、一旦通告書に沿った形で答弁をさせていただきたいと思っております。また人口ビジョンの話割愛されたところもありますけれども、今町のほうで集計している、出している人口ビジョン、人口推計値について少し甘いと御指摘も以前いただいておりますので、その点に関しましては厳しめの推計も作った上で、財政計画等立てていきたいと考えております。

その上でですけれども、2点目の起債過大投資の適正化を図るため、どう取り組むかにつきましては、大津町の地方債残高は令和2年度末、175億6,569万5,000円で熊本地震の影響や社公金事業庁舎建設等で議員御指摘のように増加傾向にございます。また今後も学校整備等により多額の発行が想定されます。町政債の発行につきましては、世代間での負担の平準化という意味合いもありますが、御指摘のように人口動態の変容も想定される中で、課題に将来の負担を回さないように町の人口等考慮しながら計画的な町債の発行を行うとともに、基金等も活用しながら相対的な負担の増加にならないように計画的な財政運営に努めていきたいと考えております。

また、議員おっしゃいますように従来の考え方だけでは、今後将来負担が大きくなることも想定されますので、そのことを十分念頭におきながら、新たな財源の確保としてふるさと納税の拡充や新たな職種の企業誘致などにも努めるとともに、固定資産価値の向上や移住推進などによる安定的な財源確保にもしっかりと取り組んでいく所存でございます。

また、事業発注の考え方についてですけれども、入札参加資格申請を提出している業者の中には、九州内や熊本県内における実績を有する大規模企業もありまして、低価格での調達の可能性は否定はできませんが、基本的には雇用は税収の源泉ともなる地場産業育成及び町内産業全体の活性化の観点にも重きをおいた発注を行っているところでございます。この点につきましては、私の政策の中でも町内での資金循環を掲げておるところでございます。ただし、同品質帯で町内事業者と町外事業者の価格が著しく異なるようなことがあれば、納税者である住民の皆様の御理解も得られませんので、品質の良いものをできるだけ安くという観点については、引き続き事業の発注時にお

いて考慮する必要があると考えております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） おおむねそういう答えになるんだろうなというところがあったわけですね。私としては、もう少し具体的な手法ですね、関連的には例えば財源の確保に努めるとか、いろいろあったわけなんですけれども、具体的な方法として基金の活用というのがありました。つまり基金というのは何を指すかという、恐らく減債基金を指すのではないかと考えておりますけれども、減債基金をきちんと積み立てていくための仕組みを作るとかですね。あるいは、投資の過大なものを防ぐように考えていきます。深くより良く検討していきながらというようなことだったと思うんですけれども、そうではなく、それを形としてどう実現するかと。いわゆるBC分析と言いますか、費用減益分析です。この手法を取り入れますとかですね、様々な具体的な方法というものが期待できるのではないと思うんですよ。それから入札の話にしましても経営事項審査というのがあるわけなんですけれども、その中で経営体力の向上を1つの条件にするとかですね。いろいろ具体的な方法で将来負担を減らしていくというような考え方をぜひ取り入れていただきたいというものです。そういったもう少し具体的な手法について、コメントがあればお願いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 将来への負担増に対して現時点でわかっている中でどう対応していくかということの御質問だと思います。

起債と事業費関係の話がございましたけれども、起債の抑制については必要な部分についてはできるだけ有利な起債をとということで考えてきたところですが、ただ、どうしても財源的なものがございまして、単年度予算の中で調達できないものについては、できるだけ有利な財源を使うことによって対応していきたいと考えております。

一方で、先ほど臨時財政対策債の話がございましたけれども、基本的に単年度の財源不足の中では地方交付税で国が面倒を見るということになっておりますけれども、先ほど説明がありましたように、基本的に交付税では手当せず、それを地方自治体で臨時財政対策債で借りるというような減少があっているものですから、まずはそうならないように、きちんと必要な財源を国のほうで地方交付税として対応するとそういったことで、国のほうにはしっかりと申入れをしていきたいと思っております。その中でどうしても借りなければならないものについては、臨時財政対策債あたりを借りながら利用していくということになります。

ただ、できるだけ早く返したほうがいいものについては返すべきではないかと御質問もございましたけれども、臨時財政対策債非常に今の起債の中で割合大きな部分を占めておりますけれども、これを返すとなりますと、一般的な市場の金融からの借入れとは違いまして、財政融資関係で財務局から借りている都合上、どうしても本来負担する金利を手数料として返さなければならないということでトータルの負担というのは変わらないものですから、これが仮に普通の一般の市場銀行であれば早めに返して金利分を取ることが考えられますけれども、臨時財政対策債についての前倒しでの償還というのは非常に厳しい状況かなと考えているところでございます。

また、一方で事業費の抑制もやっっていかなければならないということで、ここ2年ほどで公共施設の総合管理計画を当然作っております。その中で40年の中で更新費用25%を削減するという目標を立てておりますので、その中で今個別計画を立ててそれぞれの所管課のほうで、いろんな事業調整をしております。改めて振興総合計画を作るに当たりまして、向こう5年間の事業費の聞き取りあたりをしておりますので、その中で何を優先的にめりはりをつけてやるかということについては、そういった聞き取りの中でやっていって、振興計画の中では盛り込んでいきたいと思っていますところではあります。

それから、最後の工事の落札率の件ですけれども、これについては基本的に地場産業の育成という観点から、地元でできるものについては地元で調達ということで考えております。ただ、これについては当然いろんなところから見積りをとって、より競争性が働くような形と事務手続はしっかりと進めていきたいと思っています。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） おおむね最初の話が繰り返されたような中身になるかと思ひまして、具体的にどう取り組みますかということをお尋ねしたつもりだったんですけれども、考え方としては、より検討を深めながらやっていくと。そうならないように気をつけながらやっていくという話ではあったのではないかと思います。

今回は、非常に抽象的な問いでございますので、答えをそこで求めても仕方ないかというところもあるかとは思いますが、今後、確かに起債額、将来負担が増えてきているということはこれは事実でございますので、それをどのように抑制していくのかという視点についてはしっかりとをもって進めていただければと思います。

2問目に移ります。資料のほうをお願いします。

タイトルが、トイレットペーパーと生理用品はどう違うかということで、ちょっと変なタイトルになっているかと思ひますけれども、もちろん私のしたいのはこのままの意味ではございません。ちょっと読み上げますと、多様な教育機会の補償は必要ではあるが、現状では学校は多くの子供たちにとっていかなければならない場所だと。しかし生理用品を買うことができないとの事情で学校に行くことをためらう子供がいるとも言われている。生理の貧困への取組が各地で行われている。学校に生理用品をトイレットペーパーと同様に常備することはできないかという問いでございます。

貧困という言葉が出てきました。コロナ禍で拡大した貧困による課題が表面化したという面もあるかと思ひますけれども、実際にはこれまで表面化しにくかったというだけで、ずっと以前からあった問題ではないかと考えられています。しかし何も貧困だけが問題なのではなくて、そもそも子供にとっては自分自身で生理用品を購入するということが、ハードルになるということです。学校について考えますと、私は先ほど申しましたように多様な教育機会の補償が必要だと考えておりますが、子供たちにとって学校は行かなければならない場所です。そうした場所においては、日常生活に必要なものが備えられていることが望ましいと考えます。その例がトイレットペーパー、最近ではこのトイレットペーパーの常備と同様に、生理用品の常備する自治体が増えてきておりま

す。これは貧困対策という福祉の問題ではありません。福祉の問題であれば、常に対象論が付いて回ります。誰を対象とするのか範囲や線引きをどうするのか、さっきもそういう話が出てきましたけれども、そういうものではなくて、ソフトインフラ、社会の仕組みとして位置付けていただきたいということです。

資料は内閣府の男女共同参画局が行った調査結果です。7月20日時点で600以上の自治体がこうした取組を開始しております。実施に当たってどんな課題があるかというのは、ここで答えていただく必要はありません。たくさん事例がありますので、その中で答えは出ております。

ぜひ、大津町でも取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） 佐藤議員の生理用品のトイレ常備についてお答えさせていただきます。

生理の貧困とは生理用品を買うお金がなかったり、生理用品を利用できない環境にあたりすことを指すと言われ、新型コロナウイルス感染症の影響で本町におきましても、保護者の収入が減少し、新たに生理の貧困となってしまう児童生徒の増加を危惧するところでございます。

女性の生理は、思春期の体の変化とともに始まるため、小学生の頃から大人の体に近づく現象であることを学んでいますが、生理用品が使えず不衛生な状態になることで、体に変調を来す危険性などもあり、生理用品は清潔で健康な生活をする上でも、不可欠なものであると考えます。町内小中学校における児童生徒への生理用品の提供の現状としましては、全ての小中学校で生理用品を準備できない児童生徒に対し、保健室において、児童生徒の心情に配慮しながら配布しております。

今後のトイレへの常備の可否につきましては、衛生的な面での心配、児童生徒の養護教諭と関わる機会の減少、補充管理の心配の声などもありましたが、全ての小中学校長からは、取組をぜひ進めたいとの意向が聞かれています。教育委員会としまして準備ができる学校から、順次トイレへの生理用品の常備について進めてまいりたいと考えています。

また町長部局とも連携し、災害備蓄期限が迫った生理用品の有効活用についても取り組んでいきたいと思っております。今回の生理の貧困につきましては、単にトイレに生理用品を配置すればよいということではなく、学校教育における性教育に深く関わる事柄でもあります。男女が互いの性を理解し合い、人間として互いの人格を尊重しあう態度を育成することが大切であり、今後も各学校における取組を深めていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 非常に前向きに取り組んでいただけたということで、お答えを頂きました。ありがとうございました。

思ったより時間が余ってしまいましたが、これで終わりたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） これで一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後1時59分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

# 令和3年第5回大津町議会定例会会議録

令和3年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

令和3年9月17日(金曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎      2番 田代 元気      3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢      5番 大塚 益雄      6番 三宮 美香 7番 山部 良二      8番 山本 富二夫      9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二      11番 大塚 龍一郎      12番 坂本 典光 13番 永田 和彦      14番 津田 桂伸      15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄																																																				
欠席議員																																																					
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴																																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>金田 英樹</td> <td>会計管理 者長</td> <td>元田 正剛</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>佐方 美紀</td> <td>兼 会計課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>藤本 聖二</td> <td>総務部総務課主幹</td> <td>吉良 元子</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>兼 行政係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民生活部長</td> <td>坂本 光成</td> <td>兼 法制執務係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>総務部財政課課長補佐</td> <td>大塚 昌憲</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長</td> <td>兼 新型コロナウイルス感染症対策室長</td> <td>矢野 好一</td> <td>教育 長 吉良 智恵美</td> </tr> <tr> <td>産業振興部長</td> <td>併任工業用水道課長</td> <td>田上 克也</td> <td>教育 部長 羽熊 幸治</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>教育 部次長 平岡 馨</td> </tr> <tr> <td>都市整備部長</td> <td>村山 龍一</td> <td></td> <td>農業委員会事務局長 高橋 和秀</td> </tr> <tr> <td>総務部次長</td> <td>兼 総務課長</td> <td>白石 浩範</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>兼 選挙管理委員会書記長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部財政課長</td> <td>清水 和己</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	金田 英樹	会計管理 者長	元田 正剛	副町長	佐方 美紀	兼 会計課長		総務部長	藤本 聖二	総務部総務課主幹	吉良 元子			兼 行政係長		住民生活部長	坂本 光成	兼 法制執務係長				総務部財政課課長補佐	大塚 昌憲	健康福祉部長	兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	矢野 好一	教育 長 吉良 智恵美	産業振興部長	併任工業用水道課長	田上 克也	教育 部長 羽熊 幸治				教育 部次長 平岡 馨	都市整備部長	村山 龍一		農業委員会事務局長 高橋 和秀	総務部次長	兼 総務課長	白石 浩範				兼 選挙管理委員会書記長		総務部財政課長	清水 和己		
町 長	金田 英樹	会計管理 者長	元田 正剛																																																		
副町長	佐方 美紀	兼 会計課長																																																			
総務部長	藤本 聖二	総務部総務課主幹	吉良 元子																																																		
		兼 行政係長																																																			
住民生活部長	坂本 光成	兼 法制執務係長																																																			
		総務部財政課課長補佐	大塚 昌憲																																																		
健康福祉部長	兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	矢野 好一	教育 長 吉良 智恵美																																																		
産業振興部長	併任工業用水道課長	田上 克也	教育 部長 羽熊 幸治																																																		
			教育 部次長 平岡 馨																																																		
都市整備部長	村山 龍一		農業委員会事務局長 高橋 和秀																																																		
総務部次長	兼 総務課長	白石 浩範																																																			
		兼 選挙管理委員会書記長																																																			
総務部財政課長	清水 和己																																																				

## 会 議 に 付 し た 事 件

発委第 4号	「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について
議案第50号	大津町新庁舎来庁者駐車場外構工事請負契約の締結について
同意第 5号	大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 4 号) 令和 3 年 9 月 1 7 日 (金) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決
- 日程第 4 発委第 4 号 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について  
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 5 議案第 5 0 号 大津町新庁舎来庁者駐車場外構工事請負契約の締結について  
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 6 同意第 5 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから本日の会議を開きます。

#### 日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

#### 日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 2 各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。  
永田和彦経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に、令和 3 年 9 月 6 日におきまして付託されました案件について、議会会議規則第 7 7 条の規定により御報告申し上げます。  
当委員会に付託されました案件は、議案第 4 2 号関連、議案第 4 4 号、議案第 4 7 号、議案第 4 8 号、議案第 4 9 号、認定第 1 号関連、認定第 3 号、認定第 6 号、認定第 7 号、認定第 8 号の 1 0 件であります。

当委員会は、9月7日、審議の前に、所管事業の9か所の現地調査を行い、その後、委員会403号室において、執行部より付託議案の説明を求めながら、審議を行いました。

それでは、審議の経過については、お手元に配布の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告いたします。

まず、議案第42号関連、令和3年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

産業振興部農政課におきましては、委員より、説明のあった3つの補助金申請の流れは、どのようになっているのかの問いに、執行部より、環境保全型農業直接支払交付金は、町を経由して県や国へ申請を行います。経営継承・発展支援事業補助金は、国の補助金ではありますが、事業実施主体が一般社団法人全国農業会議所となっておりますので、県を経由せず、直接、町から全国農業会議所へ申請を行います。産地生産基盤パワーアップ事業補助金は、町を経由して県や国へ申請を行いますとありました。

委員より、このような補助事業は、町が事業に関する周知をして申請があったものか。本人が情報を得て、町へ申請があったものなのかとの問いに、今回の3件の補助事業は、農家や事業者の方が情報を得られて、町に相談に来られ、申請を行ったものです。

また委員より、補助率の高い補助事業に関する情報は、町から農家の方へ通知しているのかとの問いに、執行部より、補助事業については、認定農業者の方へお知らせしておりますと答弁がありました。

産業振興部商業観光課におきましては、委員より、明日の観光大津を創る会助成金を桜まつり分の100万円減額し観光協会への委託費へ充てているが、毎年このような方針で実施していくのかとの問いに、執行部より、明日の観光大津を創る会に桜並木の警備を行っていただいていたのですが警備を発注するだけで、まちづくり団体として桜まつりが思うようにいかないため町にお返ししたいとの相談がありました。それを受け、町の直営で行うのか、観光協会に行っていただけるのか相談しましたところ、観光協会が引き受けていただけるということでしたので、その分の費用を明日の観光大津を創る会から観光協会に替えるところであります。

ただ、これは警備代だけですので、桜まつりを行うかどうかは観光協会の判断にお任せしたいと思っておりますと答弁がありました。

委員より、事業予定が挙げられているが、役員が中心となっていくのかとの問いに、執行部より、観光協会の理事会に諮りながら進めていますので、理事を主体として取り組んでおられますが、現在、理事の一人の方を中心に取り組んでいただいております、どうしましても事務局が必要な状態です。今回は事務局体制を整備できるよう補正予算を計上しております。

また委員より、観光協会が役員をされている方も他の団体と重複している人が多い。皆がボランティアで実際に実施できるのか。全員協議会では説明もされた3年計画で進めていくのならば、しっかりと予算付けしていかないと3年後は同じことの繰り返しになってしまうのではないのかとの問いに、執行部より、観光協会の理事会では大津町の観光を盛り上げたい、もうひと踏ん張りさせてほしいということになり、予算を計上させてもらい、しっかりと取り組んでいきたいということ

になりました。

また委員より、観光協会の事業が多すぎる。スクラップアンドビルドで効果を検証していかなければならない。祭りごとに主要団体が決まっていれば集中できるし検証もできる。一度は観光協会にまとめようということになっていたが無理が出てきているのではないか。ボランティアでは続かない。もうけが出る事業を行うことが大事である。このように事業を並べると本当にできているのかと思われるのではないかと問いに、執行部より、観光協会のやるべきことのすみ分けをしようと観光ビジョンを考えていただいております。イベント関係は既に運営主体が固まっていますので、そこにお任せしようと考えております。今後は、スポーツ文化コミッションを充実させながら大会誘致などを行っていきたいと考えております。それもありまして、桜並木の警備は請け負うが桜まつりまで行うかどうかは不透明な状況でありますと説明がありました。

都市整備部建設課におきましては、委員より、調整池の土砂浚渫を行わなかった場合どうなるのか。10年周期ということだが、竣工時を100とすれば現在の能力がどの程度算出できるのかとの問いに、執行部より、10年周期で、約40か所を計画的に浚渫している状況であります。能力を保つため、泥水等の流入量や排出機能の確認が必要だと考えております。調節能力が機能しているか維持できているかなどを定期的に考えると、10年が妥当だと考えておりますと答弁がありました。

委員より、能力が、100から50に落ちたからあふれるなどの数値的なものがあると思われる。周期は短い方が良いが、能力評価は必要である。現在は水もたまっているわけではない。いざという時に調整機能を発揮してもらわないといけないが、機能低下がどの程度なのかという指標があるべきではないかと問いに、執行部より、突発的な豪雨などもあるので、オーバーフローなどの状況も確認していきますと答弁がありました。

また委員より、調整池があふれた事例はあるのかとの問いに、執行部より、幾つか発生した事例があるので、住民の不安を払拭できるよう基本的な対策を考えておりますとありました。

また委員より、規模による基準はあるのかもしれないが、想定より堆積土砂が少ない箇所もあると思われる。補助金がない事業なので、一律10年周期のサイクルは見直していかなければならないのではないかと問いに、執行部より、今は1巡目の箇所がほとんどで、10年でどの程度堆積したかを1巡目の浚渫で把握し、この実績を基に浚渫計画を検証します。造成後間もない箇所についても、住宅等が建つまでは、土砂流入が多い傾向にある箇所があり、大雨で調整池そのものが崩壊した箇所もあるため管理は重要であります。それぞれに基準等が必要と考えておりますとありました。

意見といたしまして、箇所によって土砂流入量が異なる。定期的な維持管理ではなく、国庫補助等がなく町単独費を投入するため、基準を作って予算を削減できるよう考えてもらいたい。実績を基に検証をお願いするとありました。

議案第42号関連は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号、令和3年度大津町外4ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてであります。

さしたる質疑はありませんでした。

議案第44号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号、令和3年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

さしたる質疑はありませんでした。

議案第47号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号、令和3年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」であります。

さしたる質疑はありませんでした。

議案第48号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号、令和3年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてであります。

さしたる質疑はありませんでした。

議案第49号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号関連、令和2年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

農業委員会におきましては、委員より、農地情報公開システムとは全国農地ナビのことかと思われるが、利用者数は把握しているのかとの問いに、執行部より、利用者登録等が必要ないため、利用者数の把握はできておりません。

意見といたしまして、有用なシステムだが、知らない農業者が多いように思える。広く周知していただきたいとありました。

また委員より、農地利用最適化交付金についての説明で実績に応じた金額とのことだったが、その実績によってどのような改善が見られたかと言えるのかとの問いに、執行部より、人・農地プランなどの計画に沿って担い手への集積が進み、営農の効率化を図ることができました。今後も農業委員会活動によって、大津町の農業が発展していくように努めてまいりますと答弁がありました。

産業振興部農政課におきましては、委員より、農業次世代人材投資事業の交付期間が終了した方は、全員が経営の安定につながっているのかとの問いに、執行部より、農業次世代人材投資事業の交付期間が終わられた方には、3年間の就農状況報告書の提出を行っていただいております。農業を継続されていることだけでなく、所得等も確認をさせていただいております。就農状況を確認する中で、一生懸命やっているが、所得に結びつかないという方も実際におられます。また、認定農業

者の認定を受けられた方もおられますと答弁がありました。

また委員より、農業次世代人材投資事業の交付期間終了後も、経営が安定されていない方が活用できる補助金はないのかとの問いに、執行部より、新たに認定農業者になっていただき、認定農業者が使える有利な融資を活用して経営を安定させていただくことが1つの方法かと思いますが、認定農業者であっても経営安定のための補助事業はなく、施設や機械導入等の補助事業しかありませんと答弁がありました。

また委員より、食料産業・6次産業化補助金の事業主体の法人は、何を作っているのかとの問いに、執行部より、健康茶を作っておられます。今回、ヨーロッパに輸出するために改修を行ったものでありますと答弁がありました。

また委員より、ヨーロッパで健康茶は売れているのかとの問いに、執行部より、健康ブームで売れているようであると答弁がありました。

また委員より、養豚農場野生動物侵入防止柵整備緊急支援事業補助金は、国の義務化に伴う整備とのことだが、義務化されたのは侵入防止柵を設置するということかとの問いに、執行部より、その通りであります。柵等の設置によるイノシシ等の野生動物対策が義務化されておりますとの答弁がありました。

また委員より、侵入防止柵の設置は、現段階で全て完了しているのかとの問いに、執行部より、補助を活用された方と、自費で整備された方がおられますが、全て完了しておりますと答弁がありました。

また委員より、侵入防止柵は長く持つのかとの問いに、執行部より、基礎のある金属製の柵を設置しておりますので、効果は長く得られると思われましてと答弁がありました。

また委員より、イノシシの有害鳥獣の捕獲実績は昨年と比べてどうかとの問いに、執行部より、令和2年度の捕獲実績は231頭となっております。平成30年度は54頭、令和元年度は113頭となっております、捕獲頭数は2年連続で倍となっております。委員より、捕獲頭数が増えたということは、抑止力になっているということかとの問いに、執行部より、捕獲頭数が増えても、被害が減ったという話はなく、山に近い地域では、有害鳥獣による被害の相談が多いのが実情でありますと答弁がありました。

また委員より、圃場整備事業で、当初のスケジュールと比べて、進捗はどうなっているのかとの問いに、執行部より、県の埋蔵文化財の試掘調査等の影響により、当初の計画と比べると、期間を1年延長することとなりましたと答弁がありました。

また委員より、埋蔵文化財の試掘調査後の状況を考慮したスケジュールと比べて、進捗状況はどうなのかとの問いに、執行部より、圃場整備事業を予定している地域内にも何箇所か文化財がありました。教育委員会との協議の結果、県にも申請を行い、本調査が必要ないという回答を得ましたので、令和4年度の採択申請を目指していく予定となっておりますと答弁がありました。

産業振興部企業振興課におきましては、委員より、企業誘致活動では熊本県へ誘致を行うため競争するところであるが、その後の熊本県下の競争はどのようにしているのかとの問いに、執行部

より、以前は、全国規模のセミナーに大津町以外は参加しておらず、独壇場の状況でした。その後、他の自治体も参加されるようになり県内の競争が激化している状況であります。町としましても、他の自治体が参加されないセミナーにも積極的に参加し、町の優位性をPRするチラシを配布し、一步先行く誘致活動を進めていきますとありました。

また委員より、企業誘致の戦略について明文化しているものはあるのかとの問いに、執行部より、歴代の担当課長からの伝統的な戦略を含めしっかりと引き継いで受けております。また、今回新たにIT系企業誘致の戦略も取り組んでいきたいと思っておりますと答弁がありました。

また委員より、町内の2輪車製造企業が連結決算に移行したことで法人町民税が一気に落ち込んだ経緯がある。同企業からの法人町民税について町内の従業員数に応じた案分で税収が入ってきていると思うが、現在の状況はどうなっているのかとの問いに、執行部より、2輪車製造企業につきましては、以前は連結決算をしておらず、従業員数に応じた法人税割額も税収として入っていました。しかし、連結決算後、本社一括納税方法に切り替わり、町には法人町民税均等割額のみとなり、以前に比べますと法人町民税の額が落ちている状況であります。納税方法につきましては、企業判断になり強制はできませんので、納税とは別に企業版ふるさと納税の周知を図ることも1つの方法と考えておりますと答弁がありました。

また委員より、企業と意見を交換する中で、人手不足を問題視していると思われる。人材の確保を企業は期待しており取組についてはどうかとの問いに、執行部より、地元で県立高校が3校あり、総合学科の翔陽高校におきましては、6月に町企業連絡協議会主催による企業ガイダンスを開催いたしました。町内から17社の企業が参加し、仕事の内容や福利厚生等の説明、生徒との意見交換が行われ、その後のアンケートでも9割以上の生徒がとても良かったとの回答がありました。翔陽高校では県内就職率が90%、町内就職率も20%と高い割合でありますので、引き続き、継続できるよう地元で育ち、地元で働けるような環境づくりを町企業連絡協議会と連携しつないでいきたいと考えておりますと答弁がありました。

産業振興部商業観光課におきましては、委員より、求職活動証明は申請すれば印鑑はもらえるのかとの問いに、執行部より、本人の申告に基づき押印しています。以前は生涯学習センターで無料職業紹介所を設けていましたが、1階に貼っている求職情報を見ると求職活動とみなされますので証明書に押印しております。

また委員より、以前から言われているが、観光を充実させるためにはWi-Fi整備が懸案事項となっているがなかなか進んでいない。Wi-Fiが整備されると人がそこに留まる。効果を検証するのは難しいかもしれないが、最低限のインフラ整備として投資していくべきではないのかとの問いに、執行部より、Wi-Fi整備につきましては以前から話が出ております。特にインバウンドの需要が見込まれる場合は、外国人の方はWi-Fiがないと苦労されていることが多くあります。担当課と協議しながら観光面でできることを検討していきますと答弁がありました。

また委員より、岩戸溪谷遊歩道の復旧費はどのくらいかかるのかとの問いに、執行部より、試算では870万円となっておりますが、機械が入らない場所については歩掛がなかったため、概算で

出していただいております。精査すると1千万円超くらいになるのではと考えておりますと答弁がありました。

委員より、復旧すると決めたならば早く実施しなければならない。下にトイレがあるのはこのために整備しているのではないか。また、工事には熊本地震復旧基金や電源立地交付金は使えないのかとの問いに、執行部より、今回の調査は復興基金を使っております。工事にも使えるかは確認します。また、地元も早期復旧を望まれております。ただ、神殿の復旧をどのようにするのか、電源立地交付金が見えるかどうか担当課と協議をしておりますので、まとめ次第、本格的に整備を考えておりますと答弁がありました。

また委員より、政教分離には抵触しないのか。公金を投入していいのかしっかりと調べておかなければならないとの問いに、執行部より、地域コミュニティ施設の再建では熊本地震復興基金が使われておりますので、その方向で実施できないかを考えております。また、地区としてどれくらい負担ができるのか話をしましたが、地区のほかの神社も被害を受けておりますので、岩戸神社までは費用面で厳しいのが実情でありました。町としてどこまで負担できるのか、慎重に地元と協議しながら進めていきたいと思っておりますと答弁がありました。

委員の意見といたしまして、コロナ関係予算でこれまで支援してきた飲食店が150件程度あり、その内100件程度借入れをされており、苦勞されている実態が浮かび上がっている。前回の支援から時間も過ぎてきている。今後は町の方向性が重要になってくると思われる。ワクチン接種は進んでいるが、まだ混沌としている。経営を止めようと思う事業者も出てくる。町からの支援をどこまでできるかなどの判断が必要になってくると思われる。公金を出すには根拠が必要となるため、近隣自治体や類似自治体の情報収集をお願いするとありました。

都市整備部都市計画課におきましては、委員より、あけぼの団地3号棟改修工事は、繰越しをして工事を行っているが、着工して現在までに、請負業者からコロナの影響による相談は受けているかとの問いに、執行部より、今回の改修工事は、コロナの影響を考え、仮住まいの住み替え期間に消毒や隔離期間を設け、通常6か月の設定工期を4か月拡大し10か月で行っております。現在工期の延長や施工業者が見つからないなどの相談は受けておりません。

また委員より、住宅使用料過年度分の「不納欠損」と「収入未済」、民間なら家賃をもらわないとやっていけない。どういう管理をしているのか。不納欠損処分は防げなかったのかとの問いに、執行部より、原則として、納期限までに納付がなかったら、まず翌月に督促状を発送し、3か月分に達したら連帯保証人に通知し、期限までに支払いもしくは分納誓約書の締結ができない場合は、簡易裁判所へ支払督促の申立てを行っておりますとあります。督促など通知をすればそれで終わりということではなく、何回も粘り強く、電話連絡をするなど、保証人への通知や夜間徴収なども行っておりますとありました。

意見といたしまして、保証人は連帯保証人であり、同等に払う義務を負っている。保証人に請求することは情として忍びないところもあるが、住宅係は町民の代理として、ルールに基づいてやらなければならないとありました。今後、対策を行っていき、過年度分の滞納が慣れっこになって

はいけない。それが、不納欠損になる可能性が高くなるという意識をしっかりと持ってほしいと意見がありました。

また委員より、「主要な施策の成果」の町営住宅修繕事業の残された課題の「対応に苦慮」とはどういう意味なのかとの問いに、執行部より、町営住宅は、耐用年数も過ぎて老朽化が進み、年々修繕費が増えております。今後、公営住宅等長寿命化計画の中で、修繕箇所の把握や、耐用年数を過ぎた住宅の取扱い（解体や大規模改修などであります）を計画することにより、空き部屋の解消にもつなげていきたいと考えておりますと答弁がありました。

委員より、あけぼの団地は100以上の空き部屋があると聞いているが、何か対応を検討しているのかとの問いに、執行部より、現在、あけぼの団地3号棟を大規模改修しており、入居の間合せも増えている状況であります。

意見といたしまして、町の入居者審査会において、民間の家賃が高い方や高齢者の1人暮らしの方の入居希望が増えていると聞いている。そういう方は頼れるのは公的機関しかない。安否確認も含めて、公営住宅ということだけで考えるのではなく、福祉課など関係機関と連携して取り組んでほしいと答弁がありました。

都市整備部建設課におきましては、委員より、起債のみで国庫補助等が該当しなかった道路改良事業との説明があった。起債をする中で交付税措置に値し、さらに国庫補助金があればよいとのことなら、もっと努力すべきである。もし、緊急車両が通るよう安全性を保つため道路を広くするなど減災の視点も想定し、安全が高まるような理由付けなど幾つかの方法や案を検討しながら、今後も強く国や県等に対し折衝していき、より有利なものを目指すべきではないのかとの問いに、執行部より、事業によって起債の内容が異なります。河川の浚渫では、昨年度より100%充当、70%交付税措置が適用される緊急浚渫推進事業があり、40%の国庫補助で起債の交付税措置がある社会資本整備交付金事業。また、橋梁においては、町内150橋もの長寿命化計画で55%の国庫補助が適用される道路ストック事業などがあります。国庫補助や起債について、国・県と協議をしながら、より有利な補助率、充当率・交付税措置率のものを進めていきますと答弁がありました。

認定第1号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり、認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号、令和2年度大津町外4ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

産業振興部農政課におきましては、委員より、分収林収益分収金とは、どういったものか。執行部より、大津町外4ケ市町村が所有者となっている土地に、県が造林を行っており、今回、伐採を行った分の金額を森林所有者の熊本県が10分の4、土地所有者の大津町外4ケ市町村が10分の5、伐採の施工者である菊地森林組合が10分の1という割合で、分収金という形で分配を行っておりますと答弁がありました。

認定第3号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり、認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第6号、令和2年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

産業振興部工業用水道課におきましては、委員より、工業用水道事業について年間売上げや利益が高く、利益の処分方法についての考えはどうなっているのかとの問いに、執行部より、施設を整備し30年以上が経過しております。今年度は施設の更新計画を策定いたします。利益につきましては施設管理費に充て適正管理に努めたいと思っておりますとありました。

委員の意見としまして、更新計画については積算を十分に行い、更新時期や返済計画をしっかりと考え適正な経営に努めて事業を行ってほしいとありました。

認定第6号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり、認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号、令和2年度大津町公共下水道事業会計決算の認定についてであります。現地視察も行っております。

さしたる質疑はありませんでした。

認定第7号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり、認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号、令和2年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定についてであります。

さしたる質疑はありませんでした。

認定第8号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり、認定すべきものと決しました。

続きまして、その他の所管事項といたしまして、2つの課から報告を受け、質疑を行いました。

まず、最初に産業振興部企業振興課より「今後の企業誘致の進め方について」の報告であります。

報告の要旨は次のとおりであります。

9月補正の企業誘致費に係る積立金は、大津町工場等振興奨励補助金交付要綱に基づき、工場等の新設又は増設等に対し支援を行うために積立てを行うものであります。地域雇用や町税収など、地域経済の波及効果が大きく、産業振興を図る上で重要であることから、議会からの御助言も踏まえ、これまで以上に誘致に力を注いでまいります。

今後は、これに加えもう1つの企業誘致の柱として、IT情報サービス系企業の誘致も積極的に展開してまいります。

IT系企業誘致については、議会全員協議会で説明させていただいたところですが、質疑等がありました点も踏まえ改めて概要を御報告いたします。

コロナ禍における拠点分散の機運や地方創生の流れにより、県内でもIT系企業の拠点開設が加速しております。大津町は製造業の集積地であるため、既存企業とIT系企業誘致による連携で、ICT化による生産性向上など、企業間連携のモデルとなることが大きく期待されています。好機を逃さない誘致の展開により、更なる産業の活性化を目指すため、総合的な誘致施策の1つとして

補助制度を創設するものであります。

補助制度以外の総合的な誘致施策の詳細は、全員協議会で説明させていただいております。今後は「企業を呼び込む仕組み」、「サポートする仕組み」、「好循環を生み出す仕組み」の構築が重要であると認識しております。

現在、IT系企業誘致の補助金要綱制定に向けた精査を行っております。

県内の誘致状況として、熊本県が主催し既存立地企業が仲介する「進出意向企業」を対象とした視察ツアーが県内の複数市町村で実施されており、企業が各自治体の受入体制や姿勢等を総合的に検証し、最終評価の高い自治体を選定する仕組みが定着しております。

町の積極性や受入体制の充実度が高い市町村が選定される傾向があることから、補助金制度は他市町村に引けを取らず、町独自色も打ち出したアピール力が高いものとする必要があると考えております。

全員協議会で御質問のあった、企業撤退のリスクに対する考え方、公金支出の妥当性及び説明責任についてであります。今回の支援策は、都市部に本社を構える企業の新規事業所設立や移転を対象としております。

近年のIT業界の伸びは著しいものがありますが、御指摘のリスクもありますので、一定の実績と利益があり、進出後の事業展開の意欲や実現性など、事業成功の可能性の高い企業を誘致できるよう取り組んでまいります。

この施策は、既存立地企業とIT系企業との連携により相乗効果という、企業間連携のモデル構築を目指していることから、効果が得られるよう、既存企業とのマッチングや人材確保などについては、しっかりサポートを行ってまいります。

また、公金支出の妥当性、説明責任については、誘致の成功のみでなく、その先の税收や雇用、優秀な人材確保など、経済をはじめとする様々な波及効果が最終目的であることから、要綱の趣旨又は目的の中で留意いたしますと説明がありました。

委員からの質疑につきましては、補助金制定の先行自治体は幾つあるのか。先行自治体の補助内容については足並みをそろえて制定されているのかとの問いに、執行部より、県内では、14の市・町で要綱が制定されております。熊本県が最初に制定し、その後、山都町や県南地域の自治体で県を参考に制定されております。対象要件や補助項目はおおむね同じですが、限度額や補助期間などは各自治体の特性や独自色が反映された内容となっておりますと答弁がありました。

また委員より、IT系企業は大津町に何社あるのかとの問いに、執行部より、今回の制度で想定している企業の進出実績はほとんどありません。県下でも、最初の進出が山都町の4年前であり、その後、県南地区を中心に1、2年目の定着期でもあることから、既存企業とタイアップし、ICT化による相乗効果につながっている事例は少ない状況でありますと答弁がありました。

委員の意見といたしまして、今後は、従来の誘致策に加え、IT情報サービス系企業誘致の2本柱で取り組むとのことだが、様々な自治体が企業誘致を思案する中で、企業が何を望んでいるのか、つかまなければならない、企業誘致に打ち勝つことはできない状況である。

ほかの自治体と足並みをそろえるだけでは、誘致の成功や地域経済への波及は難しい。成功させるためには、多数の企業訪問による情報収集をはじめ、様々な戦略を練り誘致を進める必要がある。

また、農政部局と連携も重要になる。用地を提供しようとしても農振農用区域での誘致は困難であり、都市計画と農振農用区域とのバランスは非常に関連がある。

農業も工業も本町の重要な産業であることから、食糧の生産と供給、自給率向上を図りつつ、工業用地の確保や振興が図られるよう高次元的なバランスを取る必要がある。大津町は潜在能力が高い地域であることから、企業ニーズを精査し、地の利を生かした戦略を展開していただきたいとありました。

続きまして、産業振興部商業観光課より「肥後おおづ観光協会の運営状況」の報告であります。報告の内容は議席配布とさせていただきます。

以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。10時50分より再開します。換気等よろしくお願い申し上げます。

午前10時44分 休憩

△

午前10時50分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊瀬和久文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（豊瀬和久君） おはようございます。ただいまから、令和3年9月6日に、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第41号、議案第42号関連、議案第43号、議案第45号、議案第46号、認定第1号関連、認定第2号、認定第4号、認定第5号の9件であります。

当委員会は審議に先立って、9月7日の午前中に、関係する2か所の現地調査を行い、認定第1号関連、小中学校教育用パソコン購入については、実際にパソコンと学習ソフトを操作し、使い方を確認しました。

その後、委員会室401において、執行部より説明を求めながら、審議を行いました。

なお、感染症対策として、現地調査で学校施設を訪問することは控え、審議の中でモニターに写真や図面を映し説明を求めることで、現地調査に代えています。

審議の経過については、お手元に配布の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告します。

まず、議案第41号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例についてであります。

委員より、国の施策や方針では民営化や統廃合をしていく方向で、町も再編が必要なため検討委員会を設置することになったと思うが、現在、町として具体的な方向性はあるのかとの問いに、執行部より、町としては、今後どのようにすれば保育園や幼稚園に行きたい人たちのニーズが満たされた上で、公立の役割をもっと充実させ、保育全体の研修機能や、災害時等の支援機能などを付加することができるかを再度検討したいと思います。

また、就学前人口が減少し、私立も不安を抱えていると思いますので、今後20年ぐらいのスタンスで全体を見ながら、どのような方向性が町にとって一番良いのかを考えていきたいと思わずとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第41号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号関連、令和3年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

健康福祉部福祉課関係では、委員より、時間外勤務手当の増額ということだが、福祉課は、残業が増えていると聞く。職員が少ないという問題はないのか。残業を減らすには、どうすれば良いと考えるかとの問いに、執行部より、健康福祉部関係で時間外勤務手当の増額をお願いする課が多く、健康福祉部関係での時間外勤務の増加というのが顕著に現れており、管理職としても、課長以下、できるだけ負担が少ないような形での事業について考えているところです。

一方で、健康福祉部業務は、最近では、相談業務や虐待対応など、時間がかかり、よりきめ細かに対応する必要のある案件が多くなっています。日中に対応すると通常の業務が夜間に回るようになりますし、土日や夜間の緊急案件の対応が今年は特に増えている状況です。

委員より、職員の精神的な負担を減らすためにも、専門家への委託を増やす方向で考えた方が良いのではないかとの問いに、執行部より、国も、障害関係の相談について、高齢者福祉関係の包括支援センターと同じような形で、基幹相談支援センターの整備をしていくという方向性を出していますので、設置に向けて準備を進めているところですとの答弁がありました。

健康福祉部子育て支援課関係では、委員より、本会議で質疑のあった、認定こども園の整備の変更について詳しく説明してほしいとの問いに、執行部より、今回移行する幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持つタイプです。変更については、年度初めに幼稚園から「設計をやり直したい」との申出があり、設計概要ができた5月下旬に最初の打合せを行い、県との協議に入りました。

内容は、設計を木造から鉄骨造へ変更するというもので、理由は、既存の施設が木造のため、新築する施設が木造の場合、既存の建物を防火構造等に改修する必要があり、既存建物は30年を超えていることから、新築部分を鉄骨造にすることになったものです。幼稚園の認定こども園移行のための整備が「大津町子ども・子育て支援事業計画の保育の量の見込みとの整合性がとれているか」について、本計画では令和4年度の幼稚園の1号（幼稚園枠3～5歳児）を減らし、認定こども園の1号（幼稚園枠3～5歳児）と2号（保育園枠3～5歳児）を増やしていますので、本計画

との整合性はとれていると考えています。

しかしながら、就学前人口の減少幅が大きく、現状と本計画の就学前人口の推計値とに乖離が見られるため、今議会に提案しています大津町公立保育等再編検討委員会での方針や、今後公表される新たな国勢調査人口などを加味し、子ども・子育て会議における協議を踏まえ、見直しを行う予定ですとの答弁がありました。

健康福祉部介護保険課関係では、特に質疑はありませんでした。

健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室関係では、委員より、接種を進める上で、新しく取り組んだことなどはあるかとの問いに、執行部より、当初はインターネットでの予約が高齢者には難しく、コールセンター等の対応が困難でしたが、対象が若年層となったため、問合せも少なくなりました。今後の取組として計画と変更した点は、感染者が急増したため、集団接種の1回あたりの人数を120人から150人に増やし、今月は集団接種の追加日程を設けて接種人数を増やす予定です。

また、対象が若い年代になり、キャンセルが増えている状況ですので、住民の方のキャンセル待ち登録を9月6日から運用しており、既に30件ほど登録されている状況ですとの答弁がありました。

委員より、集団接種の予約数を増やしたことにより、体制は問題ないのかとの問いに、執行部より、予診や接種は順調に進むと思われませんが、ワクチンの準備作業が心配されます。確実に行うために、現在も必ず二人一組で確認を行いながら実施していますとの答弁がありました。

健康福祉部健康保険課関係では、委員より、育児用品支援事業について、育児用品配布の対象者及び人数はどの問いに、執行部より、離乳食用スプーンセットを220人、乳歯用歯ブラシセットを189人に配布を予定をしています。スプーンセットについては4～5か月児健診時に管理栄養士から、また歯ブラシセットについては7～8か月児健診時に歯科衛生士から説明しながら渡し、専門的な助言を行い育児不安の軽減に努めます。また、乳児健診では受診者全員に保健師による個別指導を実施し、子育て世代包括支援センターの相談窓口の周知を行い、育児不安の軽減や虐待予防につなげたいと考えていますとの答弁がありました。

教育部学校教育課関係では、委員より、教育用パソコンの修繕費が計上されているが、既に何台か壊れているのか。また、故障の原因やどのような部分が壊れるのかとの問いに、執行部より、まず、7月末時点で22台の故障があったと報告が上がっています。カメラが起動しないなどの初期不良のほか、落下や外圧による画面の破損など幾つかあっている状況です。中には、投げつけて壊した事例もありましたとの答弁がありました。

委員より保険などに加入しているのか。また、個人負担はあるのかとの問いに、執行部より、保険の加入については導入時に検討をしましたが、5年間で1台あたり3万円程度するなどの理由から加入しませんでした。今回、整備した端末は比較的堅牢であり、1年間のメーカー保証があることから、壊れた端末を修理した方が経済性からも有意だと判断しました。

また、個人負担については、故意で明らかな過失がある場合、2万円を上限に設定しています。

通常の利用による故障では個人負担は発生しませんが、投げつけて壊れた事例については、状況や聞き取りからも、保護者側から負担すると申出がありましたとの答弁がありました。

委員より、修学旅行のキャンセル料が計上されているが、新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者に特定されるなどして、直前になってキャンセルした場合の費用も含むのかとの問いに、執行部より、昨年度は、中学校において修学旅行の行き先が変更になりました。その際、積立金と支払額で差額が生じたため、返金手数料をこちらから支出しています。今年度、修学旅行に行けない事態になった場合も返金手数料を教育委員会で負担することにより、現時点では、積立額全額を返金する予定ですとの答弁がありました。

委員より、小学校の備品購入費のロジャー（デジタルワイヤレス難聴援助システム）というものですが、は来年度入学する児童用かとの問い、執行部より、転入してきた児童用です。通常学級で学習していますが、成長とともに聞こえが悪くなっているとの要望から今回購入するものですとの答弁がありました。

教育部学校教育課学校給食センター関係では、委員より、アレルギー対応について事務処理も含め具体的に説明してほしいとの問いに、執行部より、アレルギー対応については、本年度60件の申請があっており、5年前の25件と比べ2.4倍となっています。

対応の手順は、まずアレルギー源（アレルギーの原因となる食材）の確認が必要です。これは、病院で負荷試験等の検査をしていただき、アレルギーの原因となる食材の確認のためです。その上で個別に管理指導票（診断書のようなもの）を提出していただき、各学校で保護者・学校・給食センターの栄養士3者での面談を行います。面談は1回で終わることもありますが、おおむね2、3回が必要となります。その上で、対応する献立の作成・発注・調理となりますが、こうした手順の中で、事務処理が発生しますので、件数が増加すれば、事務処理も増えることとなりますとの答弁がありました。

教育部生涯学習課関係では、委員より、オクスプラザふれあいホールの使用は修繕後も土足になるのかとの問いに、執行部より、以前は靴を脱いでの使用でしたが、利用状況を調査したところ、靴を脱いで使用するような状況ではなかったことや、土足での使用が利便性も良くなるため土足での貸出しを考えていますとの答弁がありました。

委員より、大会議室は9月7日から開放しているが、新型コロナウイルス感染症が感染拡大している時期に、なぜ、アナウンスしたのかとの問いに、執行部より、会議室を50%の利用で開放しているので、50名程度で使用できる部屋がなく、文化ホールを利用するしかない現状がありました。50名程度で使用したいという要望に応えるため、施設を開放していますとの答弁がありました。

意見として、要望に応じて開放しているが、それがきっかけで感染拡大したとにならないような運営に心がけ、しっかりと柔軟性を持った対応をお願いしたいとありました。

教育部生涯学習課図書館関係では、委員より、図書館運営費の職員手当等で期末勤勉手当とあるが、これは一時的に発生するものか、また職員数の不足によるものなのかとの問いに、執行部よ

り、職員の人事異動に伴い手当の額が確定したもので、毎年、発生するものです。これは図書館だけではなく、職員全体の額が確定したことによるものと答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第42号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号、令和3年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

特に質疑はありませんでした。

また、討論もありませんでした。

採決の結果、議案第43号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号、令和3年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

委員より、時間外手当の補正額について金額が大きいのが、職場の環境改善などはいかがかとの問いに、執行部より、今回の時間外手当の補正は、地域包括支援センターにおいて高齢者の虐待案件や認知症行方不明者などが発生した際に、ケアマネジャーや警察などとも連携を取りながら対応しているところですが、昨年度に比べて件数も増加している状況であり、夜間や土日などの対応が多いことから、増額補正をお願いするものと答弁がありました。

意見として、対応の際は、1人では危険のため、必ず2人以上の職員で対応するように心がけてほしいとありました。

委員より、行方不明高齢者の捜索などに、認知症サポーターを活用したり、高齢者虐待も、家族の介護疲れから虐待につながることもあるため、そういった予防の観点から、サロンなど実施されていた効果が現れていくと良いが、いかがかとの問いに、執行部より、認知症サポーター養成講座については、本年度もリモート等を活用しながら実施させていただいていますが、実際、認知症高齢者の行方不明事案が発生した場合に、サポーターさんへのお知らせなどは行っていません。しかし、企業や事業所と「高齢者等見守りネットワーク」の協定を締結しており、その中で情報提供をいただく場合もありますので、そのようなネットワークを活用しながら、早期発見につなげていければと考えています。

また、広報おおづ9月号にも「どこシル伝言板」というQRコードで行方不明高齢者を発見するツールもPRさせていただいていますので、これらを活用しながら、認知症に関する啓発なども行っていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

委員より、町の介護認定基準が厳しいのではないかとという声を聞くことがあるが、担当課にはそういった意見は上がっているかとの問いに、執行部より、要介護認定調査については、調査員が本人や家族と面会し、介護にかかる手間などをチェックし、コンピューターによる1次審査を経て、2次審査の審査会では、匿名の状態で、主治医の意見書の内容を踏まえて判定されています。そのため、個人によって介護度を意図的に決めることは決してありません。

なお、介護認定調査項目も全国統一であり、調査員自体も定期的に研修を受講し、スキル向上を行っています。また、国においても介護認定調査結果による分析などもされていますので、適正化の観点からもそのフィードバックを受け、しっかりと研修なども行っていきますとの答弁がありました。

委員より、介護給付費準備基金積立金について、今後の方向性はいかがかとの問いに、執行部より、第7期の保険料は平成29年度のデータを元に推計しており、当時は熊本地震の影響がどの程度継続するかを読むことが困難でしたので、給付費と保険料に乖離が生じてしまい、余剰金が発生したため、基金へ積み立てることとなりました。

しかし、第8期は、コロナの影響を加味しながら保険料設定を行っていますので、今期はそこまで余剰金が発生しないものと推測しています。令和6年度以降の第9期になると、保険料は再度上昇する見込みですので、上昇幅を少しでも緩やかにするために、積み立てた基金を投入していればと考えていますとの答弁がありました。

委員より、日頃からの健康づくりが大事であるが、働き盛り世代の50代などを対象とした健康づくりへの取組について、具体的な事例があれば教えていただきたいとの問いに、執行部より、高齢者支援での取組については、介護予防事業として、地域の公民館等で運動をする「通いの場」などを実施していますが、働き盛り世代の方々への健康増進事業については、健康保険課の方で取り組んでいます。今後の計画として、民間活力の導入や健康ポイント制度などの導入なども進めていく予定としていますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第45号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第46号、令和3年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

特に質疑はありませんでした。

また、討論もありませんでした。

採決の結果、議案第46号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、認定第1号関連、令和2度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

健康福祉部福祉課関係では、委員より、各委託事業について、成果など詳細な説明をお願いしたいとの問いに、執行部より、意思疎通支援事業委託については、熊本県のろう者福祉協会に委託し、役場には月に2回、手話通訳者が常駐し、相談があった場合などに一緒に寄り添って対応していただいています。町の行事等で手話通訳をお願いすることで、より多くの方が参加できるような仕組みを目指しています。地域活動支援センター事業委託は、各市町村で1か所ずつあり、大津町では三気の会の「アンパ」に委託しています。

相談支援業務委託については、障害福祉サービスの利用の仕方といった、一般的な相談があった場合に障害福祉サービスを紹介するなど、相談に応じています。委託先は、相談員が充実している社会福祉法人白川園です。今後は、相談内容も虐待や生活困窮など、複雑多岐にわたるため、高

齢者でいうところの包括支援センターである基幹相談支援センターの立ち上げについて検討しているところですが。

巡回支援専門員整備事業委託は、保育園、幼稚園や小学校などから要望があった場合に巡回し、保護者や職員に対し助言を行う事業です。社会福祉法人白川園では、障害児の施設を運営されており、障害児に関しての強みを持っていますので委託をしています。

ペアレントプログラムは、子育てに不安を持つ保護者にプログラムを通じて、少しでも自信を持ち、家庭内での養育につなげていただくことを目的として、同様に白川園に委託していますとの答弁がありました。

意見として、どの福祉サービスにおいても、利用が必要な方に対して情報が届き、実際のサービス利用につながるよう、周知に向け、例えばラインを活用した積極的に情報発信していくことが必要であるとありました。

健康福祉部子育て支援課関係では、委員より、予備保育士雇上げ補助金の実績や効果はどうかとの問いに、執行部より、令和2年度の実績は8園で8人です。園によって3か月から6か月分の補助を行っていますとの答弁がありました。

委員より、保育士就職支援助成金は何人分か。各保育園で保育士が不足していると思うが、この金額は適正なのかとの問いに、執行部より、保育士確保のために、町内の保育施設に新たに就労する保育士に就職支援金として1人10万円、町外から転入して就労する場合には5万円追加して15万円を交付するものです。令和元年度から単費で始めた事業で、令和元年度の実績は12人で、うち2人が転入された方です。令和2年度の実績は15人で、うち4人が転入された方で、実績は上がってきています。保育園からも、こういう制度があるので来てほしいと言いやすい、と聞いていますとの答弁がありました。

委員より、要保護児童対策協議会事業の意図・目的として、児童虐待の早期発見・早期解決や、地域全体で子供を見守る住民意識を形成する、とあるが具体的にどういうことかとの問いに、執行部より、虐待防止については、毎年1回虐待防止月間に合わせて広報誌で周知しています。関係機関に対しては、毎年1回代表者会議を開催し、虐待対応マニュアルも配布しています。また、研修会を通して啓発活動を行っていますとの答弁がありました。

委員より、住民の方からの通報は多くなってきているのか。保育園等からの報告が多いのかとの問いに、執行部より、令和2年度の相談経路については、学校が24.7%、児童相談所が13.8%、警察が12%、転入が8.4%、住民からは3%ですとの答弁がありました。

意見として、虐待は悪いことだが、孤独な子育ての結果など親からのSOSがそこに出ている場合があるので、そういう部分の支援を充実してほしいとありました。

委員より、保育料の不納欠損額は年々増えていくのかとの問いに、執行部より、保育園との連携や初期対応、滞納者と面談の機会を作るなど、不納欠損額が増えないように徴収を強化しています。また、平成30年度に策定した滞納対策マニュアルも活用しながら実施しているところですが。昨年度よりも減っていますので、今後も滞納が増えないように早期に対応していきたいと思えます

との答弁がありました。

委員より、滞納の理由は何か。生活に困っていて払えないのか。生活に困っていて払えないのであればそういうサインかもしれないので、福祉の面からも支援が必要ではないかとの問いに、執行部より、相談に応じて分納にしたり、児童手当を充当したりしています。しっかり聞き取りを行い、必要に応じて福祉につなぎたいと思いますとの答弁がありました。

健康福祉部子育て支援課、大津幼稚園・陣内幼稚園関係では、委員より、一時預かり（幼稚園型）事業について、利用者数の目標値3千600人、令和2年度実績4千849人とあるが、ほとんどの家庭が利用しているのかとの問いに、執行部より、仕事をしている30人くらいの方がほぼ毎日利用され、通院等の理由での預かりも行っています。この数値は延べ人数ですとの答弁がありました。

委員より、公立の幼稚園では長期休業中の預かりはなかったが、ここ数年で始めている。時間外手当などを見ると、先生方の負担が大きくなってきているのではないかという心配があるかどうか。執行部より、早出の保育は職員が行っています。平日の15時から17時までの預かり保育は、会計年度職員が交代で行っています。預かり保育については以前より負担が少し増えているとは思いますが、会計年度職員に協力してもらいながら行っていますとの答弁がありました。

委員より、通勤手当は60万8千100円となっているが、町外の職員は何人いるのかとの問いに、執行部より、大津幼稚園については、職員はほとんどが町外で町内は1人ですとの答弁がありました。

委員より、コロナ禍での一年半くらいの園の様子を知りたいとの問いに、執行部より、昨年度は、幼稚園も学校と同じく2か月休園となりました。その中で、オンラインを使って絵本の読み聞かせをするなど保育の提供を行いました。マスク着用や手指消毒など基本的な対策を行いながら6月に再開しました。行事は、運動会と動物園バス旅行、お楽しみ会などをできる範囲で行いました。動物園バス旅行は年長のみで行い、バスの中で密にならないように工夫をしました。今年度も同様に実施したいと思っています。保護者から子供たちの様子を見たいという声が強かったので、今年度はオンラインで保育参観を行いました。今後も引き続き、オンラインの活用と感染対策を行っていきたいと思いますとの答弁がありました。

健康福祉部子育て支援課、大津保育園関係では、委員より、保育士は現在の人数で十分に足りているのかとの問いに、執行部より、子供の人数に応じた職員の配置をしており足りています。コロナ禍で、学校の休校もあり、子育て中の職員の出勤が困難になったり、家族の体調不良や自粛による急な休みが発生したり、厳しい状況になることもありますが、今のところ大きな支障はありませんとの答弁がありました。

委員より、マスクをしていると表情の読み取りや言葉の発達の遅れなどの心配があるのではないかとの問いに、執行部より、心配はしています。必要に応じて、支援を要する園児との会話では、口元が見える専用のマスクを使用する等の対応をしていますとの答弁がありました。

委員より、分園が来年度から統合されると聞いているが、分園の園児や保護者、職員にとって

は何の支障もないのかとの問いに、執行部より、分園の保護者の希望は確認しており、本園で問題ないとのことでしたとの答弁がありました。

健康福祉部介護保険課関係では、委員より、高齢者外出支援サービス事業について、利用者は何名で、事前に登録が必要なのか。高評価の意見も多いが、乗合タクシーとの兼ね合いなどを含めて、更に充実させたサービスにしてほしいとの問いに、執行部より、令和2年度の実績として、登録人数は128人となっています。事前に相談をいただき、サービス調整を行う会議で対象の可否判定をしていますとの答弁がありました。

委員より、大津町は、運転免許証返納の支援を行っておらず、近隣市町村に比べるとサービスが低下している。安心して免許返納できる体制が整えられていない。早急な対応を取っていただきたいとの問いに、執行部より、免許返納への制度整備については、重要な施策であることは認識しています。今年度、公共交通計画の策定が予定されていますので、全体的な公共交通計画の中でも、高齢者への支援として検討させていただきたいと思っておりますとの答弁がありました。

委員より、免許返納した後に、外出の機会が減少することにより認知症が進むことも考えられるが、健康面へのフォローなど対策などはあるかとの問いに、執行部より、地域包括支援センターにおいて、軽度認知障害の早期発見のために、チェックリストを実施しており、早い段階で病院へつないだり、運動教室への参加を促すなど個別のフォローを実施しています。実情としては、認知症が進行し、免許返納を促すものの認知機能の低下から、返納していただけないケースへの対応に苦慮している現状です。警察とも連携を取りながら対応していますとの答弁がありました。

健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室関係では、委員より、ワクチン接種についてはそれなりに進んでいると思うが、予約については高齢者にとっては難しく、改善が必要であったと思う。次回、接種を実施する際には、先進地などの事例を取り入れる考えはあるかとの問いに、執行部より、予約に関しては、予約が取りにくいという苦情も多く、特に高齢者には御迷惑をおかけしたところです。町としては、予約の第2期から学生ボランティアに協力をいただき、予約支援を行ってきました。当初はほかの自治体や国からの情報も少なかったため、今後は他自治体の事例などを参考にスムーズに予約が取れるように対応したいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、コールセンターは当初、電話が繋がらないという状況もあり、回線を増やした経緯があったと思うが、課金されるシステムのナビダイヤルは改善できないのかとの問いに、執行部より、コールセンターの回線については、当初回線が少なく電話が繋がりにくい状況であったため回線を増やして対応しました。電話が繋がらない時はアナウンス後に電話が切断される状態に変更し対応しましたとの答弁がありました。

意見として、今はインターネットでの予約が中心なので、電話で予約する人は少ないと思うが、自治体によってはフリーダイヤルのところもある。住民の負担がないように対応してほしいとありました。

委員より、県民広域接種センターや他の自治体では1回の予約で2回の予約が取れるところもある。1回目を接種した医療機関でそのまま2回目の予約を取ることはできないのかとの問いに、

執行部より、県民広域接種センターはモデルナ社製のワクチンを使用しており、1つのワクチンから10人分が取れるために10の倍数で予約を取られ、基本的に4週間後の同じ時間に予約が取れるようになっています。県民広域接種センターのように1か所で実施する場合は、そのような方法も可能かと思いますが、町内では個別医療機関での接種が中心で、そのほとんどの医療機関は医師が1人で運営されているクリニックです。そのため、1日の接種数が限られますので、2回セットで予約ができる方法が難しい医療機関もあります。住民の立場としては、2回セットのほうが予定を立てやすいという利点もありますが、6週間後の予定が立てられないと言われる医療機関があったために3週間ごとの予約枠を設けることにしました。来年度以降については、できるだけ接種される方の便宜が図れるように考えたいと思いますとの答弁がありました。

委員より、学校関係者の接種は進んでいるのかとの問いに、執行部より、教職員に関しては新聞等の報道によると9割程度は接種が済んでいるようです。児童・生徒に関しては、学校で個別に調査することは難しいですが、町全体では3割程度は接種が終了している状況です。16歳から18歳の人に関しては、夏休み中に接種できるよう早期に接種券を送付したため、接種率も高い状況ですが、12歳から15歳の人に関しては7月末に接種券を送付しましたので、2回目の接種が進んでいない状況です。また、県民広域接種センターでも8月から1回目の接種、9月から2回目の接種をされますので、これから2回目の接種が増える見込みです。町では10歳代の人には夏休み中に接種できる体制を整えましたので、その年代は接種率が高くなっていますが、予約開設時期が遅くなった20歳代から40歳代の人々の接種率が上昇していない状況です。町としては、土日の集団接種数を増加し、若い世代の人が接種できるように対応しているところですよとの答弁がありました。

委員より、町のコールセンターは平日のみの対応となっているが、熊本市はフリーダイヤルに変更しており、開設時間も平日夜7時まで、土日も開設されている。働く世代の人でも予約がしやすいよう体制が必要ではないか。町のサービスとしてはどうなのかとの問いに、執行部より、土日に役場に電話があった際には現在も当直から連絡を受け、職員でキャンセルなどの対応を行っています。現在は、インターネットでの予約が中心となっていますので、来年度以降も継続する際には委託内容を考えたいと思いますとの答弁がありました。

健康福祉部健康保険課関係では、委員より、「特定不妊治療助成事業補助金」及び「一般不妊治療助成事業補助金」は、前年度と比較すると2倍以上増加しているため、治療を受ける人が増えていると思われるが、その要因と周知方法はどのように行っているのかとの問いに、執行部より、「特定不妊治療助成事業」は体外受精、顕微授精などを対象に県の助成に上乗せする制度として平成31年4月から開始し、「一般不妊治療助成事業」は人工授精などを対象とし、令和元年10月から開始しました。特定不妊治療の実績は、令和元年度が11件、2年度が29件で、一般不妊治療の実績は、令和元年度が8件、令和2年度が18件で、いずれも2倍以上増えています。周知方法については、広報やホームページ掲載を行い、制度開始から1年が経過したこと、「特定不妊治療助成事業」については、県の助成に上乗せする制度のため、県の広報等での周知や、医療機関において、個別の案内もあるため、認知されてきたものと考えていますとの答弁がありました。

教育部学校教育課関係では、委員より、本会議でも質問のあった教職員ストレスチェックの結果について確認したい。大津町の現状はどうなっているか。また、具体的な数値はわかるかとの問いに、執行部より、教職員のストレスチェックは、例年、公立学校共済組合に委託をし、個人ID、パスワードによりインターネット上で回答するもので、対象者数は254名、回答数が171名、この中で高ストレスと判定された方が14名で、約8.2%となっています。高ストレスと判定された中で、医師との面談を希望する人はいませんでした。なお、大津町の傾向としては、仕事の量や質に伴う心理的な仕事の負担は大きいものの、同僚や上司の支援は他の市町村と比べると高いことから、健康リスクは全国平均を下回っていますとの答弁がありました。

委員より、備品購入費の大津小の避難器具とは何かとの問いに、執行部より、大津小学校の北側校舎3階に設置した避難器具です。大津小学校増築工事の消防検査の際に、消防署から避難器具を取り付けるよう指示がありました。このため、予備費を充用し、垂直式中に入るとらせん状になっている避難袋を1基設置しましたとの答弁がありました。

委員より、これを使って訓練することはあるかとの問いに、執行部より、納品検査の際には、学校側に訓練のお願いをしましたが、今年度は行っていません。実際の訓練の際は教育委員会も立会いを考えていますとの答弁がありました。

委員より、千葉県であった、通学路でトラックが子供たちに突っ込んだ事故について、通学路があまり良くなかった。このような危険な通学路を歩いていかなければならない子供たちがいるが、そういうところに、学校からの距離に関係なくスクールバスを運用することはできないかとの問いに、執行部より、交付税には算定されないため、町単独での事業になると思います。今回の事故は、飲酒運転だったこともありますので、まずは、運転手のマナー向上にも努めなければならないと思います。引き続き、警察などの協力を得ながら、啓発に努めていかなければいけないと考えていますとの答弁がありました。

委員より、現在、スクールバスは、調整をしながら運行しているとのことだったので、危険な通学路を歩いている子供たちに対しても運用できれば安心すると思う。通学路になっている県道は、大型車も多く、信号がない交差点を渡らなければならない場所もあり、現在、ガードパイプ等の要望も出ているようなので、そういった通学路を歩いて登校している子供たちがいることを認識しておいてほしいとの問いに、執行部より、現在、通学路交通安全プログラムにおいて、各小中学校の危険箇所について、町道のほか国道、県道ありますので、国、県、警察と連携し、点検を実施しています。情報を共有し、改善できるところは検討し、速やかに対応できるように努めて参りますとの答弁がありました。

教育部学校教育課学校給食センター関係では、委員より、施策の成果の残された課題に記載されている、完全なドライ方式への転換について、現施設の増改築で対応できるのか、全面的な建て替えが必要なのかとの問いに、執行部より、平成29、30年度で西側部分の増築を行い、当面10年間は現行の施設で対応していくとなっていますが、4千400食以上の食数を調理する上では、洗浄するスペースや冷凍・冷蔵庫の容量、調理場の動線などに課題があります。将来的には、場所

を含めての検討が必要ではないかと考えていますとの答弁がありました。

教育部生涯学習課関係では、委員より、地震関係以外は改修等の相談はあっていないか。今後の修理等は一般の申請ということかとの問いに、執行部より、現在、吹田区の公民館1か所から相談を受けていますが、今後は町の単独予算による3分の1補助で対応を行いますとの答弁がありました。

教育部生涯学習課図書館関係では、委員より、図書館の照明のLED化の工事はいつから始めるのか。また工事中は休館となるのかとの問いに、執行部より、現在、事務手続を進めており、12月中には終えたいと考えています。定期の休館日がありますので、できれば休館日に工事をお願いしたいと考えていますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、認定第1号関連については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号、令和2年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、高額療養費が年々増加していることについては、どう考えているかとの問いに、執行部より、高額療養費も含めた保険給付費については、被保険者数は年々減少傾向にありますが、医療費は増加傾向にあります。また、被保険者の高齢化や医療技術の高度化によって、毎年1人当たりの医療費は高くなっている状況にあります。高額療養費については、70歳前後の高齢者が多くなっていることから、循環器系の心臓疾患や脳疾患等の方たちの医療費が高くなっており、高い方では、1か月の医療費のレセプトが700万円を超える医療費もあります。令和3年度についても高い状況が続いていますので、医療費の状況を確認していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、認定第2号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号、令和2年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、介護予防ケアマネジメント事業の中で、サポーター養成講座が課題である、とあるが、どういったことか。認知症サポーター養成講座受講者も多数おられるが、活動する場がない。しっかりと活躍できる仕組みづくりが大切であるとの問いに、執行部より、介護予防に関するサポーター養成講座を実施していますが、なかなか地域での活動につながらないのが現状です。しかし、認知症サポーター養成講座受講者を含め、地域で具体的な活動につながる仕組みづくりの整備に向け、現在、検討を行っているところですとの答弁がありました。

委員より、介護保険料について、近隣市町村に比べ高い。なぜこんなに差があるのか。また、介護保険料については、町のホームページの更新がされていない。早急に対応をしていただきたいとの問いに、執行部より、保険料は、3年間で見込まれる給付費見込額に、国・県等の公費負担分

を控除して第1号被保険者が負担する割合を算出しています。大津町の介護保険料が今期6千400円に対し、近隣自治体は5千700円～6千300円となっており、大津町が高い状況です。1番の要因としては、居宅や施設サービスが充実しているために給付費につながっていること、また認定者数や高齢者の所得状況などが影響していることが考えられます。前期高齢者数が多いと介護認定を受けられる方は少なく、給付費も比較的抑えられますが、大津町は介護サービスが比較的充実している部分もありますので、認定者へ必要なサービスを提供できる代わりに、給付費が増加している状況になります。そういったことから、介護予防にも早急に力を入れていかなければならないと認識しています。ホームページについては、早急に対応しますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、認定第4号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号、令和2年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

特に質疑はありませんでした。

討論もありませんでした。

採決の結果、認定第5号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

最後に、本委員会が、6月定例会以降に行いました、閉会中の継続調査について御報告申し上げます。

お配りしています、「大津町議会文教厚生常任委員会と上井手の水とともに生きる町づくりの会との意見交換会会議録」を御覧ください。

「上井手の歴史文化伝承への取り組みについて」を議題として、本委員会全員及び執行部出席のもと、6月21日、オクスプラザ1階研修室1・2において、午後6時より約1時間、意見交換会を行いました。

まず、先方より、歴史文化伝承のための取組案について説明があり、その後、質疑、意見交換を行いました。

主な内容については、記載のとおりです。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時45分から再開したいと思います。

午前11時38分 休憩

△

午前11時45分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会に、令和3年9月6日におきまし

て付託されました案件について、議会議事規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第42号関連、認定第1号関連、の2件であります。

当委員会は、審議に先立って、9月7日に、関係する9か所の現地調査を行い、その後、委員会室402において、執行部より説明を求めながら、審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配布の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告いたします。

まず、議案第42号関連、令和3年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

総務部総務課関係で、委員より、新規採用職員について、当初予算で10名採用予定であったが、結果的に8名の採用となった。また、退職した3名の理由はどのようなものかとの質疑に、執行部より、新規採用職員につきまして、最終的に8名の採用となり、他の自治体を受験された方もいらっしゃいますので、大津町以外を選択された経緯があります。退職者は、任期付職員2名と職員1名で、理由は、自己都合や、体調不良によるものです。

総務部防災交通課関係で、委員より、先日、三吉原北出口線と新小屋桜山線との合流地点で事故があり、危険を知らせるような対応を早急を実施するべきではないかとの質疑に、執行部より、町でも現地へ行き、危ない状況であることを確認しました。この場所については、既に交通規制等の要望を大津警察署へ進達しているところです。道路標示としては、白線で「スピードおとせ」と標示されていますが、夜中は見にくい状況で、建設課とも協議し、ガードレールや注意喚起標示などの設置に関し、早急に対応を検討しますとの答弁でした。

次に委員より、大雨に伴う避難所開設について、職員の動員数に対する避難者数や避難所数の実績を見ると、職員の負担が大きかったのではないかと思われる。新たな防災システムの情報を活用し、想定される災害の規模に応じて、開設する避難所数など判断する基準を事前に整えてはどうかとの質疑に、執行部より、今回の大雨は、予想できない長雨であり、町では高齢者等避難情報を発令し、避難所を開設、当初は3か所を検討しましたが、その後、土砂災害警戒情報が発表されたため、避難指示を発令し、各地域のレッドゾーンを考慮し7か所開設しました。結果的に、避難者が来られたのは4か所であり、3か所は来られない状況でした。しかしながら、電話での問合せなどもあり、いつ避難者が避難してこられるか分からない状況でした。また、既に開設している避難所を閉所するためには、十分な根拠と検討が必要で、今後、新たな防災システムを最大限に活用しながら、職員負担も軽減するような対応を考えていきますとの答弁でした。

住民生活部税務課関係で、特に質疑はありませんでした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第42号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、認定第1号関連、令和2年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議会事務局関係で、委員より、タブレット端末の通信費について、予定していた全体の通信量の何割ぐらいになっているかとの質疑に、執行部より、直近の8月分で、議員1人当たり0.4ギ

ガの通信量になり、1人当たり月10ギガの容量となりますので、4%の使用量となります。10ギガ以上で法人割が適用されまして、これは個人で3ギガ使用するのと同じ金額となります。お得だと思いますので今後もこの契約でお願いをしたい。タブレット端末につきましては、導入したばかりですので、これからどんどん使っていただければと思いますとの答弁でした。

会計課関係で、委員より、会計管理費の役務費について、不用額が大きい理由は何かとの質疑に、執行部より、令和2年度から始まったコンビニ収納にかかる手数料について、当初コンビニ収納を全体の3割と見込んでおりましたが、実績は15%程度だったことによるものです。手数料が71円プラス消費税と高いこともあり、不用額としては大きくなっております。コンビニ収納の件数自体はずっと伸びている状況です。令和3年度7月までの実績を昨年度と比較したところで2割程度伸びておりますので、ある程度浸透してきていると考えています。

次に、総務部総務課関係では、委員より、例規集について、自治体によって条例、規則のみを載せているところもあるが、大津町は要綱などの内部規定も載っている。しかし、町道認定基準は載っていない。町民にとってはその基準に縛られるわけだから載せるべきだと思うが、判断は誰がしているのかとの質疑に、執行部より、原則としては、所管課が判断をしている。例規集に掲載する場合は、例規番号を付して告示を行います。町道認定基準につきましては、担当課が「伺い定」として決裁をし基準を設けているものと思います。ただし、今後はそのような基準等が他にもないか洗い出し、例規集に載せていきたいと思いますとの答弁でした。

意見として、例規集には全ての例規を載せて、さらに住民の方向けにそのような検索サービスがある方が住民サービスの向上になると思うので、検討してほしいとの意見でした。

委員より、RPAとOCRの実証実験の結果をもとに今後は、どのような活用を予定しているかとの質疑に、執行部より、昨年は手書きの申請書をOCRで読み込んで、RPAでシステムに自動入力する実証実験を行いました。手書きの申請書は文字の癖や紙の品質に問題があり、読み取り不可や精度が低くなる等の結果となりましたので、今後は、OCRで申請書を読むこと前提ではなく、直接データ化されるオンライン申請の活用を検討しながら、スムーズにRPA化できる業務を選定していきますとの答弁でした。

意見として、RPA・OCRの利用で事務処理の時間短縮はされているけど、システムの利用料と比較すると、効果は低い結果となっている。費用対効果を最大限に発揮するには、1つのシナリオを他の市町村でも活用できる広域処理が有効であるため、近隣の2市2町で導入できないか検討してほしいとの意見でありました。

委員より、選挙費について説明会で配布される資料について立派な印刷物にすれば費用も高くなるので、普通の冊子でいいのではないかと。また今回選挙公営制度を導入したが、実際やってみて評価としてはどうだったかの質疑に、執行部よりまず選挙の立候補に伴う書類関係について押印廃止などをはじめ事務の簡素化について可能な限り取り組んでいきたいと。また、選挙公営制度については、予算ベースでは、町長選の立候補予定者が5名、町議会議員が22名という予定で積算し、合計が約1千900万円の予算をお願いしました。実績につきましては、町議会議員が

無投票となり、予算執行は、約480万円で、執行率は約25%となりました。事務的には、各立候補者の、契約書や関係書類を確認する業務が大変であったというのが感想です。今回は、初めての取組であり、受付や確認事務に非常に時間がかかったというような反省点もありますので、今後は、人員を増やすなど、事務的に整理しながら対応していきたいと思っておりますとの答弁でした。

次に、総務部総合政策課関係で、委員より、ホームページ等の改修業務委託の改修内容について質疑があり、執行部より、今年7月から稼働している防災システムとの連携やユニバーサルデザインの文字、いわゆるUDフォントを表示するようにしています。防災システムとの連携内容ですが、防災無線で放送した内容がホームページに表示されるように改修しています。また、内部的なエラーを改善していますとの答弁でした。

委員より、ホームページ改修を行った後にアクセス数は変わったかとの質疑に、執行部より令和元年度のトップページの平均アクセス数は1万185件で、改修をした年度の平均アクセス数は1万8千590件でした。しかし、昨年度は新型コロナウイルス感染症による影響で例年よりもアクセス件数が増え、特に8月と1月のアクセス数が増えている状況でした。

委員より、震災復興関連イベント等事業について、ワンピース・ゾロ像の設置はいつぐらいの予定かとの質疑に、執行部より、当初は11月に予定されていましたが、像作成において集英社側の訂正依頼があり延期することとなりました。現在は、年度内設置と伺っているとの答弁でした。

委員より、県に対し空港ライナーの現状維持を要望する際に、どのような切り口で話を進めているのかとの質疑に、執行部より、知事が表明されている大空港構想Next Stage実現のため、阿蘇観光の窓口となる駅として、交通網の形成と駅周辺活性化を県に要望したいと考えていますとの答弁でした。

委員より、職員のテレワークの実績はどうだったか。またどのような業務を行っているのかとの質疑に、執行部より、職員が自宅または庁舎外の公共施設から、業務ができるようなシステムを構築しています。実績としては、令和3年1月から2月に実証実験を行い、約170件の実績がありました。テレワーク時の業務については、内部資料の作成やウェブ会議を利用した研修の参加などを行っていますとの答弁でした。

次に、総務部財政課関係で、委員より、職員駐車場借上料について、まだ歳入の説明はないが、歳出は借上料として247万3千200円に対し、歳入は職員駐車場料金として101万円なので、差額は福利厚生的なものかと捉えていいのかとの質疑に、執行部より、職員駐車場については、以前から不足しており庁舎近隣の土地を借りて運用しております。町内にはバスや鉄道路線もありますが、どうしても車で通勤せざるを得ない職員も当然いますので、以前からこのような形で運用しています。また執行部より、職員駐車場の不足対応につきましては、費用負担もありますので、職員組合と協議し、来庁者駐車場整備と併せて再度検討したいと思っておりますとの答弁でした。

委員より、現地調査で新庁舎の免震装置いわゆる建物地下ではありますが、この地下コンクリートの床面に水たまりができています。建物に水たまりはよくない、対応を考えるべきではないかとの質疑に、執行部より、免震ピットは構造としては建物内部ではなく外部になるため、排水側溝を設

け、水はポンプアップさせる構造となっておりますが、側溝からあふれた水が残った状況となっております。現地調査において指摘がありましたので、すぐに業者に連絡し対応を検討するよう準備をしていますとの答弁でした。

委員より、財政シミュレーションの予定はどうかとの質疑に、執行部より、振興計画の3年間、5年間の実施計画を作っています。向こう3年、5年で何をやるかということの事業調整とあわせて、財政シミュレーションをつくる必要があります。できれば12月ぐらいをめどに、ある程度の財政シミュレーションをお示しできたらと考えています。

委員より、普通財産売却収入に関して、特別養護老人ホーム敷地に係る分で、昨年6月議会において、公有財産の処分について議決した案件ではあるが、特別養護老人ホームなどの施設が今後30年間そこで安定的に運営されるのであればということで、議決したものと思うが、間違いなく安定して運営されることが町民の福祉に関わってくるとの質疑に、執行部より、町としては土地所有者と社会福祉法人との土地使用貸借契約により30年間は社会福祉施設として運用していくことの担保を取っているとの答弁がありました。

委員より、今回の件を受けて、町における財産処分についてのルール作りが必要だという意見に対し、検討することだったが進捗状況はどうか。対して、執行部より、公有財産処分につきましては、以前から処分する際の方針等を準備しており、熊本地震前のある程度の案は作成しており、現在は具体的な様式を含め準備を進めているところです。

委員より、社会福祉施設の運用に関して、提出された土地貸借契約書を確認する限り、30年間は担保されるものと思うが、今回の公有財産処分の問題の1つは議会に対して大切な情報を説明をしなかったということ。だから、議会としても議長と議運の委員長名で、議会への説明責任に関する申入れも行った。これについて執行部として肝に銘じてほしい。また、もう1つは、まちづくり基本条例に違反しているということ。町は業務を積極的に公開するとともに分かりやすく提供するよう努めなければならないと条例で定めてあり、このようなことがないよう、財産処分に係る方針等について、早急にまとめてもらいたいとの質疑に、執行部より、議会より申入れがありましたことをしっかりと肝に銘じ、きちんと説明責任を果たせるよう、今後ともやっていきたいと思いますとの答弁でした。

総務部防災交通課関係で。

○議長（桐原則雄君） 委員長ここでいいですか。しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午後0時04分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） それでは、引き続き委員長報告を行います。

総務部防災交通課関係につきまして、委員より意見として、カーブミラー設置工事費に不用額

が見られるので、要望があるのであれば、年度内に極力実施するほうが望ましいとの意見がありました。

委員より、防犯カメラ設置事業負担金の事業主体はどこかとの質疑に、執行部より、大津警察署及び大津地区防犯協会連合会になります。

また、委員より、防犯カメラの映像は、町で映像確認の要望をすれば見せてもらえるのかとの質疑に、執行部より、見せてもらうことはできます。特に、町が設置する防犯カメラについては、警察からの映像確認の依頼が多くありますとの答弁でした。

委員より、交通安全標識、標示工事について、白線工事の実績が4キロメートルとある。この工事は、住民の方も期待されている工事であり、計画的な実施を行っていくのかとの質疑があり、執行部より、今年度は、交通安全標識、標示工事に重点的に予算を配分しています。今後も、必要な工事に関しては予算計上を行い、継続して実施していきますとの答弁でした。

委員より、消防費の関係で消防団法被について、一般に売買されるという不適切な事案がある。消防団法被の更新や管理についてはどのようにしているのかとの質疑に、執行部より、消防団の法被は、各消防団分団の人数に応じて町が配備しています。長年の使用により古くなった法被は新しく更新しているところです。今後、古くなった法被の回収については、消防団と協議して検討していきます。また、法被を売買する不適切な事案があることについては、再度、消防団に注意喚起を行いますとの答弁でした。

委員より、消防団員の報酬見直しの予定はどうなっているのかとの質疑に、執行部より、現在、菊池圏域2市2町において、各防災担当課長と消防主任で協議しているところです。今後、再度協議し、報酬費の値上げに関することや条例改正の流れなどを検討するところでの答弁でした。

次に、総務部人権推進課関係で、委員より、女性の職業生活における活躍推進事業について、参加者の規模や周知期間はどの程度かとの質疑に、執行部より、令和2年度は、7名の参加がっており、周知期間は2か月前から実施しています。区長発送を活用した町内回覧や広報紙、町ホームページへの掲載、子育てサークル参加者や町内幼稚園保護者へのチラシの配布を行っていますとの答弁でした。

意見として、たくさんの方に周知することが大切であり、募集するターゲットを働く場所を求めている子育て世代とするのであれば、幼稚園や小中学校のPTAなどへの周知などを行い、有効的な働きかけを強化してほしいとの意見がありました。

委員より、コロナ差別について、どのような啓発を行ったかとの質疑に、執行部より、広報定例記事の中で、コロナ差別を題材とした記事を掲載しています。また、町ホームページにもコロナ関係のページの中に、「コロナ差別はやめましょう」といった内容を掲載していますとの答弁でした。

委員より、コロナ禍が始まって2年目だが、ワクチンに関連して、ワクチンを打たない人に対する差別といった事例は把握しているかとの質疑に、執行部より、いわゆるワクチン差別といったものが、全国的に問題となってきていますが、町内に関しては、現時点で相談は受けていませんと

の答弁でした。

次に、住民生活部住民課関係で、委員より、亡くなった人の情報提供はどのようにしているのか。また、その取扱いについて、個人情報保護法との関連で問題はないかとの質疑に、執行部より、国会議員や県議会議員の事務所から役場に問合せがあるため、新聞広報等に掲載してよいと同意をもらった場合のみ情報提供を行っていますとの答弁でした。

委員より、亡くなった人については個人情報保護の対象から外れると思うが、情報を提供する側と情報を知りたい側において、それぞれどうしたいか人によって違うため、深い議論が必要だと考える。喪主や遺族の意見を尊重するのが望ましいと考えるがどうかとの質疑に、執行部より、喪主や遺族の考えもありますので、内容については新聞掲載や国会議員等への情報提供なども含めて整理をしたいと思いますとの答弁でした。

次に、住民生活部環境保全課関係では、水質調査結果について、ホームページ等で公表するようお願いしたと思うが、その後どうなっているかとの質疑に、執行部より、まだ、公表しておりませんので、結果については、ホームページ等で準備が出来次第、速やかに公表したいと考えていますとの答弁でした。

委員より、合志市のクリーンの森にごみ焼却施設の場所が移転となり、距離が伸びた分どうしても業者として、忙しくなるのではないかと思うが、中継施設についてどう考えているか。また、行政区に入っていない方への対応はどう考えているかとの質疑に、執行部より、まずは、区や組に入らせていただくことをお願いしています。それでもどうしても入られない方がおられた場合は、やむを得ず近くのごみステーションをお借りできないか、それでもできない場合は、自宅前収集になりますが、できるだけ区や組に入らせていただくことをお願いしていきたいと考えています。中継施設については、現在研究を行っているところですよとの答弁でした。

住民生活部税務課関係で、メガソーラーが増えているが、課税の状況はどうか。また、太陽光パネルの減価償却の耐用年数は何年かとの質疑に、執行部より、町には、太陽光パネルの設置が増えておりますが、太陽光パネル部分は固定資産税の償却資産として課税し、土地については雑種地で課税しております。また、1メガワット以上の発電施設をメガソーラーと呼んでおり、その中でも規模の大きいメガソーラーの固定資産税が約1億3千万円となっております。また、太陽光パネルの耐用年数は17年ですよとの答弁でした。

以上、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、認定第1号関連については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

○議 長（桐原則雄君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第41号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄君） 賛成多数です。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、令和3年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。この採決はこの採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、令和3年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、令和3年度大津町外4ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決はこの採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、令和3年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、令和3年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、令和3年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、令和3年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採

決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、令和3年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、令和2年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する各委員長の報告は認定です。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄君） 賛成多数です。したがって、認定第1号は各委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第2号、令和2年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する各委員長の報告は認定です。

各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄君） 賛成多数です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第3号、令和2年度大津町外4ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第4号、令和2年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄君） 賛成多数です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第5号、令和2年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄君） 賛成多数です。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第6号、令和2年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第7号、令和2年度大津町公共下水道事業会計決算の認定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第8号、令和2年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

### 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（桐原則雄君） 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

### 日程第4 発委第4号 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第4 発委第4号、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発委第4号、提出者津田議会運営委員長。

○議会運営委員長（津田桂伸君） 皆さん、こんにちは。発委第4号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について趣旨説明を行います。

本意見書は、地方自治法第112条及び大津町議会会議規則第14条第1項及び第3項の規定により提出いたします。

提出者は、議会運営委員会となっています。

提出の理由の趣旨は、新型コロナウイルス感染拡大は甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活は厳しい状況に直面している。このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくため、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めるというものであります。

詳細はお手元に配布のとおりです。

なお、提出先は内閣総理大臣ほか記載のとおりです。

以上で、趣旨説明といたします。

議員各位の御賛同よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発委第4号、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出についてを採決します。この採決は、電子採決によって行います。

発委第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、発委第4号は議案のとおり可決されました。

日程第5 議案第50号 大津町新庁舎来庁者駐車場外構工事請負契約の締結について  
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第5 議案第50号、大津町新庁舎来庁者駐車場外構工事請負契約の締結についてを議題とします。

お諮りします。議案第50号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹君） 皆様、こんにちは。本定例会に追加、提案申しあげました案件の説明の前に、一言、御礼を申し上げます。

本定例会に御提案申しあげました、全ての案件につきまして、御議決をいただきまして、誠にありがとうございました。今後とも、議員の皆様の御指導、御助言を、よろしくお願い申し上げます。

それでは、追加提案いたしました案件の、提案理由の説明を申し上げます。

まず、追加議案集の1ページ、説明資料集の1ページをお願いいたします。

議案第50号、大津町新庁舎来庁者駐車場外構工事請負契約の締結についてでございますが、令和3年7月27日に条件付一般競争入札の公告を行い、9月2日に入札を実施いたしました。

入札の結果、宇都宮・小西建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池郡大津町大字室2137番地2、株式会社宇都宮建設、代表取締役、宇都宮誠二様と1億4千443万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。

そのために、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約につき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申しあげましたが、御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細については、担当部長から御説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、こんにちは。議案第50号の大津町新庁舎来庁者駐車場外構工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

この工事は仮設庁舎跡地に来庁者の駐車場整備を行う工事となります。

説明資料の1ページをお開きください。

大津町一般競争入札等に係る事務手続要領に基づきまして、条件付一般競争入札により実施いたしました。建設工事の種類、共同企業体の構成員数、それから格付及び営業所の所在地につきましては、記載のとおりでございます。

次に施工実績に関する事項として、平成19年度以降、元請として熊本県内において完成したRC造の建築一式工事で請負金額が1億円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工実績を有することとしております。また、配置予定技術者に関する事項として、①として施工実績に関する事項、同等以上の実績を満たす工事で管理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有すること。②として、建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。③として、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者としております。令和3年の7月27日に公告を行い、入札参加資格を確認し、9月2日に入札を実施いたしました。

説明資料の2ページをお開きください。

入札の結果について御説明をいたします。入札参加者は4社で入札の結果、宇都宮・小西建設工事共同企業体、代表者の株式会社宇都宮建設、代表取締役、宇都宮誠二様が1億3千130万円で落札され、契約金額は1億4千443万円となっております。入札参加者、入札金額、入札比率につきましては、記載のとおりでございます。工期は議会議決承認を経まして、町長が契約を成立をさせる旨の意思表示を通知した日の翌日から令和4年の3月15日までとしております。

なお、予定価格等につきましては、左の下に記載のとおりでございます。

続きまして、工事の概要について説明をいたします。

説明資料の3ページから5ページになります。

まず3ページですけれども、この工事は令和3年の7月12日に開庁をし業務を開始しております。新庁舎の来庁者駐車場を現在解体中の仮設庁舎跡地に整備をするもので、歩道と屋根とひさし、それから透水性のアスファルト舗装の来庁者駐車場を整備するものでございます。

説明資料の3ページを御覧ください。整備します来庁者の駐車場は、仮設の庁舎跡地に整備し図面中央に記載の車寄せのひさしと連携した歩廊ひさし、着色をしておりますけれども、その部分を建設することとしております。また、透水性のアスファルト舗装の駐車場90台分確保することとしております。

説明資料の4ページをお願いいたします。新築する歩廊ひさしの平面図で今回の工事におきましては、図面上部に位置します長方形のひさしになります。なお、車寄せのひさしと車椅子の駐車場につきましては、新庁舎建設工事にて既に整備を完了しているところでございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。歩廊ひさしの断面図になります。天井までの高さが約2.5メートルでひさしの幅が3.5メートル、歩道の幅が約1.8メートル、長さ30メートルの歩廊を設置することとしております。駐車部分は透水性のアスファルトで舗装約1千125平米、車道と歩道部分はアスファルト舗装で約3千277平米となります。また、新庁舎正面の広場につきましては、西側のオークス広場と連動した災害支援の拠点広場として整備をすることとしております。今後のスケジュールにつきましては、本日議決をいただいた後に本契約を行い、10月初旬には着工し令和4年3月15日の完成を目指したいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 駐車場の内容についてお尋ねをいたします。

先日障害のある方が、傍聴に車でおいでになられましたけど、現在役場の正面玄関左側に身障者用の駐車場が4台ですかね。その時、満杯でそこに止められなかったというような話がありました。要するに、身障者用の駐車場が4台で十分なのかどうかというのはちょっと不安な点がありますので、対応をどう考えておられるかお尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 今のところ、駐車場は4台としておりますけれども、合わせましてオークス広場のほうの西側のほうにも駐車場を整備することとしておりますので、その中の一角においても身障者用の駐車場確保をしておりますので、不足等がある場合についてはそちらのほうで運用していければと思っております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 状況を見て、不足するようであれば対応していただきたいと思います。

それからもう1点は図面の南東の角ですね。消防倉庫の前は、これは単なる歩道部分が広がるのか、どうもこの図面だとはっきりしませんが、どういう想定をなさっているのか、説明を求めたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） この図面の南東の部分のところのお話だと思います。

消防倉庫の前には、今の一部芝をしておりますけれども、残りの部分を芝とポケットパークな形で木を植えて、そしてちょっとしたベンチを置くような形で今計画を予定しております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） すみません、5ページの図面で、上のほうのAの断面図で左側のF1から

F2辺りの所の話になりますけれども、屋根の水勾配が既設の通路側の方に落ちていってますね。その下に水きりがありますので、こうなると今回作る屋根の部分からもとあった屋根の部分に移っていくときに、上から水が落ちてくるという形になるんじゃないかと思うんですけれども、その対応はどんななさいますか。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 屋根の雨水処理の話だと思います。

現在庁舎からひさができている部分がありますけれども、それについていわゆる水のが落ちるところがございませんので、今回作るのと合わせて一体的に雨水処理ができるような形で雨どいあたりも含めて検討はしております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

今回の1億数千万円ということですが、財源の内訳についてどうなっているのか質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 1億数千万円の財源の内訳ですが、1億円は其中で、消防倉庫の部分と今回の駐車場の部分ということになります。今回、災害復旧事業債を使っておりますので、その災害復旧事業債が約8千300万円、災害復旧事業債ということで、後残りについては一般単独の事業債関係と一般財源ということになっております。ちなみに一般単独事業債が合わせまして4千万円ぐらいの起債でやっておる状況でございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第50号、大津町新庁舎来庁者駐車場外構工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は、電子採決によって行います。

議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第50号は議案のとおり可決されました。

#### 日程第6 同意第5号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第6 同意第5号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。同意第5号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町長（金田英樹君） 提案いたしました契約案件につきまして、御議決をいただき、誠にありがとうございました。

次に、追加議案集の3ページ、説明資料集の6ページをお願いいたします。

同意第5号「大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございますが、委員の中尾精一様が、令和3年9月30日をもって、任期満了となられますが、引き続き、菊池郡大津町大字中島97番地、中尾精一様を、教育委員会の委員として任命いたしたいと思うものでございます。中尾精一様は、平成28年10月から大津町教育委員として、教育委員会活動の充実に努められておられます。36年間大津町役場職員として勤められ、退職後は、4年間の若草児童学園園長を経て、現在はNPO法人「ここりす」の理事長として障害児通所支援事業をされるなど、社会福祉の分野で活躍されております。

また、空手道の指導を通して、青少年の健全育成にも貢献されております。さらに、社会教育主事の資格を持ち、社会教育にも精通していることなど、人格が高潔で、教育、学術、文化に関する高い見識を持っておられ、引き続き、教育委員会の委員として適任と存じます。

教育委員会の委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 質疑いたします。

この方に関しては、特に以前からよく存じ上げている方で、この方についてどうのということではないんですけども、教育委員の選定の中で考えるべきこととして、ある程度年代であるとか、あるいは通算の任期であるとか、そうしたバランスを考えなければいけないのではないかと思います。

そこで、お尋ねしますが、現在任命されている委員さんの通算の基数と年期及び全体の平均年齢について教えてください。

○教育部長（羽熊幸治君） 佐藤議員の質疑にお答えします。

まず任期ですけれども、任期につきましては2期を務められている方が2名、1期目がお2人となっております。それから、平均年齢ということでもよろしかったですかね。2期がお2人、1期がお2人。それと平均年齢が58歳になります。4人の方の平均年齢が、以上です。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 今回提案の方が3期目になるんですかね。というところで、今回はどうか

と特にないんですけれども、今後については少しあまり長期にわたらないような選定というのを少しお考えいただければなと思うところです。

質疑は終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

確認ですけれども、今経歴を見ておまして、良く知った方でありまして私も人格的に申し分ない人だとそれは確信しております。ただ、障害児関係で社会福祉関係となりますと多くの補助金が出たりとかいろんな形がありますので、その点についての町との関係というものがきちんと整理されているのかなど。熊本市の場合は熊本市自体がいろんな形でやっていきますけれども、大津町の場合は熊本県が確か管轄でいろんな福祉関係をやると思うんですよ。ただ、町との関係がきちんと線引きがなされているのかというのは非常に重要な問題ですので、この点についての確認というのは、きちんと整理整頓されているのかどうかお聞きいたします。質疑いたします。

○教育部長（羽熊幸治君） 永田議員の御質疑にお答えします。

NPO法人のココリスを今運営されております。内容的には障害児の通所支援事業、放課後当のデイサービスあたりの事業をやられているところです。これにつきましては、利用につきましては厚生労働大臣が定める基準に基づき業務を委託されるものでございます。これにつきましては、国に定められて基準単価が決めっておりますので、これについてのサービス提供という形になります。ですので、心配される請負の禁止とかそういった条項には対象にはならないということで確認をしております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。同意第5号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は、電子採決によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和3年第5回大津町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後1時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年9月17日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 豊 瀬 和 久

大津町議会議員 佐 藤 真 二